

北海道議會時報

第 4 卷 第 6 號

昭 和 27 年 6 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第6号(昭和27年)

議會の動き

常任委員會

總務委員會

○五月二日、午前十一時、第一委員室において開議、西田(信)委員長(自)より、四月十二日の本委員會で決定した府縣の電源調査視察について執行部より、日程の説明を求め、これを諮つた結果左の通り決定。

一、府縣名

第一班 神奈川、宮崎、新潟 各縣

第二班 神奈川、富山、高知 各縣

二、派遣委員

第一班 西田(信)(自)吉田(定)(協同)桑野(自)高田(社)

中山(民)伊藤(公)各委員

第二班 安達(自)齋藤(道政)畑野(自)中野(社)岡田(協同)

各委員

ついで電源開發問題、今年の事業計畫等について委員長及び桑野委員(自)より質疑があり應答の後、弘報課長より二十七年事業計畫について説明があつたが、桑野委員(自)及び中山委員(民)より後刻機會を見て検討することにしてはどうかの發言があり、委員長よりその旨を述べて、午後一時散會。

文教委員會

○五月二日、午後一時十五分、第一委員室において開議、糸川委員長(協

同)より十勝沖震災による文教施設視察、並びに中央折衝の状況について、派遣委員の報告を求め、まず日高、十勝班を代表して安達委員(自)より、ついで釧路、十勝班を代表して林副委員長(民)より被害状況及び、復舊状況、並びに現地の要望事項について夫々報告があり、又中央折衝については、糸川委員長より、①義務教育國庫負擔の問題、②團體誘致運動、③スピードスケート世界選手權大會財源確保、④屋内體操場坪數擴張の問題、⑤十勝沖地震對策の五項目について經過概要の報告があり、ついで國體誘致、スピードスケート選手權大會についてその後の状況を道教委保健體育課次長より説明があつた。さらに糸川委員長より今まで議題になつた問題で中央折衝面が多々残されており、この際總務委員として府縣へ電源視察に出張した以外の委員五名の内から組み合せを考え中央折衝を行つては、と諮り全員異議なく、委員長一任と決定、又、西田(信)委員(自)より關係機關を以つて構成豫定のスピードスケート選手權大會招致委員として文教委員長を推薦したき旨の動議があり、全員異議なくそのことに決した。次に遠山道教委管理部長より十勝沖地震による文教施設災害對策の經過及びその後の状況について説明があり、西田(信)(自)、塚田(勞)委員より、つなぎ融資の消化、坪當り單價等について質疑があり、答辯があつて後、委員長より積雪寒冷地帯文教施設状況等の府縣視察を諮り、派遣委員に糸川委員長(協同)、太田委員(社)、塚田委員(勞)の三委員を決定、更に、五月十日に岩見澤市で開催の地方自治振興第二回全道青年辯論大會に林副委員長(民)を派遣することをはかり、異議なくそのことに決し、午後二時四十分散會。

水產委員會

○五月九日、午前十一時十分、第二委員室において開議、議事に先立ち、正副委員長欠席のため、委員長代理選任について協議、村山委員(民)を委員長代理とすることに決定、議事に入る。水產部長より ①漁業災害に對する融資については第一次分一億五千萬圓の措置がなされた、②

噴火灣小手網漁業は現在百三十二隻の残存船がありこれを五屯十馬力以下のボタン蛭操業船五十七隻を残し他の小手網船を二カ年で整理したい、③漁業證券の資金化については農林中央金庫本所で一括代理受領し、今月末までに約十億二千萬圓の政府買上げの見通しがついた、④マーライン撤廢後における千島方面サケ、マス流網漁業について根室から齒舞諸島海區にかけて本道漁業規則の適用外とし、農林大臣の許可漁業とする方針が、中央漁業審議會で決定されたが、この適用に當つては本道と協議の上最後決定を見る建前から松平委員長が急遽上京し、本案に對する反對意見を表明することになつており、本漁業の重要性より委員會としても協力願ひたい旨、説明があり、なお新川委員(勞)より過般水産關係懸案事項について上京折衝の経緯に關する概況報告があり、これに關連して部長より、漁港關係豫算の執行について説明があつた。

つづいて質疑にいり井口(社)三浦(協同)委員より噴火灣の小手網船の整理について、濱森委員(道政)より、北洋漁業試験船の結果報告について、又魚粕リンク米について、井口委員より春鯨の不漁地帯の對策について、沖野委員(公)より利尻水道入會船の取締強化、カトウ鰈の流釣漁業、水産關係機械貸與、各單協に對する系統機關の借入金長期切替、鯨、ホッケ不漁對策について質疑應答の後一旦休憩、午後一時五十五分再開。

村山委員長代理、漁業取締船北斗丸が明日室蘭市において竣工式舉行につき、これに出席と水族館建設工事狀況視察を兼ね、委員を派遣することを諮り、派遣委員に、勢田(自)本多(協同)三浦(協同)井野(社)の各委員を決定、引續き、濱森委員(道政)より先般議會における機構改革申中の水検を支廳統合について、發言あり、また水産部長の意向をただしたる後、井野(社)新川(勞)沖野(公)本多(協同)各委員より、活潑な意見の發表があつたが結論に至らず、村山委員長代理、本件は各自において更に検討することとし、一應保留する旨を述べ、なお、民生委員會決定の道内視察について、水産關係を併せ、日程、視

察地は委員長一任のことを諮り、そのことに決定、午後三時散會。

民主委員會

○五月八日、午前十二時四十五分、第二委員室において開議、民生部長より災害救助法の一部改正、災害金庫法の二法案について中央折衝の経過を報告、ついで二十七年豫算中重要豫算の執行狀況として社會福祉會館及び生活刷新費の効率的使途、並びに生活協同組合に對する貸付金の貸付狀況、母子金庫の運営について説明、更に戦歿者追悼式執行に要する経費の追加等について説明があり、これに對し、井野委員(社)より追悼會の経費について、井口委員(社)より、母子金庫について、濱森委員(道政)より、社會福祉協議會について、また消防貯水池の補助について、大島委員(民)より、福祉會館の財源について、また生活刷新費に對する道の基本方針について質疑及び意見が述べられ、應答の後午後一時二十分一旦休憩、午後二時二十分再開、本多委員長(協同)より民生關係道内視察並びに災害救助法改正、災害金庫法制定、國費豫算増に對する上京委員について諮り、つぎのように決定、たお道内視察については、明日の水産委員會において水産ともかみ合わせ考慮することに決定、午後三時散會。日高、膽振地方井野、井口、坂東、三浦委員、釧路地方濱森、大澤、沖野、勢田各委員、十勝地方新川、大島、本多各委員、上京委員、濱森、三浦、本多各委員。

商工委員會

○五月十九日、午前十一時二十五分、第四委員室において開議、宮坂委員長(民)より、小水力發電施設に對する長期資金増額要望、北海道拓殖銀行に對し、長期と短期融資の兼營等について上京折衝の経過について報告があり、引續き、電力問題を議題に供し、商工部長より説明あり、委員長より十勝川水系開發について中央要望、佐藤委員(協同)より電源開發本部についての機構の運用について意見あり、ついで北海道主要

港と本州間定期航路問題、北海道の電気通信施設増強問題を議題に供し、商工部長の説明、三室(自)森川(社)各委員より意見が述べられ一旦休憩、午後零時五分再開、道内主要都市における自動車のメーター制實施の問題については山内(勞)森川(社)三室(自)委員より意見があり、さらに小水力發電施設に對する長期資金の問題については、四十榮(民)委員より離島における電源開發について風車利用等の意見もあり再度休憩、午後零時四十分再開、北海道拓殖銀行に對し長期及び短期融資兼營問題については、商工部長より兼營を認められない事情について説明、坂東(浩)(公)、四十榮(民)委員より意見あり、朝日委員(協同)より小水力發電施設に對する長期資金増額要望等中央折衝委員派遣について發言あり、委員長よりこれを諮つて、委員は三名、人選は委員長一任に決定、ついで三室委員(自)より、道立ブロック建築指導所の位置について質疑、商工部長より答辯があり、三室委員は建築委員會と合同委員會を開いて協議する要がある旨の意見を述べ、午後一時二十五分散會。

労働委員會

○五月十九日、午前十一時十分、第四委員室において開議、四十榮委員長(民)先進都市における職業補導事業調査を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで森川委員(社)より失業對策事業の枠の見透、及び現行就労者の平均賃金等について労働部長の説明を求めて一旦休憩、午後一時三十分再開、森川委員の質問に對し労働部長より失對事業の枠については日儲労働者の月間平均稼働日數二十五日間確保できる範圍まで擴充すること、現行就労者平均賃金單價の増額補助、本道の冬季燃料手當支給の特別措置について中央に對し要望したい旨の説明あり、宮坂委員(民)より、本件については中央に對し強力に要望する必要があるので委員を派遣してはどうかの發言があり、四十榮委員長、これを諮つてそのことに決定、派遣委員について協議の結果、職業補導事業調査には坂東(浩)(公)武田(協同)、西村(社)、窪田(公)の四委員を、東

京都、名古屋、大阪市、京都市に派遣すること、また失業對策事業に關する中央折衝には宮坂(民)、三室(自)、山内(勞)、森川(社)の四委員を派遣することに決定、午後二時十分散會。

開拓委員會

○五月十九日、午後一時三十七分、第二委員室において開議、宮北委員長(協同)、土地改良關係災害復舊費について理事者の説明を求めた後、中央折衝經過の報告をなし、質疑應答の結果、土地改良事業、及び、かんがい排水事業の國庫補助基準が、近く改正され、從來より補助率が少くなるので、本件については、國の補正豫算計上ともならみ合せて、委員を中央折衝に派遣することに決定、ついで山火状況を理事者より聴取、質疑應答の後、日高、十勝管内における震災、及び風害状況調査のため委員を派遣することに決して、午後三時五十二分散會。

林務委員會

○五月十九日、午前十一時六分、第二委員室において開議、大久保副委員長(民)より「からまつ」の幼苗を長野縣、山梨縣に養成を委託する件についての現地調査、及び東京木炭倉庫、並びに東京木材倉庫視察の結果報告があり、ついで理事者より山火状況の説明を聴取、山火對策について質疑應答の後現地調査に委員派遣並びに林業關係國庫補助の増額について中央折衝のため委員派遣を決定、午前十二時四十分散會。

建築委員會

○五月二日、午前十時四十五分、第四委員室において開議、清水委員(自)より公營住宅建設制當及び融資住宅の枠折衝のため上京した經過の概要について報告があり、融資住宅について西田(正)(民)、川人(道政)、新保(公)委員より、災害住宅の木材について土山(公)委員より質疑あり、應答の後、旭委員長(自)よりブロック建築指導所の現在までにお

ける進捗状況について理事者の説明を求め、建築部長より説明、續て

さきに決議された同指導所に工業試験場の建物利用について、時田（道政）、道下（協同）、西田（正）（民）、土山（公）の各委員より意見があつたが委員長は、あくまで決議を尊重し全力を傾注、その結果について報告せられたい旨を述べて暫時休憩、再開後耐震、耐火、耐風住宅の普及状況及び一般建築物視察の件を議題に供し、第一班は旭川市以南、十日より十日間、派遣委員は清水（自）、大竹（協同）、時田（道政）、道下（協同）、川人（道政）、笠井（協同）、の六委員、第二班は旭川市以北、十五日より十日間、派遣委員は、旭委員長（自）、池戸（勞）、榊原（社）、中牧（自）、土山（公）、宮津（自）、新保（公）、菊地（民）、西田（正）（民）の八委員を決定、更に、内地府縣實情視察の希望について諮り、新保（公）、大竹（協同）、土山（公）、時田（道政）、宮津（自）の五委員を派遣することに決定、宮津委員（自）より先の土木委員會において決定の土木事情視察の件をはかりたい旨を述べ、派遣委員をつぎの通り決定、午後二時二十五分、散會、網走班 西田（正）（民）、道下（協同）、大竹（協同）、旭（自）、宮津（自）、川人（道政）、菊地（民）、笠井（協同）、多田（道政）の九委員、日高膽振班 清水（自）、土山（公）、新保（公）、中牧（自）、時田（道政）、池戸（勞）、榊原（社）の七委員

○五月九日、午後一時二十分第四委員會室において開議、旭委員長（自）より道立ブロック指導所の設置について諮り、工營課長より總合調査の結果工業試験場の一部轉用は不可能なる旨の説明あり、委員長及び時田（道政）、川人（道政）、土山（公）、宮津（自）、西田（正）（民）各委員より、この點について意見、質疑の應答がかわされたが、結論に至らず午後二時十分一旦休憩、同三十分再開、委員長よりこの際小委員を挙げ、理事者側の候補地選定に協力することにし、その結論をまつて委員會を招集することについて諮り、そのことに決し榊原（社）、西田（正）（民）、池戸（勞）、土山（公）、時田（道政）、大竹（協同）各委員を小委員に決定、他にオブザーバーとして旭委員長（自）を加えることとし、午後二時四十五分散會。

會。

○五月九日、午後二時五十分、第四委員會室において建築小委員會を開議、小委員主査に西田（正）（民）委員を決定、ブロック指導所設置場所について諮り、大竹（協同）、池戸（勞）、時田（道政）委員より意見あり、まづ生産地と消費地のいづれを主にするやについては、消費地にすることを了承、つぎに候補地については、池戸（勞）、時田（道政）、土山（公）委員より意見あり、結局理事者の案をまつて検討することに決し、西田主査より明日理事者の提出せる候補地につき視察し、検討することを諮り、そのことに決し、午後四時二十分散會。

○五月十日、午前十時三十四分議長室において、建築小委員會を開議西田（正）主査（民）より昨日に引きつづき、ブロック指導所場所について諮り、理事者側より候補地について説明あり午前十一時三十五分休憩、札幌市三カ所、琴似町二カ所、江別町三カ所の現地視察をなす。視察の結果により議事を進め、時田（道政）、大竹（協同）、榊原（社）委員より意見及び理事者との間に質疑應答があり、調査結果の報告後、直ちに委員會を持つことに決し、二十三日小委員會、二十四日委員會招集を了承、午後五時十分散會。

○五月二十三日、午後一時二十五分、第四委員會室において建築小委員會を開議、西田（正）主査（民）より北海道立ブロック建築指導所の候補地について、先に理事者に要求した明細な資料に基いて審議する旨を述べ、資料について住宅課より逐次説明にはいり ①清水木材工業株式會社合板工場構内地については池戸（勞）、時田（道政）委員より質疑あり應答の後 ②泰和工業株式會社移設地隣接地 ③東札幌土地區畫整理組合區畫内二カ所 ④雪印乳業株式會社裏國有地について説明、これについては池戸委員（勞）より質疑、應答の後、⑤ビール會社製麥工場用地、⑥輕川驛前農協用地及び明治乳業株式會社札幌牧場用地 ⑦桑園國鐵用品庫用地について説明、次に既存工場に移り、①朝日建材工業株式會社工場については説明省略 ②北海道開發株式會社苗穂工場 ③同會社野幌工

場 ④河島コンクリート工業株式会社月寒工場と逐次説明暫時休憩、休憩中各委員と理事者側との間に種々論議が交され、午後四時再開、西田主査より北海道立ブロック建築指導所候補地として用地十カ所、既存工場五カ所のうち、再審議有力のものは、用地として ①清水木材工業合板工場構内地、②雪印乳業裏國有地、③ビール會社製麥工場用地、既存工場として、①朝日建材工業株式會社工場、②北海道開發苗穂工場、③同野幌工場を慎重に検討の上、決定したい旨を語り、異議なくそのことに決定なお、明二十四日の建築委員會においては今日の審議状況より結論を出す段階になく、小委員會設置以降本日までの中間報告、及び小委員以外の委員にも本日再審議になつた箇所について視察してもらふことにして、どうかをはかり、異議なくそのことに決し、午後四時三十分散會。

○五月二十四日、午前十時三十七分、第四委員會において開議、旭委員長（自）より去る五月十日、及び十五日より、道北、道南地方の道有公共施設及び公營住宅の視察についてその報告を求め、清水副委員長（自）より道南地方の視察結果について報告があり、左の事項を強張。
① 道有公共建築物は大なる損傷を受ける前に修理することが必要である。

② 思い切つた修理費を計上し萬全を圖りたい。
又、旭委員長より道北並びに道東地方の視察結果について報告があり左の事項を強張。

③ 北見結核療養所の水道増設については患者收容數二百五十ベツトにも拘らず、水量不足のため現在四十八名の收容をするに過ぎず、早急水道敷設方陳情があり、調査の結果、敷地決定に慎重を欠く憾がり、この點今後の建築は土地の選定に充分留意すべきである。

報告終了後、新保委員（公）より道有公共建築物の取扱ひについて、西田（正）委員（民）より結核病棟の位置の選定について質疑があり應答の後、西田（正）小委員會主査（民）より北海道立建築指導所に關する、小委員會の審議の中間報告があり、更に再審議の用地三カ所、既存建物三カ所

について住宅課長より説明、川人委員（道政）より、土地買収費について質疑あり、委員長、西田（正）委員、住宅課長より應答あり、ついで土山委員（公）より六カ所の再審議について質疑あり、西田（正）（民）新保（公）池戸（勞）時田（道政）委員より應答があつて一旦休憩、休憩中、北海道開發株式會社苗穂工場を除く五カ所を八委員が視察後、再開、委員長より用地の具體的資料について理事者に依頼すると共に小委員會において決定の六カ所の候補地につき検討の上最後の線を出してもらふことにしてどうかをはかり、異議なくそのことに決定、午後五時三十分散會。

土木委員會

○五月一日、午後一時二十五分、議長室において開議、宮津委員長（自）より道路法改正に伴う一、二級國道認定折衝經過について報告、これに對し、中牧（自）、川人（道政）より質疑あり、委員長の答辯があつて後、震災地の土木工作物視察の件を語り、西田（正）（民）、清水（自）、新保（公）笠井（協同）委員より意見があつたが、中牧（自）委員の意見により、視察時期は次期議會終了後に、また明日建築委員會があり、道内建造物視察について相談することになつていたのでその際に協議することに決定、ついで、震災地緊急箇所 の査定、今年度街路側溝の豫算内示、釧路埠頭工事費決定について關係部課長より説明あり、委員長より土木工事施行については起債の見透しが全部つかなくとも、工事が遅れぬよう要望し、次に付託請願、陳情の審査にiri、請願第二百二十四號、第二百二十五號は採擇、同第二百二十七號、第二百二十九號、第三百三十號は調査保留、陳情第二百二號は不採擇に決し午後三時六分散會。

○五月二十七日、午後一時二十分、第四委員會室において開議、宮津委員長（自）より道路法改正に伴う國道認定について中央の動きを説明、この問題の折衝について中央に委員派遣方について語り、新保（公）西田（正）（民）委員より意見あり、一旦休憩の後、清水（自）時田（道政）笠

井（協同）委員派遣に決した。

つぎに音江村長より内太郎川を道費支辨河川に編入について陳清があり、ついで漁港事務を水産部に移管することを不可とする理由について港灣課の説明を聴取、委員長、西田（正）（民）時田（道政）中牧（自）笠井（協同）委員より意見があり、結局委員長は水産部長と懇談の上検討することに決した。つぎに電源開發を土木部の所管にすることについては委員会としても今後検討することとし、午後三時五分散會。

十勝中地震災害復舊對策その後の動き

災害關係も五月にはいつてからは、各省からいよいよ安本、大藏省に持ちこまれることになり、折衝の範圍も非常に縮小された。中旬より宮津副委員長、菊地委員が上京、さらに滯京中の兒玉委員長を加えて、議員連盟とも協力、安本、大藏省に對して運動を集中した。その経過はつぎの如くである。

1 漁業、農林業については、既に法的措置を終り、融資對象別融資枠も決定、住宅、上水道、保健衛生、農地及び農業施設關係、林業、開拓、都市計畫、金融關係などいづれも結論に達した狀況でありただ公共土木關係の建設省分の査定の一部、災害救助法の改正問題及び學校復舊關係起債その他の財政措置が残された大きな問題となつた。

2 特に學校關係については、被害坪數、單價、補助率集合煙突の問題については道の要求と相當開きがあり、運動の中心も自然に學校問題に重點がおかれた。なお財政措置については數字的に固らぬ關係もあり、當然、今後の折衝に待つわけである。

3 五月二十三日衆議院會館に議員連盟の會合を持ち打合せの結果、翌二十四日國會及び道議會の各黨代表は、安本、大藏省に對し陳情をした。

4 かくて五月二十六日次官會議、二十七日閣議において災害公共事業費第一次配分案が決定された。即ち被害額四十二億四千百萬圓（補助事業及び直轄事業）に對し第一次分は事業費七億六千四百萬圓内國費五億七

千萬圓（補助分四億四百萬圓直轄分一億六千六百萬圓）と發表された。

特別委員會

震災對策特別委員會

○五月二日、午前十一時十分、第三委員室において開議、兒玉委員長（自）より中央折衝の経過によつて報告、多本（協同）坂東（秀）（公）委員より補足説明、一旦休憩、午後一時五分再開後理事者側より ①中央において決定された對策及び道本部において決定した對策並びに目下交渉進行中の諸對策について、現地では具體的にどのように進行しているか ②被害數字はその後どのようにまとまつているか ③金融或いは住宅等については、實際の申込はどのようになつてゐるか ④被害に對する現地査定の結果はどうか ⑤今後さらにとるべき方策についてはどうか、の諸點について説明を受け、ついで震災對策についても大體最終的段階にきてゐるので、委員會の今後のあり方について委員長より諮り、宮坂（民）坂東（秀）（公）川人（道政）平野（公）宮津（自）菊地（民）本多（協同）太田（社）新川（勞）各委員より意見があつて、結局委員會は大よそ次の議會まで存置し、中央の問題も大體大藏省、安本に焦點が移りつつあるので、もう一度折衝の上、狀況を見極め適當の時期に常任委員會に引繼ぐことの結論に達し中旬頃の上京委員については人選時期とも委員長一任と決し、午後四時二十五分散會。

會 合

全國都道府縣議會議長會臨時會

○五月一、二の兩日、東京都において開催、つぎの事項を決定、なお一、地方自治法改正法案中反對要望については直ちに運動にはいつた。

一、地方自治法改正法案中、反對要望について

議員定數縮減及び定例會廢止反對につき、國會修正方を再要望することに決定。

二、義務教育費國庫負擔に關する要望について

三、地方制度調査會の委員に地方議會の代表者を多數參畫せしむるよう措置方要望について

右二件を決定、要望書をそれぞれ關係方面に提出することにした。

八大都道府縣議會議長會

○五月五、六の兩日、京都市において開催、つぎの事項を審議決定した。

一、未歸還者及び留守家族の國家補償について

二、海外引揚者に對する國家補償について

三、道路の整備改善及び路面の恒久鋪裝化促進について

右三件はそれぞれ決定の上、内閣總理大臣外關係方面に要望した。

ついでつぎの事項について協議した。

一、地方自治法改正の今後の對策について

二、地方制度調査會委員の割當について

三、全國議長會の開催方式について

四、地方議會出身衆議院議員の組織化について

五、自轉車競技法の改正要望とその運動方法について

八大都道府縣議會事務協議會

○五月七、八日の兩日、名古屋市において開催、つぎの事項を協議した。

一、議會事務局職員を特別職とすることについて

二、事務局職員に對する特別給料表設定の有無について

三、議長秘書の定數待遇について

四、講和發効記念行事について

五、議會交際費、報償費等の局長渡切について

六、自動車整備狀況について

七、會則の改正について

一道北部七縣議會議長會

○五月十五、六の兩日、山形縣上山において開催、つぎの事項を審議決定した。

一、接收解除建物の補償について

一、駐留軍接收地以外の損害補償制度立法化について（修正可決）

一、牧野利用權設定について

一、國有林解放について

一、自治消防の整備強化について（修正可決）

一、電力需給について

一、中小企業對策の促進について

一、母子福祉法制定促進について

一、未歸還者家族援護のため給與増額方について

一、災害復舊國庫負擔金交付について（修正可決）

一、桑園凍霜害應急對策について

一、自治廳設置法案について

一、戰爭犯罪者の釋放について

資料

十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に関する特別措置法施行令

昭和二七、四、二二政令第百十一號

内閣は、十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に関する特別措置法（昭和二十七年法律第八十九號）に基き、この政令を制定する。

（漁業共同利用施設）

第一條 十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に関する特別措置法（以下「法」という。）第一條の漁業共同利用施設は、漁業者の共同利用に供する漁船修理場、漁船機關修理場、漁具干場、漁船のための給水及び給油施設、荷さばき所、荷役機械、水産倉庫、漁具倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、陸上無線電信、陸上無線電話及び氣象信號所とする。

（金融機關）

第二條 法第二條第一項の金融機關は、商工組合中央金庫、銀行又は信用金庫とする。

（法第二條第一項の契約の締結）

第三條 政府と法第二條第一項の契約を結ぼうとする融資機關（法第二條第一項に規定する融資機關をいう。以下同じ。）は、當該融資機關が同項に規定するものに對してする同項の融資で昭和二十七年九月三十日までになされるものについては同年六月三十日まで、同年十月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされるものについては昭和二十七年九月三十日まで、それぞれ當該融資機關における融資の豫定額その他農

林大臣の定める事項を記載した契約申込書を農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、法第二條第一項の規定による契約を結ぼうとするときはあらかじめ、大藏大臣に協議しなければならない。

（融資の條件）

第四條 法第二條第一項の規定による契約に基く損失補償及び利子補給の對象となる融資は、左の各號の條件に該當するものに限る。

一、當該融資を受けて行おうとする法第一條の漁業施設についての損害の復舊が有効であり、且つ、確實に實行できるものであること。

二、當該漁業施設についての損害の復舊のために必要な資金を當該融資以外の方法によつて調達することが困難であること。

三、當該融資を受けて損害を復舊しようとする漁業施設によつて行ふ漁業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七號）による免許、許可又は起業の認可を要するものであるときは、その免許、許可又は起業の認可を受けていること。

四、當該融資を受けて行おうとする漁船についての損害の復舊が漁船法（昭和二十五年法律第七十八號）第三條の二の規定による許可を要するものであるときは、その許可を受けていること。

2 前項の融資は、その償還期限及び据置期間が、左表の上欄に掲げる融資の種類ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める條件に従ひ、且つ、その償還方法が、元本均等償還の方法によるものに限る。

融資の種類	償還期限	据置期間
一、漁船又は漁業共同利用施設についての復舊資金	一年以上五年以内	一年以内
二、漁具又は水産動植物の養殖施設についての復舊資金	一年以上三年以内	一年以内

（都道府縣知事の意見）

第五條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、第三條の融資をし

ようとするときは、當該融資が前條第一項各號の條件に該當するかどう
かについて當該融資を受けようとする者の住所を管轄する都道府縣知
事に對し、書面による意見を求めることができる。

(融資の報告)

第六條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、第四條第一項に規
定する融資（以下「融資」という。）をしたときは、すみやかに、融資
を受けた者の氏名又は名稱及び住所、融資の金額、利率、償還期限、据
置期間、利子支拂及び元本償還の方法及び場所その他融資の條件を記載
した報告書に、前條の規定により求めた都道府縣知事の意見書がある場
合にはこれを添付して、農林大臣に提出しなければならない。

(法第三條の期間及び遅延利子)

第七條 法第三條第一項の期間は、融資の償還期限が一年以上二年未満の
場合にあつては三カ月、一年以上三年未満の場合にあつては六カ月、三
年以上五年以内の場合にあつては一年とする。

2 法第三條第一項の遅延利子は、前項に定める期間内における融資残高
に對し、當該融資の條件として定められた利率（その利率が日歩四錢を
こえる場合には日歩四錢）により計算した金額とする。

(損失補償の請求)

第八條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、當該融資機關がし
た融資について損失（法第三條第一項に規定する損失をいう。以下同
じ。）を生じた場合において、法第二條第一項の契約に基き政府に對し
損失補償を受けようとするときは、損失に關する計算書を作成し、これ
を當該損失の生じた日から一年以内に農林大臣に提出しなければならな
い。

(法第四條の利子の計算)

第九條 法第四條の規定により政府が補給する利子は、毎年、前年の十一
月一日からその年の四月三十日までの期間及び五月一日から十月三十一

日までの期間ごとに、その期末における融資残高（償還期限の到來した
ものを除く。）に對し年四分の割合で計算した金額に當該期間内に償還
期限の到來した融資についてその期首からその償還期限到來までの期間
につき年四分の割合で計算した金額を加えた金額とする。

(利子補給の請求)

第十條 法第二條第一項の契約を締結した融資期間は、當該融資機關がし
た融資について利子補給を受けようとするときは、利子補給に關する計
算書を作成し、これを前條の期間満了の日から三カ月以内に農林大臣に
提出しなければならない。

(書類の様式)

第十一條 第三條第一項の契約申込書、第六條の融資報告書、第八條の損
失に關する計算書及び第十條の利子補給に關する計算書には、それぞれ
その寫二通を添付するものとする。

2 前項の書類の様式及記入の方法は、農林大臣が定める。

附 則

この政令は公布の日から施行する。

**十勝沖地震による農林業災害の復舊
資金の融通に關する特別措置法施行令**

(昭和二七、五、一三政令第百四十七號)

内閣は、十勝沖地震による農林業災害の復舊資金の融通に關する特別措
置法（昭和二十七年法律第百三十四號）に基き、この政令を制定する。

(農林業共同施設)

第一條 十勝沖地震による農林業災害の復舊資金の融通に關する特別措置
法（以下「法」という。）第一條の農林業共同施設は、農林業者の共同利
用に供する精米工場、精麥工場、製粉工場及びでん粉製造工場とする。

(金融機關)

第二條 法第二條第一項の金融機關は、商工組合中央金庫、銀行又は信用金庫とする。

(法第二條第一項の契約の締結)

第三條 政府と法第二條第一項の契約を結ぼうとする融資機關(法第二條第一項に規定する融資機關をいう。以下同じ)は、當該融資機關が同項に規定する者に對してする同項の融資で昭和二十七年九月三十日までになされるものについては同年六月三十日まで、同年十月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされるものについては昭和二十七年九月三十日まで、それぞれ當該期間内における融資の豫定額その他農林大臣の定める事項を記載した契約申込書を農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、法律第二條第一項の規定による契約を結ぼうとするときは、あらかじめ、大藏大臣に協議しなければならない。

(融資の條件)

第四條 法第二條第一項の規定による契約に基く損失補償及び利子補給の對象となる融資は、左の各號の條件に該當するものに限る。

一、當該融資を受けて行おうとする法第一條の農林業施設についての損害の復舊が有効であり、且つ、確實に實行できるものであること。

二、當該農林業施設についての損害の復舊のために必要な資金を當該融資以外の方法によつて調達することが困難であること。

2 前項の融資は、その償還期限及びすえ置期間が、左表の上欄に掲げる融資の種類ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める條件に従ひ、且つ、その償還方法が、元本均等償還の方法によるものに限る。

融 資 の 種 類	償 還 期 限	す え 置 期 間
一、農舎、畜舎、サイロ又は農林業共同施設についての復舊資金	一年以上五年以内	一年以内
二、炭がまについての復舊資金	一年以上三年以内	一年以内

(都道府縣知事の意見)

第五條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、第三條の融資をしようとするときは、當該融資が前條第一項各號の條件に該當するかどうかについて、當該融資を受けようとする者の住所の所在地を管轄する都道府縣知事に對し、書面による意見を求めることができる。

(融資の報告)

第六條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、第四條第一項に規定する融資(以下「融資」という)をしたときは、すみやかに、融資を受けた者の氏名又は名稱及び住所、融資の金額、利率、償還期限、すえ置期間、利子支拂及び元本償還の方法及び場所その他融資の條件を記載した報告書に、前條の規定により求めた都道府縣知事の意見書がある場合にはこれを添附して、農林大臣に提出しなければならない。

(法第三條の期間及び遅延利子)

第七條 法第三條第一項の期間は、融資の償還期限が一年以上二年未満の場合にあつては三カ月、一年以上三年未満の場合にあつては六カ月、三年以上五年以内の場合にあつては一年とする。

2 法第三條第一項の遅延利子は、前項に定める期間内における融資残高に對し、當該融資の條件として定められた利率(その利率が日歩四錢をこえる場合には、日歩四錢)により計算した金額とする。

(損失補償の請求)

第八條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、當該融資機關がした融資について損失(法第三條第一項に規定する損失をいう。以下同じ)を生じた場合において、法第二條第一項の契約に基き政府から損失補償を受けようとするときは、損失に關する計算書を作製し、これを當該損失の生じた日から一年以内に農林大臣に提出しなければならない。

(法第四條の利子の計算)

第九條 法第四條の規定により政府が補給する利子は、毎年、前年の十一月一日からその年の四月三十日までの期間及び五月一日から十月三十一

日までの期間ごとに、その期末における融資残高（償還期限の到来したものを除く。）に對し年四分の割合で計算した金額に當該期間内に償還期限の到来した融資についてその期首からその償還期限到来までの期間につき年四分の割合で計算した金額を加えた金額とする。

（利子補給の請求）

第十條 法第二條第一項の契約を締結した融資機關は、當該融資機關がした融資について利子補給を受けようとするときは、利子補給に關する計算書を作製し、これを前條の期間の満了の日から三カ月以内に農林大臣に提出しなければならない。

（書類の様式）

第十一條 第三條第一項の契約申込書第六條の融資報告書、第八條の損失に關する計算書及び前條の利子補給に關する計算書には、それぞれその寫二通を添附するものとする。

2 前項の書類の様式及び記入の方法は、農林大臣が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

地方自治法改正案衆院通過

六月七日つぎのような、自由、改進黨の修正案が衆院を通過した。なお社會（兩派）社民の共同修正案も參考として掲記した。

自由、改進黨の修正案の趣旨説明に立つた野村委員（自）はつぎのような發言をした。

「……議員定数の問題は三年先のことであり、これは將來の問題として地方制度調査會の研究に委ね、この際このような重要な問題は見送ることとした……」

地方自治法の一部を改正する法律案に對する修正案

Ⅱ 自由、改進黨共同修正案 Ⅱ

（括弧内は全國議長會事務局の註釋）

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第九十條の改正に關する部分を次のように改める。（この修正により都道府縣の議會の議員定数は、現行通りとし、新に條例で減少できる旨を新設することとなる。）

第九十條第二項を次のように改める。

前項の議員の定数は、條例でこれを減少することができる。

前二項の規定による議員の定数の變更は、一般選舉の場合でなければこれを行うことができない。

(2) 第九十一條の改正に關する部分を削る。（この修正により市町村の議會の議員定数は現行法通りとなる。）

(3) 第一百一條の改正に關する部分を削る。（長の議會招集は「請求のあつた日から府縣は三十日以内、市町村は二十日以内」を削り、現行法通りとなる。）

(4) 第一百二條の改正に關する部分を次のように改める。（この修正により定例會は年四回となり、臨時會その他は現行法通りとなる。）

第一百二條第二項中「毎年六回以上」を「毎年四回」に改める。

(5) 第一百五十八條第一項の改正規定中「第一都」の局部のうち「二財務局」の局部の分掌事項（中「、税」を削り、同局の次に次のように加える。）（この修正により、都の局部に主税局と港灣局を加えることとなる。）

三 主税局

（一）都税及び都税に係る税外收入に關する事項

(6) 同條同項 改正規定中「第一都」の局部のうち「三 民生局」を「四

民生局」に、「四 衛生局」を「五 衛生局」に改め、「七 労働局

(一) 労働に

關する事項」を削り、「五 經濟局」を「六 労働局」に改め、労働に關する事項

七 經濟局

に、「六 建設局」を「八 建築局」に改め、「六 建設局」の局の分掌事項四中「港灣 その他」を削り、「八 建設局」を「九 建築局」に改め、「八 建築局」の局の次に次のように加える。

十 港灣局

(一) 港灣に關する事項

(6) の二 同條同項の改正規定中「第二 道」の局部のうち「七 土木部」の部の分掌事項中「(三) 住宅及び建築に關する事項」を削り、「四 港灣その他土木に關する事項」を「(三) 港灣その他土木に關する事項」に改め、同部の次に次のように加え、「八 開拓部」を「九 開拓部」に改める。

八 建築部

(一) 住宅及び建築に關する事項

(7) 同條同項の改正規定中「第三 人口二百五十萬以上の府縣」の局部のうち「七 土木部」の部の分掌事項中「(三) 住宅及び建築に關する事項」を削り、「四 港灣その他土木に關する事項」を「(三) 港灣その他土木に關する事項」に改め、同部の次に次のように加える。

八 建築部

(一) 住宅及び建築に關する事項

(8) 第二百七條の改正に關する部分中『加え、「第九百九條第五項」を「第九十條第三項、第九十一條第三項、第九百九條第五項」に改める。』を「加える。」に改める。(條文整理)

(9) 第二百十七條の改正に關する部分を削る。(分擔金を徴収する條例に關する委員會における公聽會の準用規定)

(10) 第二百二十九條の改正に關する部分の次に次のように加える。(法律

又は政令により地方團體又はその長、委員會、委員、補助機關たる職員の行う國の委任事務經費の財源措置。)

第二百三十四條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、普通地方公共團體の長は、遅くとも年度開始前、都道府縣及び第五十五條第二項の市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに當該豫算を議會に提出するようになければならない。

(11) 第二百七十一條の改正に關する部分を次のように改める。(1) 行政區の區長の公選制を廢止し市長の任命制とする。(2) 行政區の區助役は條例で置かないことができる。とした改正部分を次のように改めその他は現行法通り。)

第二百七十一條第四項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

(12) 第二百七十三條第一項の改正規定中「及び監査委員その他法令又は條例に基く委員會又は委員」を「監査委員その他法令又は條例に基く委員會又は委員及び行政區の選舉管理委員會」に改める。(行政區の區收入役の掌る出納その他の會計事務に關する改正)

(13) 第二百七十六條の改正に關する部分を削る。(現行法通り、行政區に選管委員會を置くことが復活)

(14) 第二百七十七條の改正規定中「第九十一條第一項乃至第五項、」を「第九十一條第一項乃至第三項、」に改める。(條文整理)

(15) 第二百八十一條第一項の改正規定を「都の區は、これを特別區という。」に改め、第二項第六號の改正規定中「公益質屋、」の下に「共同作業場、診療所、」を加え、同項第七號の改正規定を第八號とし、以下順次一號ずつ繰り下げ、第七號として次の一號を加える。(特別區が行う事務内容の改正)

七 小賣市場を設置し及び管理すること。

(16) 第二百八十一條の二第一項の改正規定中「都知事が特別區の議會の同

意を得て」を「特別区の議會が都知事の同意を得て」に改める。（特別区の都知事の選任制を改める。）

(17) 第二百八十二條の改正に關する部分を次のように改める。（改正原案に特別区の財源措置を加えることとした。）

第二百八十二條中「特別区について」を「特別区の事務について特別区、相互の間の調整上」に改め、同條に次の二項を加える。

都は、第二百八十一條第二項及び第三項の規定により特別区に屬する事務及び前條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定により特別区の區長又は委員會若しくは委員の權限に屬する事務の處理又は管理若しくは執行に要する經費の財源について、政令の定めるところにより、特別区の意見を聽いて、條例で、都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

都知事は、特別区に對し、特別区の存する區域における都の事務の處理との調査上、特別区の事務の處理について必要な助言又は勸告をすることが出来る。

(18) 第二百八十三條の改正規定中「準用」を「適用」に改める。（特別区につき市に關する規定の適用）

(19) 附則第十七條の改正に關する部分中『改め、「適用」を「準用」に改める。』を「改める。」に改める。（他の法令の市に關する規定中の一部を特別区に適用するに復活）

(20) 附則第十五項を次のように改める。（この法律施行の際現職の特別区の區長は都知事により選任されたものとみなし、任期は従前の規定による選挙の日から起算する。を改める。）

15 この法律施行の際現にその職にある特別区の區長は、改正後の地方自治法第二百八十一條の第二項の規定にかかわらず、その任期中はなお、従前の例により在職するものとする。

(21) 附則第十七項を附則第十八項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第十七項として次の一項を加える。

17 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八號）の適用については、改正後の地方自治法附則第十七條の規定にかかわらず、市は、特別区を含むものとする。

(22) 附則第十七項中「前四項」を「前五項」に改める。

(23) 附則第十八項中公職選挙法第二百六十九條の改正に關する部分を削る（修正により區の選管委員會及び選管委員を市の選管委員會及び選管委員とみなす。ことが復活。）

社會黨、社會黨第二十三控室及び社會民主黨 共同修正案

（括弧内は全國議長會事務局の註釋）

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第七條の二の改正に關する部分を削る。（新設）「所屬未定地の府縣、市町村に編入は内閣が定める。」を削る。

(2) 第八條の二の改正に關する部分を削る。（新設）「知事は市町村の廢置分合又は境界變更の計畫を定め、市町村に勸告することが出来る。」を削る。

(3) 第九條第七項の改正規定を削る。（この削除により調停又は裁定による市町村の境界確定に關する總理大臣の告示があつても、當該市町村の境界變更の決定處分があつたものとはみなさないこととなる。）

(4) 第九條の二第六項の改正規定中「及び第七項」を削る。（右改正による條文整理）

(5) 第九十條の改正に關する部分を次のように改める。（この修正により都道府縣議會の議員定数は現行通りとなり、新に「條例で減少できる」旨を新設することである。）

第九十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

前項の議員の定数は、條例でこれを減少することが出来る。

(6) 第九十一條の改正に關する部分を次のように改める。(この修正により「市町村の議會の議員定数は現行通りとなり、條例で「特に」これを減少するの「特に」を削つた。」ことになる。)

第九十一條第二項中「特に」を削る。

(7) 第二百二條の改正に關する部分を削る。(この修正により「地方議會の定例會及び臨時會」は現行通りとなる。)

(8) 第五百十八條第一項の改正規定中「第一 都」の局部中「二 財務局」の局の次に次の局を加える。(この修正により都の局に「主税局」と「港灣局」を加えたことになる。)

三 主税局

(一) 都税及び都税に係る税外收入に關する事項

(9) 同條同項の改正規定中「三 民生局」を「四 民生局」に、「四 衛生局」を「五 衛生局」に、「五 經濟局」を「六 經濟局」に、「六 建設局」を「七 建設局」に、「七 勞働局」を「八 勞働局」に、「八 建築局」を「九 建築局」に改め、「八 建築局」の局の次に次の局を加える。

十 港灣局

(一) 港灣に關する事項

(10) 同條同項の改正規定中「第二 道」及び「第三 人口二百五十萬以上の府縣」の局部中「七 土木部」の部の次に次の部を加える。

八 建築部

(一) 住宅及び建築に關する事項

(11) 第二百七十六條の改正に關する部分を削る。(現行法通り「行政區に選管委員會を置く」ことが復活)

(12) 第二百八十一條の二の改正に關する部分を削る。(「特別區の區長は知事が議會の同意を得て選任する」を削り現行法通りとする。)

(13) 第二百八十二條の改正に關する部分の次に次のように加える。「特別區財源について新設」

第二百八十二條の次に次の一條を加える。

第二百八十二條の二 都は、特別區の處理する業務に要する財源について、特別區との協議により、十分な財源を確保できるように財源措置を講じなければならない。

(14) 附則第七項を次のように改める。(都道府縣の局部中、道、府、縣の一部、局部の存續緩和の經過規定。)

7 改正後の地方自治法第五十八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、改正前の地方自治法第五十八條第一項から第三項までの規定により設けた都道府縣の局部のうち、道における建築部並びに府縣における農地部、勞働部及び建築部については、なお、従前の例により存續させることができるものとし、都道府縣におけるその他の局部については、この法律施行の日から起算して五月以内に限り、なお従前の例により存續させることができるものとする。

公職選舉法改正の最終案とまる

「時報」前號では、衆院公職選舉法改正特別委員會小委員會での中間案(一部未決定の箇所あるもの)を報じたが、五月二十八日の起草小委員會で最終的にまとまつたのが本案であり、六月五日衆院通過の「公職選舉法一部改正法案」はこの要綱によつたものと思われる。

公職選舉法改正案要綱

一、選舉に關する區域(一八三)

町村長及び町村の教育委員の選舉についても特別の事情(町村の合併等)がある場合には、町村の區域を分けて開票區を設定し得るようにすること。

二、選舉期日の公示又は告示（三一—三四）

選舉期日の公示又は告示は、次のように行うこと。

- (1) 衆議院議員 選舉期日前二十五日（現行三十日）
 - (2) 参議院議員 〃 三十日（現行通り）
 - (3) 知事、都道府縣教育委員 〃 二十五日（現行三十日）
 - (4) 都道府縣議員 〃 二十日（現行通り）
 - (5) 五大市の長、議員及び教育委員 〃 十五日（現行二十日）
 - (6) 市（五大市を除く）の長、議員及び教育委員 〃 十日（現行二十日）
- 三、代理投票（四八、令三七、三九—四一）

(1) 代理投票においては、補助者二人を選任し、その一人に選舉人が指示する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならぬ旨の規定（令三七）を法律に設けること。

(2) 右の記載補助者の不正行為に對して詐偽投票と同程度の罰則を設け（二年以下の禁、又は二萬五千圓以下の罰金—新二三七の二）、立會補助者の義務違反に對しては立會人の義務懈怠罪と同程度の罰金を科すること（二千五百圓以下の罰金—二三八）。

四、不在者投票（四九、令五〇—六五）

疾病等のため歩行が著しく困難であるべきことを事由とする不在者投票（所謂在宅投票）は、これを廢止し、不在者投票管理者が管理する一定の投票記載所においてする場合に限り認めること。（在宅投票の廢止に伴い醫師の證明書制度は不用となる。又在宅投票の場合の代理投票も認められないこととなる。）

五、開票立會人及び選舉立會人（六二、七六）

開票立會人又は選舉立會人として届出のあつた者が十人の定數を超えた場合、その互選制を廢止し、くじによつてその立會人を定めること。

六、投票の効力（六八、新六八の二）

同一氏名、同一氏又は同一名の候補者が二人以上ある場合これに對す

る投票において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票も有効とし、その投票は、開票區ごとのこれらの者の他の有効投票數に比例して按分加算すること。

七、立候補の届出（八六）

立候補の届出は、選舉期日の公示又は告示の日から次の期限までとすること。

- (1) 衆議院議員 選舉期日前十五日（現行十日）
 - (2) 参議院議員 〃 〃 〃
 - (3) 知事、都道府縣教育委員 〃 〃 〃
 - (4) 都道府縣議員 〃 〃 〃
 - (5) 五大市の長、議員及び教育委員 〃 〃 〃
 - (6) 市（五大市を除く）の長、議員及び教育委員 〃 〃 〃
- 八、供託金及び公營分擔金（九二—九四）

(1) 供託金の沒收（九三）
選舉期日前十日以内に立候補を辭退した場合に限らず、それ以前に立候補を辭退した場合においても原則として供託金を沒收すること。

(2) 公營分擔金制度を廢止し、供託金の額を次のように改めること。

	供託金	分擔金
衆議院議員	十萬圓（現行三萬圓）	（現行二萬圓）
参議院議員	十萬圓（現行三萬圓）	（現行二萬圓）
縣議員	二萬圓（現行一萬圓）	なし（現行通り）
知事	十萬圓（現行三萬圓）	（現行二萬圓）
市議員	一萬圓（現行五千圓）	なし（現行通り）
市長	二萬五千圓（現行一萬五千圓）	なし（現行通り）
縣教委	四萬圓（現行一萬圓）	（現行一萬圓）

なし（現行通り）

なし（現行通り）

議員の欠員が一定數に達しない場合地方公共團體の他の選舉があるときは、これと同時に再選舉又は補欠選舉を行うべきこととなつてゐるが、その場合の「他の選舉」の範圍を同一地方公共團體の選舉に限定すること。

新設の教育委員會の委員の合併選舉の場合における當選人の決定についても本法の適用があるように改めること。

1

七、一八、一二八、一二九、一四二、一四四、一五二、一六〇の二、
一六七、一七二の二、一七三₂、一八九₂、一九四₂、一九七₁、二〇
二₂、二〇六₂)。

長の決選投票の制度を廢止するとともに法定得票數（現行38）を引き下げ（14）これに達するものないときは再選舉を行うものとする
こと。

2

縦の同時選舉の場合における選舉期日の告示については、それぞれの選舉ごとに定める告示期限にようにすること。（告示を行うものは、從來通り都道府縣の選舉管理委員會とすること。）

同時選舉の場合の開票立會人及び選舉立會人は、各選舉を通じて定めることとなつてゐるのを各選舉毎に定めるように改めること。

選舉運動の期間は、次のように短縮すること。

[illegible]

(1) 参議院全國選出議員の選舉事務所に關する届出は、當該事務所を設置した都道府縣選舉管理委員會にも届出を要するものとする。

(2) 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府縣知事の選舉における選舉事務所は、候補者一人につき、原則として一箇所（現行二箇所）とすること。

(1) 年令満二十年未満の者は、選挙運動をすることができないこととする。

ること。

(2) 何人も、年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができないこと。但し、選挙運動のための常務に使用する場合は、この限りでないものとする。

十七、戸別訪問（一三八、一七八）

(1) 戸別訪問は、候補者と雖も全面的に禁止すること。

右の趣旨は、社交上の目的をもつて、訪問することを禁止する意味を有するものと解釋してはならない旨を法文上明らかにすること。

(2) 選挙期日後の挨拶行為としての戸別訪問も、全面的に禁止すること。

十八、署名運動の禁止（新一三八の二）

何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、選挙人に對し署名運動をすることができないものとする。

十九、飲食物の提供の禁止（一三九）

飲食物の提供については、湯茶に限り認められていたのを茶菓に改めること。

二十、自動車、擴聲機及び船舶の使用（一四一、一九七）

(1) 自動車、擴聲機及び船舶の使用については、次のようにすること。

(イ) 衆、参（地）の選挙

都道府縣の選挙

五大市の選挙

自動車又は船舶 何れか一台又は一隻（現行、自動車一台及び船舶一隻）擴聲機一揃（現行、二揃）

(ロ) 参（全）の選挙

自動車又は船舶、通じて三台又は三隻（現行、自動車三台及び船舶二隻）

(ハ) 市（五大市を除く）町村の選挙

自動車 禁止（現行、市一台、町村制限なし）

擴聲機 一揃（現行、市二揃、町村制限なし）

船舶禁止（現行、市一隻、町村制限なし）

(2) 自動車又は船舶については、兩者に共通する證明書及び表示を用いるものとする。

(3) 都道府縣の議員並びに五大市の議員及び教育委員の選挙に使用する所定の選挙運動用自動車の費用は、選挙運動の法定費用に加算しないことに改めること。（一九七）

二十一、無料葉書（一四二、補則新二七一の二）

衆議院議員選挙の特例として、選挙公報の字数を増加することとし、無料葉書の枚数を一萬枚（現行三萬枚）に減少すること。

二十二、文書圖畫の揭示（一四三—一四五、一四七）

(1) 文書圖畫のうち選挙運動車ポスター（一四三條一項五號）の揭示は、参議院全國選出議員の選挙の場合を除き、全面的に禁止すること。

(2) 参議院全國選出議員の選挙運動用ポスターについては、原則として現行通りとするが、次の點につき改めること。

(イ) 公共施設に對する揭示の禁止はこれを緩和し、橋梁、電柱、公營住宅等に揭示し得るようにすること。

(ロ) 選挙運動用ポスターにはその表面に揭示責任者及び印刷者の氏名及び住所を必ず記載すること。

(3) 連呼行為に使用される諸車（自動車を除く）には、ポスター、立札及びちようちんの揭示を認めること。（現行は選挙運動用そりの場合に限る—一四三條一項三號）

(4) 個人演說會の會場を表示するちようちん一箇を演說會開催當日揭示することができるようにすること。

二十三、新聞紙、雜誌の報道及び評論等の自由（新一四八三、新一四八の二、新一四八の三）

(1) いわゆる選挙めあての新聞紙又は雑誌を禁止するため、次のような規定を設けること。（新一四八三、新一四八の二）

(イ) 第四百四十八條第三項

3 前二項の規定の適用について新聞紙（通信類を含む）及び雑誌とは、左の條件を具備するものをいう。

一、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、號を逐つて定期に發賣するものであること。

二、第三種郵便物の認可のあるものであること。

三、選舉期日の公示又は告示の日前一年以來前二號に該當し、引き續き發行するものであること。

四、新聞紙にあつては社團法人日本新聞協會その他社團法人たる新聞協會の會員、雑誌にあつては社團法人日本出版協會、社團法人全國出版協會その他社團法人たる出版協會の會員であること。

(ロ) 第四百四十八條の二 何人も、當選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて金銭、物品その他財産上の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は響應接待、その申込若しくは約束をして、選舉に關する報道及び評論を新聞紙又は雑誌に掲載させることができない。

2 新聞紙又は雑誌は、前項の供與、響應接待を受け若しくは要求し又は前項の申込を承諾して、選舉に關する報道及び評論を掲載することができない。

3 候補者又は選舉運動に従事する者は、當選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、新聞紙又は雑誌に對する編集上又は經營上の特殊の地位を利用して、これに選舉に關する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。

(2) 新聞紙及び雑誌が選舉に關し、公職に就くべき者を豫想する人氣投票の經過又は結果を掲載する行爲は、これを禁止すること。（新一四八の二）。

二十四、放送—政見放送、經歷放送（一五〇、一五一、新一五一の二、一五一の三）。

(1) 政見放送（日本放送協會）は、録音によりそのまま放送しなければ

ならないものとする。（一五一の後段）。

(2) 放送（日本放送協會及び民間放送）においては、虚偽の事項を放送し又は事實を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選舉の公正を害してはならないこと（新聞紙、雑誌の場合と同様）（新一五一の二）。

(3) 何人も、この法律に規定する場合を除く外、日本放送協會以外の放送設備（有線電氣通信設備を含む）を使用して、選舉運動のために放送をし、又はさせることができないものとする。（新一五一の三）。

二十五、公營立會演說會（一五三）

公營立會演說會開催の主體を次のように擴充すること。

(1) 市においては、人口概ね四萬（現行五萬）ごとを一單位として行うものとする。

(2) 町村においては、人口概ね四千以上（現行五千以上）の町村で都道府縣の選舉管理委員會の指定するものはこれを行うものとする。

二十六、任意制公營立會演說會（一六〇の二）

任意制公營立會演說會の制度を都道府縣及び五大市の議員の選舉の場合にも擴張すること。（現行市町村長の場合に限る。）

二十七、個人演說會（一四三、一六一—一六四、補則新二七一の三）

衆議員議員選舉の特例として、個人演說會については、次のように定めること。

(1) 個人演說會の開催

(イ) 候補者のためにする個人演說會（公營施設使用の個人演說會及びそれ以外の施設使用の個人演說會）は、候補者一人につき、四十回以内行うことができるものとする。

(ロ) いかなる名義をもつてするを問はず、選舉運動のためにする座談會、建物その他の施設の構内に於て行う演說會は、前記(イ)の個人演說會とみなすこと。

(ハ) 前記(イ)の適用については、候補者が共同し又は候補者のために合同して演說會を行う場合においても、その都度、各候補者につきそ

れぞれ一回として計算するものとする。

(二) 個人演説會においては、候補者以外の者も演説することができること。

(三) 個人演説會を行う場合には、その期日前二日までに、候補者から使用すべき施設、開催すべき日時及び候補者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員會に申し出るとともに、所定の帳簿を呈示し、これに個人演説會の回数を確認を受けなければならないこと。

(四) 個人演説會の回数には、天災その他不可抗力による場合を除く外、その實施しなかつた回数も算入すること。

(2) 個人演説會表示のためにする揭示

(イ) 個人演説會を開催する場合候補者一人につき前記(1)の制限回数内において行うものを限り、演説會開催當日、候補者の氏名、黨派別演説會開催の日時及び演説會場を表示する立札(一箇)を、會場前の公衆の見易い場所に見易い方法をもつて公營により揭示すること。

(ロ) 個人演説會においては、前記(イ)の立札の外、候補者の負擔において、演説會場を表示するちようちん(一箇)を揭示し得ること。

(ハ) 前記のちようちんの大きさについては、一定の制限を設けること。

二十八、演説會の禁止(補則新二七一の四)

衆議院議員選挙の特例として、この法律に定めるところの立會演説會及び個人演説會を除く外、選挙運動のためにする演説會(座談會を含む)は、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができないものとする。

二十九、街頭演説(新一六四の二)

(1) 選挙運動のためにする街頭演説については、一定の證明書及び標旗を所持し、演説者がその場所に駐つてする場合でなければ、これを行うことができないこと。

(2) 右の證明書及び標旗は、當該選挙管理委員會が候補者一人につき各

一(参議員全國選出議員については各十五)を交付すること。

三十、連呼行為(新一六四の三、一六六の二)

(1) 選挙運動のため、特定の候補者の氏名若しくは政黨その他の政治團體の名稱の連呼行為又は演説會若しくは街頭演説の告知のための連呼行為については、街頭演説用の標旗を掲げて、選挙運動用自動車若しくは船舶の上において又は自動車以外の諸車(一台に限る、道路交通取締法第二條第四項参照)の上においてする場合でなければ、これを行うことができないこと。

(2) 夜間の連呼行為の禁止事項に演説會又は街頭演説の告知の場合を加えること(一六六の二)。

三十一、選挙公報(一六七―一七二の二、補則新二七一の五)

(1) 條例の定めるところにより、すべての地方選挙についても、原則として、選挙公報を發行し得るようになること。(現行五大市長の場合に限る。)

(2) 選挙公報は、選挙期日前五日(現行三日)までに配布するものとする。

(3) 衆議院議員選挙の特例として、掲載文の字数は、千五百字(現行五百字)に増加すること(補則新二七一の五)。

三十二、候補者の氏名等の揭示(一七三―一七五)

参議院全國選出議員の選挙以外の選挙における選挙運動用ポスターの禁止に伴い、現行の公營による候補者の氏名等の揭示制度を活用し、揭示箇所、揭示方法、揭示期間等に改善を加えること。

三十三、投票所内の氏名等の揭示(新一七五の二)

選挙當日、投票所内の投票記載所のボックスごとに、その適當な箇所に、候補者の氏名及び黨派別(教委の候補者についてはその氏名のみ)を公營により揭示すること。

右の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員會がくじで定めること。

三十四、選挙運動の收支報告書の提出(一八九)

選挙運動の收支報告は、中間報告を廢止し、選挙期日から十五日以内

に精算の上一回報告させること。

(精算後のものについては現行通りその都度報告させること。)

三十五 法定選挙運動費用 (一九四、一九五、補則新二七一の六)

衆議院議員選挙の特例として、選挙運動費用は、経済の實狀に即せしめるため、その基準額を四圓 (現行二圓) に引き上げ、これを法定すること。

三十六 費弁償及び報酬の基準額 (新一九七の二)

當該選挙管理委員會は、選挙運動に従事する者に對する交通費、宿泊費、辨當料等の費弁償及び勞務者に對する報酬についての基準額を定めることができる旨の規定を設けること。

三十七 選挙運動期間中の政黨その他の政治活動 (補則新二七一の七)

衆議院議員選挙の特例として、政黨その他の政治團體の政治活動について次のような規正を行うこと。

(1) 選挙運動の期間中に限り、政黨その他の政治團體の政治活動のうち、選挙演説會の開催、ポスターの掲示及び自動車の使用による宣傳については、次の制限を設けること。

(イ) 選挙演説會の開催は、一選挙區につき一回とすること。

(ロ) ポスター (タブロイド型) の掲示は、政策の普及宣傳又は演説會告示用として一選挙區につき千枚以内とすること。この場合においては都道府縣選挙管理委員會の檢印を受けること。

(ハ) 政策の普及宣傳のために使用する自動車は、各政黨の本部及び支部を通じて五台以内とすること。この場合においては全國選挙管理委員會から證明書の交付を受け、一定の表示をしなければならないこと。

(2) 前記(イ)及び(ハ)に掲げる政治活動を行うことができる政黨その他の政治團體は、全國を通じて二十五名以上の候補者を有する政黨その他の政治團體に限るものとする。

右の適用を受けようとする場合においては、政黨その他の政治團體の本部は、所屬候補者の氏名を連記し、全國選挙管理委員會に届け出て、その確認を受けなければならないこと。

(3) 前記の政治活動の規正は、衆議院議員の總選挙に限り適用し、再選挙及び補欠選挙については適用しないこと。

三十八 選挙又は當選の効力に関する訴願 (二〇二、二〇六、二二五)

選挙の効力又は當選の効力に関する訴願の提起の起算日を明確にするため、その決定書の交付を受けた日又は決定書の要旨の告示の日からと改めること (現行は決定のあつた日)。

三十九 當選争訟における潜在無効投票の處理 (新二〇九の二)

當選争訟において、選挙の當日選挙権を有しない者の投票その他無効原因が表面にあらわれない無効投票で有効投票に算入されたことが明らかで、且つ、その歸屬が不明な投票があることが判明した場合における第九十五條の規定による有効投票の計算については、開票區ごとに各候補者の得票數からそれぞれ右の無効投票數を差し引くこと。但し、當該開票區における候補者の得票數が右の無効投票數より少い場合においては、當該候補者については、その得票數の限度において差し引くこと。

四十 選挙管理費用 (二六三、二六四)

選挙公營に関する規定の改正に伴い、選挙管理費用につき所要の改正を加えること。

四十一 罰則 (二二二―二五五)

(1) 詐偽投票罪の未遂を罰する旨の規定を設けること。

(2) 禁止規定等の新設に伴い、所要の罰則を設けること。

四十二 附則 (6)

鹿兒島縣大島支廳管内舊十島村 (黒島、竹島及び硫黄島を除く。) の復歸に伴い、大島支廳管内十島村のうち黒島、竹島及び硫黄島とあるのを大島郡三島村及び十島村に改めること。

四十三 別表第一

市の新設（約四十）に伴い、衆議院議員の選挙区の別表第一（昭和二十四年十二月一日の調査に基づく）の整理を行うこと。

四十四 改正法附則

(1) 施行期日

(2) 経過措置

本改正に伴い、所要の経過措置を定めること。

『特別市制』に関する法律案議員

提案として提案さる

- (一) 五大市を特別市に指定する法律案（自由黨議員より）
- (二) 同 右（社會及び改進黨議員より）
- (三) 地方自治法の一部を改正する法律案（自由黨議員より）
- (四) 同 右（社會及び改進黨議員より）
- (五) 地方自治法の一部を改正する法律案（自由、改進黨及び社會黨議員より）
- (六) 同 右（社會民主、第三クラブ及び労働者農民黨議員より）

「特別市制」問題の論議とこの法案を今國會に提出するか否かについては、一大政治問題となつていたが、五月十五日、右に掲げた六法案が夫々議員提案として提出された。

この法案をめぐつて同一問題に對し同一政黨議員から全く相反する法案が同時に提出されたことは、来るべき總選挙とも關連するものとし、政黨政治のあり方や議員立法等に關し兎角の批判が行われている。

なお、報道機關によれば、各政黨とも本案は當初より審議未了に終らせる公算大であるとしている。

(一) 五大市を特別市に指定する法律案

提出者 田中伊三次外八名（自由黨議員）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百六十五條第二項の規定により五大市（京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市をいう。以下同じ。）をそれぞれ特別市に指定する。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律は、地方自治法第二百六十五條第七項の規定により五大市のそれぞれの選挙人の賛否の投票に付するものとする。
- 3 前項の投票において、その過半数の同意を得られなかつた市があつたときは、その市は、五大市のうちから除かれるものとする。

理 由

五大市は、いずれも人口五十萬以上を有し、地方自治法により特別市に指定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(二) 五大市を特別市に指定する法律案

提出者 松澤兼人外七名（社會黨、改進黨議員）

本文は(一)と同一につき省略。

(三) 地方自治法の一部を改正する法律案

提出者 田中伊三次外八名（自由黨議員）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

第二百六十五條第七項中「關係都道府縣」を「關係の市又は特別市」に改める。

第二百七十一條第二項を削り、第三項中「區助役」を「區長及び區助役」に改め、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

法律で特別市の指定があつたとき、又はその法律を廢止するときは、關係の市又は特別市の選舉人の賛否の投票に付さなければならぬものと改正する必要がある。又特別市の區は行政区であるので、區長を公選とするのは適當でなく、市長の任命制に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 地方自治法の一部を改正する法律案

提出者 松澤兼人外七名（社會黨、改進黨議員）

本文は(三)と同一につき省略。

四 地方自治法の一部を改正する法律案（要點）

提出者 前尾繁三郎外五十九名（自由黨、改進黨、社會黨議員）

一、自治法中、特別市に關する規定は全部削除する。（二六四條から二八〇條まで）

二、其の他自治法中、目次本文を通じ、特別市に關連する箇所は削除又は改められている。

目次三編一章、本文一條三項、三條二項及び三項、一五五條三項、一七五條、二八四條一項、二八六條一項、二九二條、二九四條一項、二九五條、附則十條一項、同三項、同十三條、同十四條、同十六條一項及び二項）

三、五大市の區に區長、區助役、區收入役及び區副收入役各々一人を置くこととする。

四、前項の區長、區助役、區收入役及び區副收入役は、事務吏員の中から當該市の市長が任命することとする。

五、五大市の區には、前項吏員の他、區長の申請により、當該市長の任命する吏員その他の職員を置くこととする。

六、五大市の區に選舉管理委員會を置くこととする。

七、其の他、五大市に關し必要な事項は、政令で定めることとしている。

（以上三―七を一七五條中に加える。）

八、附則として關係諸法律中「特別市」に關する箇所は削除することとなつてゐる。（公職選舉法外十八法律）

理 由（全文）

特別市制は、經濟的、文化的及び地理的な關係において、府縣の中樞をなす大都市の地域を他の地域より分離しようとするものであつて、事實上の府縣の分割をもたらしものであるのみならず、殘存地域の存立を不可能ならしめるものであつて、地方自治の本旨にもとる制度であるからむしろ大都市と郡部の對立を助長するような制度は、これを廢止することが適當である。これが、この法律案を提出する理由である。

四 地方自治法の一部を改正する法律案

提出者 大石ヨシエ外七名（社會民主黨、第三クラブ、労働者農民黨議員）

本文は(四)と同一につき省略。

労働関係法改正法（案）

いわゆる「労働三法改正法案」は、五月二十七日衆議院を通過、審議は参議院に移ったが、改正案の全文はつぎの通りである。

労働関係調整法等の一部を改正する法律（案）

第一條 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二 中央労働委員會及び地方労働委員會に、その行う労働爭議の調停又は仲裁に參與させるため、特別調整委員を置く。

中央労働委員會に置かれる特別調整委員は労働大臣が、地方労働委員會に置かれる特別調整委員は、都道府縣知事が任命する。

特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。

特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者團體の推薦に基いて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基いて、公益を代表する者は當該労働委員會の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の同意を得て、委嘱されるものとする。

特別調整委員は、政令で定めるところにより、その職務を行うために要する費用の辨償を受けることができる。

特別調整委員に關する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

第十一條第二項を削る。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 幹旋員は、政令で定めるところにより、その職務を行うために要する費用の辨償を受ける。

第十八條第三號を次のように改める。

三 公益事業に關する事件につき關係當事者の一方から、労働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

第十八條第五號中「運輸大臣」を「運輸大臣。以下同じ。」に改め、同條に次の二項を加える。

労働委員會は、前項第一號から第三號までの規定により關係當事者から調停の申請がなされた場合において、申請をなした關係當事者による事件の自主的な解決のための努力が著しく不充分であると認めるときは、その申請を却下することができる。

前項の規定により調停の申請が却下されたときは、第三十七條の規定の適用については、申請がなされなかつたものとみなす。

第十九條及び第二十條中「委員」を「調停委員」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 使用者を代表する調停委員は労働委員會の使用者を代表する委員又は特別調整委員の中から、労働者を代表する調停委員は労働委員會の労働者を代表する委員又は特別調整委員の中から、公益を代表する調停委員は、労働委員會の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から、労働委員會の會長がこれを指名する。

第二十二條及び第二十三條第二項中「委員」を「調停委員」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 労働委員會による労働爭議の仲裁は、仲裁委員三人から成る仲裁委員會を設け、これによつて行う。

第三十一條の二 仲裁委員は、労働委員會の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から、關係當事者が合意により選定した者につき、労働委員會の會長が指名する。但し、關係當事者の合意による選定がなされなかつたときは、労働委員會の會長が、關係當事者の意見を聞いて、労働委員會の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から指名

する。

第三十一條の三 仲裁委員会に、委員長を置く。委員長は、仲裁委員が互選する。

第三十一條の四 仲裁委員会は、委員長が招集する。

仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

仲裁委員會議の議事は、仲裁委員の過半数でこれを決する。

第三十一條の五 關係當事者のそれぞれが指名した労働委員會の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員は仲裁委員會の同意を得て、その會議に出席し、意見を述べることが出来る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 緊急調整

第三十五條の二 労働大臣は、公益事業に關する労働爭議又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす労働爭議につき、これを放置することにより國民生活に重大な損害を與えると認めた時は、緊急調整の決定をすることが出来る。

労働大臣は、緊急調整の決定をなしたときは、直ちに、その旨を公表するとともに中央労働委員會（船員法の適用を受ける船員に關しては、船員中央労働委員會。以下同じ。）及び關係當事者に通知しなければならぬ。

第三十五條の三 中央労働委員會は、前條第二項の通知を受けたときはその事件を解決するため、最大限の努力を盡さなければならない。

中央労働委員會は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各號に掲げる措置を講ずることが出来る。

一 斡旋を行うこと

二 調停を行うこと。

三 仲裁を行うこと（第三十條各號に該當する場合に限る。）

四 事件の實情を調査し、及び公表すること。

五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

前項第二號の調停は、第十八條第一項各號に該當しない場合であっても、これを行うことが出来る。

第三十五條の四 中央労働委員會は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを處理しなければならない。

第三十七條第一項中「三十日」を「十五日」に改める。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、關係當事者は公表の日から五十日間は爭議行為をなすことが出来ない。

第三十九條から第四十一條を次のように改める。

第三十九條 第三十七條の規定に違反する行為があつたときは、その行為をした者は、三萬圓以下の罰金に處す。

第四十條 第三十八條の規定に違反する行為があつたときは、その行為をした者は、五萬圓以下の罰金に處す。

第四十一條 削除

第四十二條中「及び前條」を削る。

第四十三條中「労働委員會の會長」を「仲裁委員會の委員長」に改める。

第六章を削る。

第二條 公共企業体労働關係法

（昭和二十三年法律第二百五十七號）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公共企業體等労働關係法

目次中「第五章苦情及び紛争の調整並びに調停」を「第五章苦情處理あつ旋及び調停」に、「第七章雜則（第三十八條）」を「第七章雜則（

第三十八條―第四十條」に改める。

第一條中「公共企業體」を「公共企業體及び國の經營する企業」に改める。

第二條を次のように改める。

(定義)

第二條 この法律において「公共企業體等」とは、左に掲げるものをいう。

一 左に掲げる公共企業體

イ 日本國有鐵道

ロ 日本電信電話公社

ハ 日本專賣公社

二 左に掲げる事業(これに附帶する事業を含む。)を行う國の經營する企業

イ 郵便、郵便貯金、郵便爲替、郵便振替貯金、簡易生命保險及び郵便年金の事業

ロ 國有林野及び公有林野官行造林地の管理及び經營の事業

ハ 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがき等の印刷の事業(これに必要な用紙類の製造並びに官報、法令全書等の編集、製造及び發行の事業を含む。)

ニ 造幣事業(章はい等の製造の事業を含む。)

ホ アルコール專賣事業

2 この法律において「職員」とは、左に掲げる者をいう。

一 前項第一號の公共企業體に常時勤務する者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以下のもの

二 前項第二號の企業に勤務する一般職に屬する國家公務員

第三條「中公共企業體」を「公共企業體等」に「第七條」を「第六條、第七條第一號但書」に改める。

第四條第三項中「公共企業體」を「公共企業體等」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條を次のように改める。

(組合規約)

第六條 組合は、その規約に労働組合法第五條第二項各號に掲げる事項を規定しなければ、この法律に定める權利を受け、手續に參與することができない。

第七條中「公共企業體」を「公共企業體等」に改める。

第八條第一項中「公共企業體」を「公共企業體等」に改め、同條第二項各號を次のように改める。

一 賃金その他の給與、労働時間、休憩、休日及び休暇に關する事項
二 昇職、降職、轉職、免職、休職、先任權及び懲戒の基準に關する事項

三 労働に關する安全、衛生及び災害補償に關する事項

四 前各號に掲げるものの外、労働條件に關する事項

五 苦情處理機關に關する事項

第九條から第十三條までの規定中「公共企業體」を「公共企業體等」に改める

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十六條及び第十七條中「公共企業體」を「公共企業體等」に改める

第五章の章名を次のように改める。

第五章 苦情處理、あつ旋及び調停

第十九條第一項中「公共企業體の代表者二名と職員代表者二名と」を「公共企業體等を代表する者及び職員を代表する者各同數」に改め、同條第二項中「公共企業體」を「公共企業體等」に改める。

第二十條第一項を次のように改める。

公共企業體等とその職員との公間の紛争についてのあつ旋及び調停

を行うため、労働省に、公共企業等調停委員会（以下調停委員会という。）を置く。

第二十條第二項を次のように改める。

- 2 調停委員会は、中央に置かれる調停委員会（以下中央調停委員会という。）及び地方に置かれる調停委員会（以下地方調停委員会という。）とする。

第二十條第五項中「それぞれ」を削る。

第二十一條を次のように改める。

（委員）

第二十一條 各調停委員会は、委員九名をもつて組織する。

- 2 委員は、公共企業體等を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者各三名とする。

- 3 公共企業體等を代表する委員は、公共企業體等を代表する交渉委員の推薦に基いて、公益を代表する委員は、公共企業體等を代表する交渉委員の推薦に基いて、職員を代表する委員は、職員を代表する交渉委員の推薦に基いて、公益を代表する委員は、公共企業體等を代表する委員及び職員を代表する委員の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

- 4 委員の任期は、一年とする。但し再任を妨げない。

- 5 委員は、前項の任期が終了した場合においても、後任者が任命されるまで、その職務を行う。

- 6 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）の規定は、第九十九條並びに第百條及び同條に係る罰則の規定を除く外、委員には、適用しない。

- 7 委員は、政令で定めるところにより、手當及び職務を行うために要する費用の辨償を受けることができる。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（あつ旋）

第二十三條の二 調停委員会は、公益企業體等とその職員との間に發生した紛争について、關係當事者の双方若しくは一方の申請により、又は職權に基いて、あつ旋を行うことができる。

2 前項のあつ旋は、當該事件につき委員長が指名する委員又は調停委員会の同意を得て委員長が委嘱する委員以外の者が行う。

- 3 前項の委員長が委嘱する委員以外の者は、政令で定めるところにより、費用の辨償を受けることができる。

4 労働關係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）第十三條及び第十四條の規定は、調停委員会の行うあつ旋について準用する。

第二十四條第五號を次のように改める。

五 主務大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

第二十四條の次に次の二條を加える。

（小委員会）

第二十四條の二 調停委員会は、事件を處理するため必要があると認めるときは、小委員会を設け、これによつて調停を行うことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 3 前項の委員は、公共企業體等を代表する委員、職員を代表する委員及び公益を代表する委員を含まないものであつてはならず、且つ、公共企業體等を代表する委員及び職員を代表する委員について同數でなければならない。

4 小委員会の事務は、小委員会に属する委員が互選した者が統理する。

（準用規定）

第二十四條の三 労働組合法第二十一條第一項、第二十二條第三十條及び第三十一條並びに労働關係調整法第二十四條、第二十五條及び第二十六條第一項から第三項までの規定は、調査委員会の行う調停について準用する。

第二十六條を次のように改める。

（公共企業體等仲裁委員会）

第二十六條 労働省に、公共企業等仲裁委員会（以下仲裁委員会といふ。）を置く。

2 仲裁委員会は、委員三名をもつて組織する。

3 前項の委員は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、公共企業等を代表する選考委員及び職員を代表する選考委員が選定した者について、内閣総理大臣が任命する。但し、選考委員が、中央調停委員会の委員長が推薦した日から三十日以内に選定をしなかつたときは、内閣総理大臣は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、委員を任命するものとする。

4 公共企業等を代表する選考委員は、公共企業等を代表する交渉委員が互選する十名の者とし、職員を代表する選考委員は、職員を代表する交渉委員が互選する十名の者とする。

第二十七條第五號中「公共企業等」を「公共企業等」に改め、同條第六號中「職員」の下に「又は第二條第一項第二號の企業の職員」を加える。

第二十八條の見出しを「（委員の任期等）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第二十一條第六項及び第七項の規定は、仲裁委員会の委員に準用する。

第二十九條第一項中「労働大臣又は運輸大臣若しくは大藏大臣」を「主務大臣」に改め同條第二項中「罷免して、補充候補者を委嘱することができ。」を「罷免することができ。」に改め、同項後段を削る。

第三十四條第三號中「調停中の」を「あつた又は調停を行つてゐる」に改め、同條第四號中「二箇月」の下に「（二箇月以内に關係當事業の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五號中「運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十六條中「第五條」を「労働組合法第七條（第一號但書を除

く。）」に「公共企業等」を「公共企業等」に、「命する」を「指示し、又は命する」に改める。

第三十七條中「（昭和二十一年法律第二十五號）」を削る

第三十八條の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、この法律の規定によりその権限に屬する事務（調停及び仲裁に係るものを除く。）であつて一部道府縣に係るものの一部を當該道府縣の都道府縣知事に行わせることができる。

第三十八條の次に次の三條を加える。

第三十九條 第二十四條第五號、第二十九條第一項及び第三十四條第五號中「主務大臣」とあるのは、労働大臣並びに運輸大臣（日本國有鐵道に關するものに限る。）、郵政大臣（日本電信電話公社及び第二條第一項第二號イの企業に關するものに限る。）、大藏大臣（日本專賣公社並びに同號ハ及びニの企業に關するものに限る。）、農林大臣（同號ロの企業に關するものに限る。）及び通商産業大臣（同號ホの企業に關するものに限る。）とする。

（國家公務員法等の適用除外）

第四十條 左に掲げる法律の規定は、第二條第二項第二號の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については適用しない。

一 國家公務員法第十八條、第二十八條第一項後段及び同條第二項、第六十三條から第六十七條まで、第七十一條、第七十三條第二項、第七十五條第二項、第七十七條、第八十四條第二項、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條（第一項及び第四項を除く。）、第一百一條第三項、第一百六條並びに附則第十六條の規定

二 國家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二號）附則第三條の規定

三 國家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律（昭和二十四年法律第二百號）の規定

四 一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五號）の規定

五 國家公務員に對する年末手當の支給に關する法律（昭和二十五年法律第二百六十六號）の規定

2 國家公務員法第百一條第一項及び第百四條の規定は、第二條第二項第二號の職員であつて、第七條の規定に基く許可を得て組合の事務に従事するものについては、適用しない。

3 國家公務員法第九十條から第九十二條までの規定は、第二條第一項第二號の企業及び同條第二項第二號の職員に係る處分であつて、労働組合法第七條各號に該當する者については適用しない。

4 前三項の規定は、第二條第二項第二號の職員に關してはその職務と責任の特殊性に基いて、國家公務員法附則第十三條の定める同法の特別を定めたものである。

（費用の辨償）

第四十一條 調停委員會又は仲裁委員會の行ふ事務のため出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の辨償を受けることができる。

第三條 労働組合法

（昭和二十四年法律第七十四號）の一部を次のように改正する。

目次中「労働委員會（第十九條―第二十七條）」を「労働委員會（第十九條―第二十七條の二）」に改める。

第五條第一項中「及び労働關係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）」を削り「これらの法律」を「この法律」に改める。

第七條に次の一號を加える。

四 労働者が労働委員會に對し使用者がこの條の規定に違反した旨の申立をしたこと若しくは中央労働委員會に對し第二十七條第四項の規定による命令に對する再審査の申立をしたこと又は労働委員會が

これらの申立に係る調査若しくは審問をし、若しくは労働關係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）による労働爭議の調整をする場合に労働者が證據を提示し、若しくは發言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をする

こと。

第十四條中「署名すること」を「署名し、又は記名押印すること」に改める。

第十五條を次のように改める。

（労働協約の期間）

第十五條 労働協約には、三年をこえる有効期間の定をすることができない。

2 三年をこえる有効期間の定めをした労働協約は、三年有効期間の定めをした労働協約とみなす。

3 有効期間の定がない労働協約は、當事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に豫告して、解約することができ、

一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の經過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の經過後も同様とする。

4 前項の豫告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならぬ。

第十九條第二十項を次のように改める。

20 地方労働委員會は、都道府縣が設けるものとする。

第十九條第二十一項を第二十二項とし、同項但書を次のように改める
但し、各船員地方労働委員會の委員の數は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人とし、第二十項中「都道府縣が」とあるのは「海運局ごとに」と、

第二十五條中「都道府縣」とあるのは「海運局の管轄區域」と読み替へるものとする。

第十九條第二十項の次に次の一項を加える。

21 第五項から第十九項までの規定は、地方労働委員會に準用する。この場合においてこれらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府縣知事」と、第六項中「各七人」とあるのは「各七人、五人又は三人のうち政令の定める数のもの」と、第九項中「その中の三人以上」とあるのは「公益委員の数が七人の地方労働委員會にあつてはその中の三人以上、公益委員の数が五人又は三人の地方労働委員會にあつてはその中の二人以上」と読み替えるものとする。

第二十五條第一項中「第二十七條」の下に「並びに労働關係調整法第三十五條の二から第三十五條の四まで」を加える。

第二十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第六項中「第三項」を「第五項」に「第四項」を「第六項」に改め、同條第七項及び第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同條第十項中「及び第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同條第十二項を第四項とし、以下順次二項づつ繰下げ、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 労働委員會は、前項の申立が行爲の日（繼續する行爲にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件に係るものときは、これを受けることができない。

3 労働委員會は、第一項の審問を行う場合において、當事者の申出により必要があると認めたときは、證人に、出頭を求め、質問することができる。

第四章中第二十七條の次に次の一條を加える。

（費用辨償）

第二十七條の二 第二十二條第一項又は第二十七條第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の辨償を受ける。

第二十八條中「前條」を「第二十七條」に改める。

第三十二條中「第五項」を「第七項」に、「第七項」を「第九項」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し改正後の公共企業體等労働關係法（以下「公勞法」という。）第二條第一項第二號の企業及び同條第二項第二號の職員に關しては、昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令の定める日までは適用しない。

（労働組合法の改正に伴う経過措置）

2 改正後の労働組合法の規定により使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員各五人又は三人をもつて組織することとなる地方労働委員會については、労働委員會については労働委員會の委員の数はこの法律の施行の際現に在任する委員又はその補欠の委員の在任する間（その任期中に限る。）なお、従前の例によるものとする。

3 改正後の労働組合法第二十七條第二項の規定は、この法律の施行前にした労働委員會に對する同法第二十七條第一項の申立の効力に影響を及ぼすものではない。

4 この法律の施行前にした改正前の労働組合法第七條の規定に違反する行爲であつて、この法律の施行前に同法第二十七條第一項の申立がなかつたものに關する改正後の同法第二十七條第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に當該行爲がなされたものとみなす。

（労働關係調整法の改正に伴う経過措置）

5 この法律の施行前にした改正前の労働關係調整法第三十七條又は第四十條の規定に違反する行爲に關する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（職員團體についての経過措置）

6 この法律の施行の際現に存する國家公務員法第九十八條第二項の規定による組合その他の團體であつて、日本電信電話公社法施行法（昭

和年法律第(號)第二條第一項の規定により日本電信電話公社(以下「公社」という。)に引き継がれる者を主たる構成員とし、且つ、國家公務員法第九十八條第二項の規定により當局と交渉することができ
るものは、この法律の施行の際公労法の適用を受ける労働組合となる
ものとする。この場合において、當該組合その他の團體が法人である
ときは、法人である労働組合となるものとする。

7 前項の組合その他の團體の構成員であつて、この法律の施行の際法
第二第二項の職員とならないものは、この法律の施行の際その團體を
脱退したものとする。

8 附則第六項の規定により労働組合となつたものについては、昭和二
十七年八月三十一日までは、公労法第四條第一項但書の規定は、適用
しない。

9 附則第六項の規定により労働組合となつたもの及び日本國有鐵道又
は日本專賣公社の職員の組合であつてこの法律の施行の際現に存する
ものについては、昭和二十七年八月三十一日までは、改正後の法第六
條に規定する要件を備えない場合であつても、同法に定める權利を受
け、手續に參與することができ。

10 附則第六項の規定により法人である労働組合となつたものは、昭和
二十七年八月三十一日までに、労働組合法第二條及び同法第五條第二
項の規定に適合する旨の労働大臣の證明を受け、且つ、その主たる事
務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散する
ものとする。

11 前項の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

12 (公社に關する單位及び交渉委員に關する経過措置)

12 公社に關する公労法第十條第二項の規定の適用については、昭和二
十七年においては同項中「一月三十一日」とあるのは「七月三十一日」
とする。

13 公社に關する公労法第十一條第一項及び同法第十三條の規定の適用

については、昭和二十七年においては、これらの規定中「二月二十五
日」とあるのは「八月二十日」とする。

14 この法律の施行後最初の公社又はその職員を代表する交渉委員の任
期は、公労法第十四條第二項の規定にかかわらず、同法第十三條の通
知のあつた日又は同法第十一條第一項の届出のあつた日若しくは同法
第十一條第一項の規定に基いて労働大臣の行う措置により交渉委員が
選出された日から昭和二十八年三月三十一日までとする。

(公社に關する團體交渉の経過措置)

15 この法律の施行後最初の公社及びその職員を代表する交渉委員が決
定するまでは、公社とその職員との間の團體交渉は、公労法第九條第
一項の規定にかかわらず、公社を代表する者と附則第六項の規定によ
り労働組合となつたものを代表する者によつて行うことができる。

(第二條第一項第二號の企業に關する準用規定)

16 附則第六項から前項までの規定は公労法第二條第一項第二號の企業
及び同條第二項第二號の職員に關して準用する。この場合において、
附則第六項、附則第七項及び附則第九項中「この法律の施行の際」と
あるのは「附則第一項但書の日」と、前二項中「この法律の施行後」
とあるのは「附則第一項但書の日以後」と読み替え、附則第八項から
第十項までの規定中「昭和二十七年八月三十一日」とあり、附則第十
二項中「七月三十一日」とあり、附則第十三項中「八月二十日」とあ
るのは「政令で定める日」と読み替え、附則第十二項及び附則第十三
項中「昭和二十七年」とあるのは「附則第一項但書の日を含むとし」
と読み替え、附則第十四項中「昭和二十八年」とあるのは「翌年」と
読み替えるものとする。

17 (公共企業體等調停委員會に關する経過措置)

17 地方に置かれる公共企業體等調停委員會の名稱、位置及び管轄區域
に關する法第二十條第三項の勸告であつてこの法律の施行後最初に行
われるものは、同項の規定にかかわらず、公共企業體等仲裁委員會が

行う。

18 この法律の施行後最初に任命される公共企業體等調停委員會（以下「調停委員會」という。）の公共企業體等を代表する委員又は職員を代表する委員の任命については、同項の規定にかかわらず、公共企業體等による推薦については、同項の規定にかかわらず、公共企業體等を代表する交渉委員の推薦は、日本國有鐵道を代表する交渉委員、日本專賣公社を代表する交渉委員及び公社が行い、職員を代表する交渉委員の推薦は、日本國有鐵道の職員を代表する交渉委員、日本專賣公社の職員を代表する交渉委員及び附則第六項の規定により労働組合となつたものが行う。

19 この法律の施行後最初に任命される調停委員會の委員の任期は、改正後の公勞法第二十一條第四項の規定にかかわらず、任命の日から昭和二十八年三月三十一日までとする。

20 この法律の施行前の國有鐵道調停委員會又は專賣公社調停委員會に對してした調停の申請又は請求は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、改正後の公勞法の規程により調停委員會に對してしたものとなす。

21 この法律の施行前に國有鐵道調停委員會又は專賣公社調停委員會がした公勞法第二十四條第三號若しくは第四號の決議又は同法第三十四條第三號の請求は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより改正後の同法の規定により調停委員會がしたものとみなす。

22 従前の公共企業體仲裁委員會並びにその委員及び事務局の職員は、改正後の公勞法に基く公共企業體仲裁委員會並びにその委員及び事務局の職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（罰則に關する経過規定）

23 この法律の施行前にした公社等の職員に關する國家公務員法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

24 附則第一項但書の日前にした公勞法第二條第二項第二號の職員に關する同法第四十條第一項第一號に掲げる國家公務員法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（他の法律の改正）

25 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十號）の一部を次のように改正する。

別表中

「労働省

中央労働委員會

公共企業體仲裁委員會

公共企業體中央調停委員會

公共企業體地方調停委員會」を

「労働省

中央労働委員會

公共企業體等仲裁委員會

公共企業體等調停委員會」に改める。

26 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四號）の一部を次のように改正する。

第六條第十二號の三中公共企業體調停委員會」を「公共企業體等調停委員會」に、「公共企業體仲裁委員會」を「公共企業體仲裁委員會」に改める。

27 日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五號）の一部を次のように改正する。

第十九條 第二十五條第二項及び第二十六條中「公共企業體労働關係法」を「公共企業體等労働關係法」に改める。

28 日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六號）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項、第三十二條第二項及び第三十五條中公共「企業體

「労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改める。

29 公共企業体労働関係法の施行に關する法律（昭和二十四年法律第八十三號）の一部を次のように改正する。

第六條から第八條までを削る。

30 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百六號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中

「労働省

本省

中央労働委員會

公共企業体仲裁委員會

公共企業体中央調停委員會

公共企業体地方調停委員會

計

を

「労働省

本省

中央労働委員會

公共企業体等仲裁委員會

公共企業体等調停委員會

計

に改める。

31 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七號）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十九號の次に次の一號を加える。

十九の二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）に基いて

船員に係る事件につき、緊急調整の決定をすること。

第四條第一項第三十一號中「公共企業体調停委員會」を「公共企業体

等調停委員會」に、「公共企業体仲裁委員會」を「公共企業体等仲裁委員會」に改め、同項第三十二號中「公共企業体仲裁委員會」を「公共企業体等仲裁委員會」に改める。

第二十七條第一項第三號中「公共企業体調停委員會」を「公共企業体等調停委員會」に、「公共企業体仲裁委員會」を「公共企業体等仲裁委員會」に改め、同項第四號中「公共企業体仲裁委員會」を「公共企業体等仲裁委員會」に改める。

32 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二號）の一部を次のように改正する。

第四條第十五號の次に次の一號を加える。

十五の二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）に基いて緊急調整の決定をすること。

第四條第十六號中「公共企業体」を「公共企業体」等に改め、同條第十七號を次のように改める。

十七 公共企業体等の労働関係に關し。公共企業体等調停委員會に調停の請求をすること。

第四條第十八號及び第十九號中「公共企業体仲裁委員會」を「公共企業体等仲裁委員會」に改める。

第七條第一號中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）」を「労働関係調整法」に、「第二十七條」を「第二十七條の二」に改め、同條第二號中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に改め、同條第三號を次のように改める。

三 法令に基き、労働大臣の權限に屬する労働委員會、公共企業体等仲裁委員會及び公共企業体等調停委員會に關する事務を行うこと。

第二十條第一項中

「公共企業体仲裁委員會

國有鐵道中央調停委員會

專賣公社中央調停委員會

國有鐵道地方調停委員會
專賣公社地方調停委員會」

を

「公共企業體等仲裁委員會

公共企業體等調停委員會」に改め、同條第三項中「公共企業體仲裁委員會、國有鐵道中央調停委員會及び專賣公社中央調停委員會」を「公共企業體仲裁委員會及び公共企業體等中央調停委員會」に、「公共企業體等調停委員會」を「公共企業體等労働關係法」に改め、同條第四項中「國有鐵道地方調停委員會及び專賣公社地方調停委員會」を「公共企業體等地方調停委員會」に、「公共企業體等労働關係法」を「公共企業體等労働關係法」に改める。

33 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第 號）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項、第三十四條第二項及び第三十六條中「公共企業體労働關係法」を「公共企業體等労働關係法」に改める。

地方公營企業労働關係法（案）

（目的）

第一條 この法律は、地方公共團體の經營する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働關係の確立を図ることによつて、地方公共團體の經營する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（關係者の責務）

第二條 地方公共團體におけるその經營する企業の重要性にかんがみ、地方公共團體の經營する企業における労働關係に關與する關係者は、紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡さなければならない。

（定義）

第三條 この法律で「地方公營企業」とは、左に掲げる事業（これに附帶する事業を含む。）を行う地方公共團體が經營する企業を行う。

一 地方鐵道事業

二 軌道事業

三 自動車運送事業

四 電氣事業

五 ガス事業

六 水道事業

2 この法律で「職員」とは、地方公營企業に勤務する一般職に屬する地方公務員をいう。

（他の法律との關係）

第四條 職員に關する労働關係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四號）（第七條第一號但書、第八條及び第十八條の規定を除く。）及び労働關係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）（第九條、第十八條、第二十六條第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く。）の定めるところによる。

（職員の團結權）

第五條 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加大し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範圍は、政令で定める基準に従い、條例で定める。

3 職員でなければ、職員の労働組合の組合員又は役員となることができない。

（専従職員）

第六條 地方公營企業は、その定める一定數を限り、その職員が労働組合

の役員としてもつばら職員の労働組合の事務に従事することを許可することが出来る。この場合においては、いかなる給與も支給してはならぬ。

(團體交渉の範圍)

第七條 地方公營企業の管理及び運営に關する事項は、團體交渉の對象とすることができない。

2 第五條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左の各號に掲げる事項は、團體交渉の對象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

一 賃金その他の給與、労働時間、休憩、休日及び休暇に關する事項
二 昇職、降職、轉職、免職、休職、先任權及び懲戒の基準に關する事項

三 労働に關する安全、衛生及び災害補償に關する事項

四 前各號に掲げるものの外、労働條件に關する事項

五 情苦處理機關に關する事項

(條例にてい觸する協定)

第八條 地方公共團體の長は、當該地方公共團體の條例にてい觸する内容を有する協定が締結されたときは、その締結後十日以内に、これを當該地方公共團體の議會に付議して、その承認を求めなければならない。但し、當該地方公共團體の議會がその締結の日から十日を経過した日に閉會しているときは、次の議會にすみやかにこれを付議しなければならない。

2 前項の協定について、同項の規定により當該地方公共團體の議會の承認があつたときは、當該地方公共團體の長は、すみやかに、その協定が條例にてい觸しなくなるために必要な條例の改正又は廢止の議案を議會に提出しなければならない。

3 第一項の協定は、前項の條例の改正又は廢止がなければ、條例にてい觸する限度において、効力を生じない。

(規則その他の規程にてい觸する協定)

第九條 地方公共團體の長その他の地方公共團體の機關は、その定める規則その他の規程にてい觸する内容を有する協定が締結されたときは、すみやかにその協定が規則その他の規程にてい觸しなくなるために必要な規則その他の規程の改正又は廢止のための措置をとらなければならない。

2 前項の協定は、同項の規則その他の規程の改正又は廢止がなければ、規則その他の規程にてい觸する限度において、効力を生じない。

(豫算上資金上不可能な支出を内容とする協定)

第十條 地方公營企業の豫算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、當該地方公共團體の議會によつて所定の行爲がなされるまでは、當該地方公共團體を拘束せず、且つ、いかなる資金といえども、そのような協定に基いて支出されてはならない。

2 前項の協定をしたときは、當該地方公共團體の長は、その締結後十日以内に、これを當該地方公共團體の議會に付議して、その承認を求めなければならない。但し、當該地方公共團體の議會がその締結の日から十日を経過した日に閉會しているときは、次の議會にすみやかにこれを付議しなければならない。

3 前項の規定により當該地方公共團體の議會の承認があつた時は、第一項の協定は、それに記載された日付にさかのぼつて効力を發生するものとする。

(爭議行爲の禁止)

第十一條 職員及び職員の労働組合は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。また、職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そそのかし、又はあおつてはならない。

2 地方公營企業は、作業所閉鎖をしてはならない。

(前條の規定に違反した職員の身分)

第十二條 地方公共團體は、前條の規定に違反する行爲をした職員を、直ちに解雇することができる。

2 前條の規定に違反する行爲をした職員は、この法律、労働組合法及び労働関係調整法に規定する手續に參與し、又は救済を受けることができない。

(苦情處理)

第十三條 地方公營企業及び職員又は職員の労働組合は、地方公營企業を代表する者及び職員を代表する者各同數をもつて構成する苦情處理共同調整會議を設けなければならない。苦情處理共同調整會議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適當に解決しなければならない。

2 苦情處理共同調整會議の權限及び運用の細目は、地方公營企業と職員又は職員の労働組合との間の團體交渉で定める。

(調停の開始)

第十四條 労働委員會は、左の各號に掲げる場合に、地方公營企業の労働關係に關して調停を行う。

一 關係當事者の双方が調停の申請をしたとき。

二 關係當事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。

三 關係當事者の一方が調停の申請をなし、労働委員會が調停を行う必要があると決議したとき。

四 労働委員會が職權に基いて調停を行う必要があると決議したとき。

五 労働大臣又は都道府縣知事が調停の請求をしたとき。

(仲裁の開始)

第十五條 労働委員會は、左の各號に掲げる場合に、地方公營企業の労働關係に關して仲裁を行う。

一 關係當事者の双方が仲裁の申請をしたとき。

二 關係當事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて仲裁の申請をしたとき。

三 労働委員會が、その労働委員會においてあつた又は調停を行つていゝ労働爭議について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

四 二箇月(二箇月以内に關係當事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて労働委員會に通知したときは、その期間)以内に調停が成立しなかつたとき。

五 労働大臣又は都道府縣知事が仲裁の請求をしたとき。

(仲裁裁定)

第十六條 第八條の規定は當該地方公共團體の條例にてい觸する内容を有する仲裁裁定について第九條の規定は當該地方公共團體の規則その他の規程にてい觸する内容を有する仲裁裁定について、第十條の規定は當該地方公營企業の豫算上又は貸金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

(小規模の地方公營企業の職員の身分取扱)

第十七條 地方公營企業法(昭和二十七年法律第 號)第三十七條から第三十九條までの規定は、同法第三十六條の企業職員以外の職員(第五條第一項但書に規定する者を除く)について準用する。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範圍内で政令で定める。

2 昭和二十三年七月二十二日付内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令(昭和二十三年政令第二百號)は、職員には適用しない。

3 この法律の施行前にした前項の政令第二條第一項の規定に違反する行爲に關する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のよう改正する。

別表第三第一號五十七中「労働關係調整法(昭和二十一年法律第二十五號)」の下に「又は地方公營企業労働關係法(昭和二十七年法律第

號)を加える。

別表第三第五號(中)「及び労働関係調整法」を「労働関係調整法及び地方公営企業労働関係法」に改める。

5 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二號)の一部を次のように改正する。

第四條第十九號の次に次の一號を加える。

十九の二 地方公営企業の労働関係に關し、労働委員會に仲裁の請求をすること。

第七條第二號中「公共企業體等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七號)の下に「及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第號)を加える。

6 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「及び第二十一項」を削る。

附則第二十項を削り、附則第二十一項を附則第二十項とし、同項中「職員」を「職員であつて、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第號)第三條第二項の職員以下のもの」に改める。

労働基準法の一部を改正する法律(案)

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)の一部を次のように改正する第十八條第二項を次のように改める。

使用者は、「労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働組合、「労働者の過半数で組織する労働組合がないときは」労働者の過半数を代表する者との書面による協定をしこれを行政官廳に届け出なければならぬ。

第十八條第二項の次に次の五項を加える。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合においては

貯蓄金の管理に關する規程を定め、これを労働者に周知させるため作業場に備え付ける等の措置をとらなければならない。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入であるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利子が、金融機關の受け入れる預金の利率を考慮して命令で定める利率による利子を下るときは、その命令で定める利率による利子をつけたものとみなす。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、労働者がその返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

使用者が前項の規定に違反した場合において、當該貯蓄金の管理を繼續することが労働者の利益を著しく害すると認められるときは、行政官廳は使用者に對して、その必要な限度の範圍内で、當該貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずることができる。

前項の規定により貯蓄金の管理を中止すべきことを命ぜられた使用者は遅滞なく、その管理に係る貯蓄金を労働者に返還しなければならない。

第二十四條第一項但書を次のように改める。

但し、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合においては、通貨以外のもので支拂い、また、法令に別段の定めがある場合若しくは當該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支拂うことができる。

第三十三條第一項中「前條又は第四十條の労働時間を延長する」を「前條若しくは第四十條の労働時間を延長し、又は第三十五の休日に労働させる」に改める。

第三十三條第二項中「労働時間の延長」を「労働時間の延長又は休日の労働」に改め、「その延長時間」を「その時間」に改める。

第三十九條第三項本文を次のように改める。

使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に與えなければならぬ。

第三十九條第三項の次に次の一項を加える。

使用者は、第一項又は第二項の規定による有給休暇の期間については、就業規則その他定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支拂われる通常の賃金を支拂わなければならない。但し、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十號）第三條に定める標準報酬月額に相當する金額を支拂う旨を定めたときは、これによらなければならない。

第五十四條第一項に次の但書を加える。

但し、假設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。

第五十六條第一項但書を削る。

第六十條第三項中「第五十六條第一項但書に規定する満十四歳以上を含む。」を削る。

第六十一條に次の但書を加える。

但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を起えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

第六十二條第四項中「労働時間を延長する場合」を「労働時間を延長し若しくは休日に労働させる場合」に改め、「電話の事業」の下に「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」を加える。

第七十條第二項中「巻險有害業務の就業制限に關する規定」の下に「並

びに第六十四條の坑内労働の禁止に關する規定（満十六歳以上の男子に係るものに限る。）を加える。

第七十一條第一項中「行政官廳の認可を受けなければならない。」を「これを行政官廳に届け出なければならない。」に改め、同項に次の但書を加える

但し、命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合においては、行政官廳の認可を受けなければならない。

第七十一條第二項中「前項の規定による認可に基いて」を「前項に規定する届出又は認可に係る技術者の養成を行うために」改める。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 使用者が、第七十條の規定に従つて、技能者の養成のため労働者を使用する場合において、同條に基いて發する命令に違反したときは、行政官廳は、使用者に對し同條の規定による技能者の養成を三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ、又は第七十一條第一項但書の認可を取り消すことができる。

第十二章中第六六條の前に次の一條を加える。

（國の援助義務）

第六十五條の二 労働大臣又は都道府縣労働基準局長は、この法律の目的を達するために、労働者及び使用者に對して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

第六十四條中「第三十九條第三項の規定による平均賃金」を「第三十九條第四項の規定による賃金」に改める。

第六十九條第四號中「第七十一條第一項の規定により認可を受けた」を

「第七十一條第一項の規定により届出をし又は認可を受けた」に改める。

第七十條第一號中「第十五條第一項若しくは第三項」の次に「第十八條第七項」を加え、同條第二號を削り、同條第三號を第二號とし、以下順次一號ずつ繰り上げる。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第十八條第二項の規定による認可を受けて、労働者の貯蓄金を管理している場合においてはこの法律の施行後は、改正後の同項の規定による届出があつたものとみなす。

3 改正後の労働基準法第三十九條第四項の規定により使用者が就業規則その他に定めをし、又は書面による協定をするまでは、同項の規定にかかわらず、有給休暇の期間についての賃金の支拂いについては、なお、従前の例による。

4 この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第七十一條第一項の規定による認可を受けて、同法第七十條の規定に基いて發する命令によつて労働者を使用している場合においてはこの法律の施行後は、改正後の同法第七十一條第一項の規定による届出（同項但書の命令で定める業務に係る場合には、同項の規定による認可）があつたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用についてはなお、従前の例による。

公安調査廳設置法案

目次

第一章	總則（第一條—第四條）
第二章	内部部局（第五條—第九條）
第三章	附屬機關（第十條）
第四章	地方支分部局（第十一條—第十三條）
第五章	職員（第十四條—第十七條）
附則	

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、公安調査廳の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 法務府の外局として、公安調査廳を設置する。

（任務）

第三條 公安調査廳は、公共の安全の確保に寄與することを目的とし、破壊防止法（昭和二十七年法律第 號）の規定による破壊的團體の規則に關する調査及び處分の請求等に關する國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。

（權限）

第四條 公安調査廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 豫算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負擔行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を處分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 公安調査廳の公印を制定すること。

十三 破壊的團體の規制に關する調査を行うこと。

十四 公安審査委員會に對し、破壊的團體に對する處分の請求を行うこと。

十五 前各號に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き公安調査廳に屬させられた權限

第二章 内部部局

（内部部局）

第五條 公安調査廳に、左の三部を置く。

總務部

調査第一部

調査第二部

（特別な職）

第六條 公安調査廳に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

（總務部の事務）

第七條 總務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生及び教養に關すること。

三 長官の官印及び廳印を管守すること。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 經費及び收入の豫算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査及び監察を行うこと。

八 各部の所掌事務の連絡調整に關すること。

九 地方支分部局の一般的監督に關すること。

十 所掌事務に關する内外資料の収集、整理及び保管に關すること。

十一 所掌事務に關する一般的企畫及び法令の整備に關すること。

十二 破壊活動防止法の規定による審理及び處分の請求に關すること。

十三 前各號に掲げるものの外、公安調査廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事務

（調査第一部の事務）

第八條 調査第一部においては、破壊活動防止法第三條第一項第一號に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた團體に關する調査に關する事務をつかさどる。

（調査第二部の事務）

第九條 調査第二部においては、破壊活動防止法第三條第一項第二號に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた團體に關する調査に關する事務をつかさどる。

第三章 附屬機關

（公案調査廳研修所）

第十條 公安調査廳の職員に對して、職務上必要な訓練を行う機關として公安調査廳長官の管理に屬する公安調査廳研修所を置く。

2 公安調査研修所は、東京都に置く。

3 公安調査研修所の内部組織は、法務府令で定める。

第四章 地方支分部局

（設置）

第十一條 公安調査廳に、第八條及び第九條に規定する事務を分掌させるため、地方支分部局として、公安調査局及び地方公安調査局を置く。

（名稱、位置及び管轄區域）

第十二條 公安調査局及び地方公安調査局の名稱、位置及び管轄區域は、別表第一の通りとする。

2 別表第二上欄に記載する公安調査局長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。

(内部組織)

第十三條 公安調査局及び地方公安調査局の内部組織は、法務府令で定める。

第五章 職員

(職員)

第十四條 公安調査廳に、長官及び次長の外、公安調査官その他所要の職員を置く。

2 公安調査官は破壊的團體の規制に關する調査に従事するものとする。

3 公安調査廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)の定めるところによる。

(定員)

第十五條 公安調査廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(駐在勤務)

第十六條 公安調査廳長官は、必要があると認めるときは公安調査官を、その勤務廳の所在する地以外の地に駐在勤務させることができる。

(管轄區域以外の職務執行)

第十七條 公安調査局及び地方公安調査局に勤務する公安調査官は、必要があると認めるときは、その勤務廳の管轄區域外においても、職務を行うことができる。

附 則

- 1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。
- 2 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「特別審査局」を削る。

第七條第三項を削る。

第十三條の十二を削り、第三條の十一を第十三條の十二とし、第十三條の十の次に次の一條を加える。

第十三條の十一 公安調査廳については、公安調査廳設置法(昭和二十七年法律第 號)の定めるところによる。

3 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)の一部を次のように改正する。

別表第一の表法務府の項中廳の欄に「公安調査廳」を加える。

4 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二十號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「四二、三四二人」を「四一、一九七人」に「司法試験管理委員會

一人」を「司法試験管理委員會
公安審査委員會
公安調査廳
一、七二人」に、「四三、四八八人」

を「四四、〇五五人」に、合計の項中「八四一、六六八人」を「八四二、二三五人」に改める。

5 入國管理廳設置令(昭和二十六年政令第三百二十號)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「法務府特別審査局」を「公安調査廳」に改める。

6 この法律の施行の際、法務府特別審査局に勤務する職員は、特別の辭令が發せられない限り、そのまま公安調査廳の職員となるものとする。

別表一(關係分のみ)

名 稱	位 置	管 轄 區 域
北海道公安 調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局、旭川地方公安調査局、釧路地方 公安調査局及び北見地方公安調査局の管轄區域を除 いた區域

公安審査委員會設置法案

函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 渡島支廳管内 檜山支廳管内 後志支廳管内のうち 歌來郡 壽都郡 島牧郡 磯谷郡のうち 磯谷村
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支廳管内 留萌支廳管内 宗谷支廳管内 空知支廳管内のうち 雨龍郡 空知郡のうち 音江村
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支廳管内 釧路支廳管内 根室支廳管内
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支廳管内
別表第二 (關係分のみ)		
公安調査局	地方公安調査局	
北海道公安調査局	函館地方公安調査局	
	旭川地方公安調査局	
	釧路地方公安調査局	
	北見地方公安調査局	

の安全の確保に寄與するために行う破壊的團體の規則に關する審査及び決定の事務をつかさどらせるため、法務府の外局として、公安審査委員會 (以下「委員會」という。) を設置する。

(權限)

第二條 委員會は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律 (これに基く命令を含む。) に従つてなされなければならない。

- 一 豫算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負擔行為をすること。
- 二 收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 六 委員會の公印を制定すること。
- 七 暴力主義的破壊活動を行つた團體に對して、活動制限の處分を行うこと。
- 八 暴力主義的破壊活動を行つた團體に對して解散の指定を行うこと。
- 九 前各號に掲げるものの外、法律 (これに基く命令を含む。) に基き委員會に屬させられた權限

(職權の行使)

第三條 委員會の委員長及び委員は、獨立してその職權を行う。

(組織)

第四條 委員會は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第五條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、團體の規制に關し公正な判斷をすることができ、且つ、法律又は社會に關する學識経験を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、法務總裁が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができない

ときは、法務總裁は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、團體の規則に關し公正な判斷をすることができ、且つ、法律又は社會に關する學識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の國會で兩議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、法務總裁は、その委員長又は委員を罷免しなければならぬ。

4 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政黨に屬する者となることとなつてはならない。

5 委員長及び委員は、非常勤とする。

(任期)

第六條 委員長及び委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ。

(身分保障)

第七條 委員長及び委員は、左の各號の一に該當する場合及び第九條の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁こ以上の刑に處せられたとき。

三 委員會により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第八條 法務總裁は、委員長又は委員が前條各號の一に該當するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九條 法務總裁は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政黨に屬することとなつたときは、同一の政黨に屬する者が二人になるように、兩議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

2 前項の規定は、政黨所屬關係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第十條 委員長は、會務を總理し、委員會を代表する。

2 委員會は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(會議)

第十一條 委員會は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決することができない。

2 委員會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員會は、第七條第三號の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員補佐)

第十二條 委員會に委員補佐三人を置く。

2 委員補佐は、委員長の命を受けて、委員會の審査及び決定に關する必要な事務をつかさどる。

3 委員補佐は、辯護士その他法律事務に學識経験を有する者のうちから、委員長が任命する。

4 委員補佐は、非常勤とする。

(規則の制定)

第十三條 委員會は、その所掌事務について、法律若しくは政令を實施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審査委員會規則を制定することができる。

(委員會の庶務)

第十四條 委員會の庶務は、法務總裁官房においてつかさどる。

附 則

1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

2 第五條第一項の規定による委員會の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

3 この法律の施行後最初に任命される委員のうち三人の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、法務總裁の定めるところにより、それぞれ一年、二年及び三年とする。

4 法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三號）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一號の次に次の一號を加える。

十一の二 公安審査委員會の庶務に關する事項
第十三條の十を次のように改める。

第十三條の十 公安審査委員會については、公安審査委員會設置法（昭和二十七年法律第 號）の定めるところによる。

5 國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十號）の一部を次のように改正する。

別表第一法務府の項中「司法試験管理委員會」を「司法試験管理委員會
公安審査委員會」に改める。

6 特別職の職員（給與に關する法律（昭和二十四年法律第百五十二號）の一部を次のように改正する。

第一條中第二十號の次に次の一號を加える。

二十の二 公安審査委員會の委員長及び委員

警察法改正法（案）

政府は警察法の改正案を今國會に提出した。改正の要旨は

一、國警長官は、これまで國家公安委員會が任免していたが、これを「國家公安委員會の意見をきいて内閣總理大臣が任免する」ことにした。（第

十一條の改正案）

二、特別區の有する區域における自治警の警察長（註、東京特別區の警視總監）はこれまで特別區の公安委員會が任免権をもっていたが、これを「特別區の公安委員會の意見をきいて内閣總理大臣が任免する」こととし、又特別區（註、首都）の警察費の一部を國庫が負擔することとした。

（改正案第五十二條の二、第五十二條の三）

三、内閣總理大臣は國家公安委員會の意見をきいて、公安維持上必要な事項について、都道府縣公安委員會または市町村公安委員會にたいし指揮をとることができるとした。（改正案第六十一條の二）改正法（案）の全文はつぎの通りである。

警察法（昭和二十二年法律第百九十六號）の一部をつぎのように改正する。

目次中『第六章犯罪統計および犯罪鑑識』を『第六章犯罪統計および犯罪鑑識、第六章の二、内閣總理大臣の指示』に改める。

第十一條につぎの一項を加える『國警本部は前項に規定する事務のほか第六十一條の二の規定による指示に關する事務を處理する』

第十二條第二項中『國家公安委員會』を『内閣總理大臣』に改め、同項のつぎにつぎの一項を加える『前項の場合においては内閣總理大臣は國家公安委員會の意見をきかなければならない』

第五十二條のつぎにつぎの二項を加える。

第五十二條の二特別區の存する區域における自治警の警察長は内閣總理大臣がこれを任命し、一定の事由により罷免する。前項の場合においては内閣總理大臣は特別區公安委員會の意見を聞かなければならない。

第五十二條の三特別區の存する區域における自治警に要する經費は、都の負擔とする。ただし國庫は豫算の範圍内においてその一部を負擔することができる。

第五十三條中『前二項』を『前四項』に改める。

第六十一條のつぎにつぎの一章を加える。

『第六章の二、内閣総理大臣の指示』

第六十一條の二内閣総理大臣はとくに必要があるとき必要があるときは國家公安委員會の意見を聞いて都道府縣公安委員會または市町村公安委員會にたいし公安維持上必要な事項について指揮をとることが出来る

附 則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 この法律施行のさい、國警本部長官または特別區の存する區域における自治警の警察長の職にあるものは改正後の警察法の相當規定によりそれぞれその職に任命されたものとみなす。

追 記

本法案は「國家公安委員會及び東京都特別區の公安委員會が總理大臣の意見をきいて國警長官及び警視總監を任免する」ことに修正の上六月十日衆院を通過したと報じられている。

電 源 開 発 促 進 法 案

目 次

第一章 總 則 (第一條—第六條)

第二章 電源開發調整審議會 (第七條—第十一條)

第三章 電源開發株式會社 (第十二條—第三十八條)

附 則

第一章 總 則

(目的)

第一條 この法律は、すみやかに電源の開發及び送電變電施設の整備を行うことにより、電氣の供給を増加し、もつてわが國産業の振興及び發展に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「電源開發」とは、發電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良をいう。

(電源開發に關する總合調整)

第三條 經濟安定本部總裁は、電源開發の圓滑な實施を圖るため特に必要があるとき、國土の總合的な開發、利用及び保全、電力の供給その他の事項を考慮して關係行政機關の施策及び計畫の總合調整を行うものとする。

第四條 國の行政機關の長は、河川法(明治二十九年法律第七十一號)その他の法令の規定による他の行政機關の處分が、電源開發の圓滑な實施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、當該事項を所管する國の行政機關の長に對し協議することが出来る。

2 國の行政機關の長は、前項の規定による協議をした場合において必要があるときは、經濟安定本部總裁に對し、その旨を申し出て、總合調整を行うべきことを求めることができる。

3 經濟安定本部總裁は、前項の規定により總合調整を行うべきことを求められたときは、電源開發調整審議會の審議に付さなければならない。

(資金の確保)

第五條 政府は、電源開發及び送電變電施設の整備(以下「電源開發等」という。)に必要な資金の確保に努めなければならない。

(公共事業の施行及び費用の負擔)

第六條 國又は地方公共團體は、公共の利益のため河川、湖沼又は道路に關して國又は地方公共團體が施行する工事(以下「公共事業」という。)が電源開發等と密接な關連を有する場合においては、電源開發等を行う者に對し、當該公共事業の施行を委託することが出来る。

2 前項の規定により委託する場合における公共事業の施行のため必要な費用の負擔の方法及び割合は政令で定める。

第二章 電源開發調整審議會

(設置)

第七條 經濟安定本部に、電源開發調整審議會（以下「審議會」という。）を置く。

(所掌事務)

第八條 審議會は、左に掲げる事項をつかさどる。但し、第二號から第四號までの事項については、第四條第三項の規定によりその審議に付せられた場合に限る。

一 電源開發基本計畫に關し調査審議すること。

二 電源開發を行う者の決定に關し調査審議すること。

三 電源開發の規模、方式等に關し調査審議すること。

四 電源開發のための水及び土地に關する權利の調整に關し調査審議すること。

五 第六條第二項の規定による費用の負擔の方法及び割合の基準を作成すること。

六 前各號に掲げるものの外、電源開發の促進及び總合調整に關し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第九條 審議會は、會長及び委員十人をもつて組織する。

二 會長は、經濟安定本部總裁をもつて充てる。

三 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 大藏大臣

二 農林大臣

三 通商産業大臣

四 建設大臣

五 經濟安定本部總務長官

六 公益事業委員會委員長

七 地方自治廳長官

八 電源開發に關し學識經驗を有する者のうちから、經濟安定本部總裁が任命する者三人

九 會長及び委員は、非常勤とする。

(關係都道府縣知事の意見の聴取)

第十條 審議會は、その所掌事務を處理するため必要があるときは、關係都道府縣知事の出席を求め、その意見をきかなければならない。

(政令への委任)

第十一條 この法律に定めるものの外、審議會の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 電源開發株式會社

(會社の目的)

第十二條 電源開發株式會社（以下「會社」という。）は、政府の定める電源開發基本計畫に基き、電源開發のうち、その規模が大であり、又は國土の總合的な開發、利用及び保全に關し特に考慮することを要するものであるため、政府において會社が行うべきものと定めたものをすみやかに、電氣の供給を増加することを目的とする株式會社とする。

(事務所)

第十三條 會社は、本店を東京都に置く。

二 會社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)

第十四條 會社の發行する株式の總數は、一億株とする。

二 會社の株式は、額面株式とし、一株の金額を千圓とする。

三 政府は、常時、會社の發行済株式の總數の二分の一以上に當る株式を保有していなければならない。

四 會社は、その設立に際し、五百萬株を發行するものとする。

五 會社は、新株を發行しようとするときは、主務官廳の認可を受けなければならない。

ればならない。

(利息配當の特例)

第十五條 會社は、開業前に利息の配當をすべきことを定めた場合においても、政府の保有する株式については、利息の配當をすることができない。

(商號の使用制限)

第十六條 會社以外の者は、その商號中に電源開發株式會社という文字を使用してはならない。

(役員)

第十七條 會社に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

第十八條 總裁は、會社を代表する。

2 副總裁は、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときは總裁の職務を行う。

4 監事は、會社の會計を監査する。

第十九條 總裁、副總裁、理事及び監事は、内閣が任命する。

第二十條 總裁、副總裁及び理事の任期は、二年、監事の任期は、一年とする。

2 總裁、副總裁、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第二十一條 總裁、副總裁及び理事は、他の職務又は商業に従事することができない。但し、主務官廳の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第二十二條 會社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

- 一 水力を利用する發電のための電源開發及びこれに附帶する送電變電施設の整備

二 發電施設及び送電變電施設の貸付又は譲渡

三 電氣事業者に對する電氣の供給

四 前各號に掲げるものの外、その目的を達成するために必要な事業

2 會社が前項第二號の規定により發電施設及び送電變電施設を貸し付け、若しくは譲渡し又は同項第四號に掲げる事業を営もうとするときは、主務官廳の認可を受けなければならない。

(社債發行限度の特例)

第二十三條 會社は、商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の總額又は最終の貸借對照表により會社に現存する純財産額のいすれか少い額の十倍をこえてはならない。

(一般擔保)

第二十四條 會社の社債權者は、會社の財産について他の債權者に先だつて自己の債權の辨濟を受ける權利を有する。

2 前項の先取特權の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九號）の規定による一般の先取特權に次ぐものとする。

(外貨債務の補償)

第二十五條 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四號）第三條の規定にかかわらず、國會の議決を得た金額の範圍内において、會社の外貨で支拂わなければならない債務について、保證契約をすることが出来る。

(土地の立入等)

第二十六條 會社は、發電施設又は運電變電施設の設置又は改良に關する測量、實地調査又は工事のため必要があるときは、都道府縣知事の許可を受けて、その職員に、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採させることができる。

2 都道府縣知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者又は竹木の所有者にその旨を通知して、意見書を提出する機会

を與えなければならぬ。

3 會社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させるときは、あらかじめ土地の占有者又は竹木の所有者に通知しなければならぬ。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採する會社の職員は、都道府縣知事の許可を受けたことを證明する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

5 會社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させるときは、これによつて生じた損失を補償しなければならぬ。

(監督)

第二十七條 會社は、主務官廳が、この法律の定めるところに従い監督する。

2 主務官廳は、この法律を施行するため特に必要があるときは、會社に對し、業務に關し監督上必要な命令をすることができぬ。

第二十八條 會社は、辨済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務官廳の認可を受けなければならぬ。

第二十九條 會社の定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併及び解散の決議は、主務官廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十條 會社は、毎營業年度の事業計畫を定め、主務官廳の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

(役員の解任)

第三十一條 内閣は、會社の役員が行爲が法令若しくは法令に基く處分又は定款に違反するときは、これを解任することができる。

(報告及び検査)

第三十二條 主務官廳は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、會社からその業務の狀況に關する報告を徴し、又はその職員に、會

社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の狀況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證票を携帯し、關係人に呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査の權限は、犯罪捜査のために認められたものと解釋してはならぬ。

(罰則)

第三十三條 前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした會社の役員又は職員は、五萬圓以下の罰金に處する。

第三十四條 第三十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五萬圓以下の罰金に處する。

第三十五條 會社の役員又は職員が會社の業務に關し前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、會社に對して各本條の刑を科する。

第三十六條 左の各號に掲げる違反があつた場合においては、その行爲をした會社の役員又は職員は、三十萬圓以下の過料に處する。

一 第十四條第五項、第二十八條又は第三十條の規定に違反したとき。

二 第二十三條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

第三十七條 左の各號に掲げる違反があつた場合においては、その行爲をした會社の役員又は職員は、三萬圓以下の過料に處する。

一 第二十二條第二項の規定に違反したとき。

二 第二十七條第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十八條 第十六條の規定に違反した者は、一萬圓以下の過料に處する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務官廳は、設立委員を命じて、會社の設立に關する事務を處理させる。

3 設立委員は、定款を作成して主務官廳の認可を受けなければならぬ。

- 4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、會社の設立に際し發行する株式の總數のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。
- 5 株式申込證には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。
- 6 設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込證を政府に提出し、その検査を受けなければならない。
- 7 設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその發行價格の全額の拂込をさせなければならない。
- 8 前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立總會を招集しなければならない。
- 9 創立總會が終結したときは、設立委員は、その事務を會社の總裁に引き渡さなければならない。
- 10 商法第六十七條、第八十一條及び第八十五條の規定は、會社の設立については、適用しない。
- 11 この法律の施行の際、現にその商號中に電源開發株式會社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商號を變更しなければならない。
- 12 第十六條の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
- 13 日本開發銀行は、當分の間、日本開發銀行法（昭和二十六年法律第八號）第十八條の規定にかかわらず、會社の株式を引き受けることができる。
- 14 第十四條第三項及び第十五條の規定の適用に關しては、日本開發銀行が前項の規定により引き受けて保有する株式は、政府において保有するものとみなす。
- 15 第四項の規定の適用に關しては、日本開發銀行が第十三項の規定によつてする引受は、政府においてする引受とみなす。
- 16 經濟安定本部設置法（昭和二十四年法律第六十四號）の一部を次の

ように改正する。

第十五條第一項の表中國土調査審議會の項の次に次のように加える。

電源開發 調整審議 會	電源開發促進法（昭和二十七年法律第 號）の規定によりその所掌事務に屬せしめられた事項を行うこと。
-------------------	--

- 17 經濟關係規則の整備に關する法律（昭和十九年法律第四號）の一部を次のように改正する。

別表乙號第十號を次のように改める。

十 電源開發株式會社

- 18 租稅特別措置法（昭和二十一年法律第十五號）の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二 電源開發株式會社が、左の各號に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、第一號及び第二號の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府出資に係るものに限る。

一 會社の設立

二 會社の資本増加

三 電源開發及びこれに附帶する送電變電施設の整備の用に供する土地又は建物に關する權利の取得又は所有權の保存

電源開發株式會社が發行する社債であつて、商法第三百三條又はその準用規定による拂込があつた日（賣出の方法により發行した場合においては、賣出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの拂込の登記についての登録税の額は、登録税法第六條第十一號の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

- 19 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の次に次の一條を加える。

(發電施設に對する固定資産税の税率の特例)

第三百四十九條の二 發電、送電又は變電のための家屋、(もつばら發電送電又は變電の用に供する機械器具を收容するものに限る。)及び償却資産であつて、昭和二十七年四月一日以後に固定資産税課税台帳に登録されたものに對して課する固定資産税の税率は、登録された日の属する年の翌年の四月一日から三年間は、前條の規定にかかわらず、百分の〇・八をこえることができない。

20 第三百五十條第一項中「前條」を「第三百四十九條」に改める。

資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第九號の次に次の二號を加える。

十 電源開發株式會社の發行する社債

十一 電源開發株式會社に對する貸付

21 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九號)の一部を次のように改正する。

第三條第十七號の次に次の一號を加える。

十七の二 電源開發株式會社が設置し、又は改良する發電施設又は送電變電施設

送電變電施設

繼續費制度の設定、繰越制度の整備

備について(昭二七、三、五法律第四號)

○繼續費制度の設定

政府は今回財政法を改正して、繼續費の制度を復活させた。即ち、財政法につきの一條を加え

第十四條ノ二 國は、工事、製造その他の事業で、その完成に數年度を要

するものについて、特に必要がある場合においては、經費の總額及び年割額を定め、豫め國會の議決を経て、その議決する所に従い數年度にわたつて支出することが出来る。

前項の規定により國が支出することが出来る年限は、當該會計年度以降五カ年度以内とする。但し、豫算を以て、國會の議決を経て更にその年限を延長することが出来る。

前二項の規定により支出することが出来る經費は、これを繼續費という。もつて、繼續事業の円滑な遂行を期しようとするものである。

○繰越制度の整備

つきに、現行の繰越制度、即ち1明許繰越(財政法第二十五條)、2事故繰越(財政法第四十二條)の兩制度については、つぎのように改正、繰越の範圍を擴充した。

① 明許繰越

第十四條ノ三 歳出豫算の經費のうち、その性質上(註從來の明許繰越はここにいう經費の性質上年度内に支出を終らない見込のあるものに限られた)又は豫算成立後の事由に基き(註今同新に加えられた條項)年度内にその支出を終らない見込のあるものについては豫め國會の議決を経て、翌年度に繰越して使用することが出来る。

前項の規定により翌年度に繰越して使用することが出来る經費は、これを繰越明許費という。

② 事故繰越

については「從來年度内に支出負擔行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた」經費に限られていたが、今回の改正で「當該支出負擔行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに關連して支出を要する經費も含む」ことになつた。

註從來はたとえば年度内に、工事は竣工したが、その竣工検査は年度を越えている場合には、その旅費については年度内に支出負擔行為が行われなかつた理由で、繰越しはできなかったが、こんどは「これに關連して支出を要する」經費ということ繰越しができる。

昭和二十七年地方財政平衡交付金中 四月及び六月の概算交付額決定

地財委決定による本年度地方財政平衡交付金四月及び六月（都道府縣、市町村共）の概算交付額は別表のとおりである。
なお、六月概算交付額中北海道、島根については災害（地震、火災）に對して併せて約十億圓増額交付が考慮されている。

昭和27年度地方財政平衡交付金（單位千圓）

都府	道縣	4月概算交付額		6月概算交付額		増加分額	
		道府縣分		道府縣分		市町村分	
		概算交付額	市町村分	概算交付額	増加分額	概算交付額	増加分額
北海	道	1,367,066	596,652	1,367,066	709,530	596,652	213,336
青森	縣	469,534	200,850	469,534		200,850	
岩手		555,050	227,554	555,050		227,554	
宮城		541,631	240,081	541,631		240,081	
秋田		519,655	185,776	519,655		185,776	
山形		525,388	180,879	525,388		180,879	
福島		703,494	249,487	703,494		249,487	
茨城		641,167	218,767	641,167		218,767	
栃木		449,317	148,555	449,317		148,555	
群馬		473,396	149,244	473,396		149,244	
千葉		550,500	176,852	550,500		176,852	
東京		587,762	209,150	587,762		209,150	
神奈川		—	72,674	—		72,674	
新潟		215,608	155,342	215,608		155,342	
富山		698,388	257,592	698,388		257,592	
石川		221,962	80,670	221,962		80,670	
福井		275,665	109,425	275,665		109,425	
山梨		262,048	86,283	262,048		86,283	
長野		326,422	114,222	326,422		114,222	
		682,344	244,543	682,344		244,543	

岐	早	371,172	169,540	371,172	169,540	233,079
静	岡	401,989	224,426	401,989	284,426	
愛	知	142,866	230,712	142,866	230,712	
三	重	323,157	136,071	323,157	136,071	
滋	賀	182,391	58,843	182,391	58,843	
京	都	154,915	181,229	154,915	181,229	
大	—	—	140,578	—	140,578	
兵	庫	315,486	234,059	315,486	234,059	
奈	良	267,011	75,067	267,011	75,067	
和	山	313,251	127,842	313,251	127,842	
鳥	取	271,941	88,951	271,941	88,951	
島	根	385,678	135,576	385,678	135,576	19,743
岡	山	467,594	168,572	467,594	168,572	
廣	島	507,885	269,404	507,885	269,404	
山	口	387,820	144,069	387,820	144,069	
德	島	321,686	134,032	321,686	134,032	
香	川	291,740	124,911	291,740	124,911	
愛	媛	400,628	189,395	400,628	189,395	
高	知	332,768	132,006	332,768	132,006	
福	岡	459,818	127,389	459,818	127,389	
佐	賀	296,059	67,371	296,059	67,371	
長	崎	403,583	217,036	403,583	217,036	
熊	本	526,086	192,739	526,086	192,739	
大	分	420,486	167,541	420,486	167,541	
宮	崎	293,310	146,192	293,310	146,192	
鹿	島	621,560	285,672	621,560	285,672	
合	計	18,927,277	8,073,821	18,927,277	790,823	8,073,821

交付總額 28,125,000 125,000,000 × $\frac{90}{100}$ × $\frac{1}{4}$

昭和二十七年地方債發行計畫決まる

本年度地方債發行計畫については地財委と大蔵省で協議の結果別表のとおり決定しこの計畫にもとづいて各關係府縣の申請額の査定が行われつつある。
なお、目下一般單獨事業分及び公營企業分が査定中であり、一般補助事業分その他の査定は七月以降となる由である。

昭和二十七年地方債發行計畫書

(單位億圓)

費 目	地方負擔額 又は申請額	起債 資金の運用 によるもの	公募 によるもの	計
(一) 一般補助事業分	五六二	二三〇	三〇	二六〇
(イ) 河川統制事業	一〇	一〇	一〇	一〇
(ロ) 六・三湖建築事業	三七	三〇	一	三〇
(ハ) その他補助事業	五一五	一九〇	三〇	二二〇
(ニ) 災害復興事業分	三二七	一六〇	一	一六〇
(イ) 補助災害復興事業	一七八	一一〇	一	一一〇
(ロ) 單獨災害復興事業	一四九	五〇	一	五〇
(三) 一般單獨事業分	八八四	六五	二〇	八五
(イ) 義務教育施設事業	一七四	三〇	一〇	四〇
(ロ) その他單獨事業	七一〇	三五	一〇	四五
四 前年度未當分	一	五〇	一	五〇
五 一般會計分計	一、七七三	五〇五	五〇	五五五
(イ) 公營企業分	六六〇	一四五	三〇	一七五
(ロ) 電 氣 事 業	一三九	五五	一	五五
(ハ) 上 水 道 事 業	三一七	六〇	二〇	八〇

(イ) 病院事業	八〇	一六	五	二一
(ロ) 交通事業	九〇	一一	五	一六
(ハ) その他事業	三四	三	一	三
合 計	二、四三三	六五〇	八〇	七三〇

第一回定例道議會の議決を経た條例の經過調

註 一、補助災害復興事業地方負擔額中には文教災害を含む。
二、地方負擔額又は申請額欄中、一般補助事業分及び災害復興事業分については、地方財政計畫による地方負擔額を、他は申請額を示す。

番 號	件 名	議決月日	公布月日
議案六〇	北海道稅條例の一部を改正する條例	四、一一	四、一八
六一	北海道職員定數條例の一部を改正する條例	〃	五、二
六二	北海道恩給條例臨時特例の一部を改正する條例	〃	五、二
六三	北海道監査委員の報酬額、費用辨償額、給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例	〃	四、一七
六四	北海道選挙管理委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例	〃	五、二
六五	北海道教育委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例	〃	四、二七
六六	北海道建築審査會並びに同委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例	〃	四、二六
六七	北海道社會教育委員の定數及び任期に關する條例の一部を改正する條例	〃	四、二四
七八	北海道農業委員會出頭者旅費支給條例	〃	五、一

〃 八八	北海道林産物検査條例の一部を改正する條例	三、三一	三、三一 九
〃 八九	農業改良事業條例を廢止する條例	四、一一	五、二 四一
〃 九〇	北海道家畜保健衛生所條例の一部を改正する條例	〃	四、二九 二七
〃 九一	北海道立種畜場及び北海道立種羊場種畜使用料條例の一部を改正する條例	〃	四、二六 二二
〃 九二	北海道ボーリング手数料條例	〃	五、二 三五
〃 九三	北海道立學校の授業料、入學料、入學檢定料及び寄宿舎使用料條例の一部を改正する條例	〃	四、二四 一七
〃 九四	北海道立ブロック建築指導所條例	〃	四、二五 一九
〃 九五	北海道立ブロック建築指導所使用料及び手数料條例	〃	四、二五 二〇
〃 九六	北海道建築設計診断及び指導手数料條例	〃	四、二七 二四
〃 九七	北海道精神衛生相談所條例	〃	四、二七 二三
〃 九八	北海道建築士法施行條例	〃	四、二六 一一
〃 九九	北海道調理士條例	〃	四、二二 一三
〃 一〇二	北海道恩給條例の一部を改正する條例	〃	四、一七 一〇
〃 一〇四	北海道立病院條例の一部を改正する條例	〃	五、一 三〇
〃 一〇五	札幌醫科大學條例の一部を改正する條例	〃	五、一 二九
〃 一〇六	札幌醫科大學體育館使用條例	〃	五、一 二八

〃 一〇七	北海道人事委員會に出頭する證人等の費用辨償條例	〃	五、二 三八
〃 一四七	北海道立水産孵化場條例	〃	五、二 三三
〃 一四九	北海道立工業試驗場使用料及び手数料條例の全部を改正する條例	〃	五、二 三四
〃 一五〇	北海道玩具用煙火取締條例の一部を改正する條例	〃	四、二二 一四
〃 一五三	北海道議會の議決事件に關する條例の一部を改正する條例	〃	五、二 三七
〃 一五七	北海道乙種看護婦試驗委員條例	〃	四、二〇 一五
〃 一六一	議會の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議會の議決に付すべき契約に關する條例の一部を改正する條例	〃	四、二七 二五

全國都道府縣議會の定例会・臨時會開催及び附議案件等に関する調

[illegible]

近	京大	都	6	55	124	23	147	302	3	4	25	5	30	1	9	59	149	28	177	303
大	兵	阪	6	80	106	51	157	51	—	—	—	—	—	—	6	80	106	51	157	51
兵	庫	庫	6	52	195	24	219	191	—	—	—	—	—	—	6	52	195	24	219	191
奈	良	良	6	66	105	24	129	172	1	3	1	—	1	—	7	69	106	24	130	172
和	歌	山	6	79	125	76	201	266	—	—	—	—	—	—	6	79	125	76	201	266
織	山	賀	6	61	115	23	138	281	2	2	4	2	6	27	8	63	119	25	144	308
中	廣	島	6	25	168	13	181	462	2	3	5	2	7	—	8	28	173	15	188	462
岡	山	山	6	40	217	59	276	752	1	2	7	3	10	—	7	42	224	62	286	752
島	取	根	5	57	154	33	187	901	2	3	3	6	9	—	7	60	157	39	196	901
島	根	口	6	33	162	15	177	879	1	7	28	6	34	22	7	40	190	21	211	401
山	口	口	6	32	176	12	188	517	6	6	46	12	58	—	12	38	222	24	246	517
四	香	川	6	57	85	15	100	115	2	4	7	4	11	—	8	61	92	19	111	115
德	島	島	6	65	135	38	173	281	1	1	4	4	8	43	7	66	139	42	181	324
高	知	知	6	32	111	26	137	526	1	4	1	2	3	8	7	36	112	28	140	534
愛	媛	媛	6	25	144	28	172	348	2	2	3	8	11	—	8	27	147	36	183	348
九	福	岡	6	66	276	197	473	170	1	2	5	—	5	—	7	68	281	197	478	170
大	分	分	6	54	90	390	480	368	—	—	—	—	—	—	6	54	90	390	480	368
佐	賀	賀	5	44	145	26	171	7	1	3	14	—	14	—	6	47	159	26	185	7
長	崎	崎	6	63	184	61	245	305	1	1	2	—	2	—	7	64	186	61	247	305
宮	崎	崎	7	59	149	60	209	677	2	3	4	1	5	—	9	62	153	61	214	670
能	本	本	6	50	157	17	174	20	1	1	1	1	2	—	7	51	158	18	176	20
鹿	兒	鹿	6	38	152	110	262	666	—	—	—	—	—	—	6	38	152	110	262	666
計	275	2,467	7,433	2,780	10,213	16,816	(3.5%) 62	110	275	115	390	184	337	2,577	7,708	2,895	10,603	17,000		
一	縣	平	6.0	53.6	161.6	60.4	222.0	365.6	1.8	3.3	8.1	3.4	11.5	5.4	—	—	—	—	—	—
一	會	期	—	9.0	26.3	10.1	37.1	61.1	—	1.8	4.4	1.9	6.3	3.0	—	—	—	—	—	—

- 備 考
1. 付議議案中「その他の案件」は、いわゆる議案以外（例、決議案・意見案・建設案・諮問案・議會からの請願事情等）の一切である。
 2. 請願・陳情数は處理件数である。従つて受理件数はこの数より相當上廻つてゐる。
 3. 全國平均数は、小数點以下一位未満を四捨五入とした。

全國都道府縣議會の定例会、臨時會の開催及び 付議案件調査の結果についての考察

(全國議長會事務局)

- 1 本件調査は昭和二十六年年度の實績によるものである。
- 2 數字的集計明細は別表の通りであるがこれをやや説明的に觀察すれば次の通りである。

年間總計(定例会臨時會を含む)

- 1 開催回数 三三七回
- 2 延日數 二、五七七回

- 3 付議議案總數 二七、六〇三件(内陳情請願 一七、〇〇〇件)
更にこれを定例会、臨時會個別に觀れば

定例會

- 1 開催回数 二七五回(平均六回法定通り)
- 2 會期延日數 二、四六七回(一縣平均五三・六日)
- 3 一會期平均日數九日強(延日數を延回数で除したもの)
- 4 付議案件總數 二七、〇二九件(内陳情請願 一六、八一六件)
- 5 付議案件平均(一縣當り) 五八八件(内陳情請願 三六五件)
- 6 付議案件一會期平均 九八件(一縣當り)

臨時會 (四六都道府縣の内三四都道府縣)

- 1 開催延回数 六二回(最多山口六回)
- 2 會期延日數 一一〇日(最長東京八日)
- 3 一會期平均日數 一・八日
- 4 付議案件總數 五七四件(最多東京 八〇件)
(陳情請願 一八四件)
- 5 付議案件平均(一縣當り) 一六・九件

6 一會期平均 九・三件

- 3 現行地方議會の定例会(年六回)回數が多すぎると云い甚だしきは法定回数なるが故に議案がなくとも議會を開いておるやの如く唱えるものがあるが少くとも全國都道府縣におけるこの實績調査はこの聲の空論なることを裏付けるものである。

- 4 特に注目すべきは地方住民よりの陳情請願處理件數であり如何に住民が議會を通じてその民意を反映しているかを示し、この件數は更に増加の傾向にあることは民主政治の普及進歩の一證左である。

日、米、加三國漁業條約正式調印

日、米、加三國漁業條約(全文は「時報」第四卷第一號掲載)の正式調印は五月九日、午後三時、外務省で日本側岡島外相、廣川農相とマーフィ駐日米大使、メンジースカナダ駐日代理大使との間で行われた。この條約は關係各國議會の承認を経、批准書が交換されたときに發効するものであり、その時期は大體夏頃の觀測のようである。

ソ連代表部について、外務省發表

外務省發表(五月三十日)對日平和條約は一九五二年四月二十八日をもつて効力を發生效し、日本にたいする連合國の占領は終結した。これにともない日本における連合國最高司令官の地位およびその諮問機關としての對日理事會も同時に消滅した。よつて日本政府は對日理事會ソ連代表部は同日をもつて存在せざるにいたつたものと認める。

追記

ソ連代表部の回答書簡

六月十一日ソ連代表部から、岡崎外相あての回答書簡の全文つぎのとおり。
岡崎外務大臣あて

一九五二年五月三十日、貴下の訓令にもとづき日本外務省代表田村氏により傳達された在日ソ連代表にかんする聲明に關連し、私は貴下につきの如く通告する光榮を有する。

ソ連代表の日本駐在權はソ連、米國、英國三國のモスクワ外相會議において行われた決定にしたがい設定されたものである。

この決定はのちに中國も參加している。對日理事會は日本にかんする現行國際條約に違反して締結された非法な對日單獨平和條約と關連して米國政府の一方的措置により解消された。したがつてソ連政府は對日單獨平和條約の發効にかんする日本政府の申入れは、日本におけるソ連政府の代表問題にかんする前記聲明の法的根據とはなりえないと考える。

日、印平和條約

日本とインド間の恒久的な平和を約束する日印平和條約の調印式は、六月九日午後六時から外務省の會議室で開かれ、日本側岡崎外相、インド側チエトウール大使の兩國全權の間に同條約ならびに通商條項にかんする交換公文に調印が行われ、條約全文と交換公文の内容が日印兩國政府から發表された。つぎはその全文である。

條約全文

インド政府は千九百五十二年四月二十八日付の告示によつて日本國とインドの間の戰爭狀態を終結したので、日本國政府およびインド政府は、國際連合憲章の原則にもとづいて兩國國民が共通の福祉の増進ならびに國際の平和および安全の維持のため友好的な連携のもとに協力することを希望するので日本國政府およびインド政府は、よつてこの平和條約を締結することに決定し、このため全權委員としてつぎのとおり任命した。

日本國政府 日本國外務大臣 岡崎勝男

インド政府 日本國駐在特命全權大使 K・K・チエトウール

これらの全權委員は、互いにその全權委任狀をしめし、それが良好妥當であると認められたのち、つぎの諸條を協定した。

第一條 日本國とインドとの間および兩國の國民相互の間には、堅固な、かつ永久の平和および友好の關係が存在するものとする。

第二條 a 締約國はその貿易、海運、航空その他の通商の關係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、條約または協定を締結するため交渉を開始することに同意する。

b 該當する條約、または協定が締結されるまでインド政府が日本國とインドとの間の戰爭狀態を終結する告示を發した日ののち四年間

① 締約國は、航空交通の權利および特權にかんして相互に最惠國待遇を與えるものとする。

② 締約國は、また關稅およびすべての種類の課徵金ならびに貨物の輸入および輸出に關連する制限その他の規制または輸入もしくは輸出のための支拂手段の國際的移轉に課せられる制限その他の規制にかんし、この關稅および課徵金の徵收の方法にかんし、ならびに輸入および輸出に關連するすべての規則および方式ならびに通關にかんして課せられる課徵金にかんし、相互に最惠國待遇を與えるものとする。または當締約國のいずれかの一方がいずれかの他の國を原産地とし、またた、該國に仕向けられる產品に與える利益、特典、特權または免除は、他方の締約國の領域を原産地とし、または當該領域に仕向けられる同種の產品にただちに、かつ無條件に與えられるものとする。

③ 日本國は海運、航海および輸入貨物にかんし、ならびに自然人および法人ならびにそれらの利益にかんして、インドが内國民待遇を日本國に與える限度において、内國民待遇をインドに與える。この待遇は、税金の賦課および徵收、裁判を受けること、契約の締結および履行、財産權（有體財産および無體財産にかんするもの）日本國の法律にもとづいて組織された法人への参加ならびに一般にあらゆる種類の事業

活動および職業活動の遂行にかんするすべての事項を含むものとする。

もつとも本條の適用上、差別的措置であつて、それを適用する締約國の通商條約に通常規定されている例外にもとづくもの、その締約國の對外的財政狀態もしくは國際收支を保護する必要にもとづくものまたは重大な安全上の利益を維持する必要にもとづくものは事態に相應しており、かつほしいままたは不合理な方法で適用されない限り、内國民待遇または最惠國待遇の許與を害するものと認めてはならない。

また前記の②のいかなる規定も、千九百四十七年八月十五日前から存在し、またはインドが隣接國に與へている特惠または利益には適用しないものとする。

c 本條のいかなる規定も、日本國がこの條約の第五條にもとづいて引受ける約束を制限するものとみなしてはならない。

第三條 日本國は公海における漁獵の規制または制限ならびに漁業の保存および發展を規定する協定を締結するために、インドが希望するときは、インドと交渉を開始することに同意する。

第四條 インドは戰爭の開始の時にインド國內に所在しかつ條約の効力發生の時にインド政府の管理下にある日本國またはその國民のすべての有體財産および無體財産ならびに權利または利益を現狀において返還しまたは回復する。ただしその財産の保存および管理のために要した費用があつたときは日本國または關係日本國民はそれを支拂わなければならない。そのいずれかの財産が清算されているときは、その賣得金を前記の費用を差引いた上で返還するものとする。

第五條 この條約が効力を生じた後九カ月以内に申請があつたときは、日本國はその申請の日から六カ月以内に日本國にあるインドおよびその國民の有體財産および無體財産ならびに種類の如何を問はずすべての權利または利益で千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本國內にあつたものを返還する。ただし所有

者が強迫または詐欺によることなく自由にこれらを處分した場合はこの限りでない。

この財産は戰爭があつたために課せられたすべての負擔および課徴金を免除して、その返還のための課徴金を課さずに返還しなければならぬ。

所有者によりもしくは所有者のためにまたはインド政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は日本國政府がその定めるところに従つて處分することができる。この財産が千九百四十一年十二月七日に日本國に所在しかつ返還することができず、または戰爭の結果として損傷もしくは損害を受けている場合には、日本國の連合國財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四號）の定める條件よりも不利でない條件で補償される。

第六條 a インドは日本國に對するすべての賠償請求權を放棄する。

b この條約に別段の定めがある場合を除く外、インドは、戰爭の遂行中に日本國およびその國民が執つた行動から生じたインドおよびインド國民のすべての請求權ならびにインドが日本國の占領に参加した事實から生じたインドの請求權を放棄する。

第七條 日本國は千九百四十一年十二月七日からこの條約が發効を生ずるまでの期間に日本國の裁判所が行つた裁判について裁判が行われた訴訟手續においていずれかのインド國民が原告または被告として事件について十分陳述することができなかった場合があつたときは當該インド國民がこの條約の効力發生の後一年以内に適當な日本國の機關にその裁判の再審査を申請することができるようにするために、必要な措置を執ることに同意する。日本國は、また、インド國民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、またはその者にそれぞれの事情の下において公正かつ公平な救済が與えられるようにすることに同意する。

第八條 a 締約國は戰爭狀態の介在が、戰爭狀態の存在した債務および

契約（債権にかんするものを含む）ならびに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で日本國の政府もしくは國民がインドの政府もしくは國民に對してまたはインドの政府もしくは國民が日本國の政府もしくは國民に對して負つてゐるものを支拂う義務に影響をおよぼさなかつたものと認め、また、戦争状態の存在前に財産の滅失もしくは損害または身體傷害もしくは死亡にかんじて生じた請求權で、インド政府が日本國政府に對して、または日本國政府がインド政府に對して提起しまたは再提起するものの當否を審議する義務に影響をおよぼさなかつたものと認める。

日本國は日本國の戦前の對外債務にかんする責任と日本國が責任を負うと後に宣言された團體の債務にかんする責任とを確認し、また、これらの債務の支拂再開にかんじて債權者と速かに交渉を開始する意圖を表明する。

締約國は、他の戦前の請求權および債務にかんする交渉を促進し、かつ、これに應じて金額の支拂を容易にするものとする。

第九條 日本國は戦争から生じ、または戦争状態が存在したために執られた行動から生じたインドおよびその國民にたいする日本國およびその國民のすべての請求權を放棄し、かつこの條約の効力發生の前に日本國の領域におけるインドの軍隊または當局の存在、職務遂行または行動から生じたすべての請求權を放棄する。

前記の放棄には千九百三十九年九月一日からこの條約の効力發生までの間に日本國の船舶にかんじてインドが執つた行動から生じた請求權ならびにインドの手中にある日本人捕虜および被拘留者にかんじて生じた請求權および債權が含まれる。ただし、千九百四十五年九月二日以後インドが制定した法律で特に認められた日本人の請求權を含まない。

日本國は、占領期間中に占領當局の指示にもとづいてもしくはその結果として行われ、または當時の日本國の法律によつて許可されたすべての作爲または不作爲の効力を承認し、インド國民をこの作爲または不作爲から生ずる民事または刑事の責任に問ういかなる行動も執らないものとする。

爲から生ずる民事または刑事の責任に問ういかなる行動も執らないものとする。

第十條 この條約、またはその一もしくは二以上の條項の解釋または適用にかんじて生じた紛争は、第一次には協議によつて、また協議を開始した後六カ月以内に解決にいたらないときは、條約國間の一般的のまたは特別の取決めによつてこんど決定される方法による仲裁によつて、解決されなければならない。

第十一條 この條約は、批准されなければならない。この條約は、批准書交換の日に効力を生ずる。批准書はできる限り速かにニューデリーで交換されるものとする。

以上の證據として、下名の全權委員は、この條約に署名した。千九百五十二年六月九日に東京で本書二通を作成した。兩國政府はこの條約の日本語およびインド語による本文を一カ月以内に交換するものとする。

交換公文

書簡をもつて啓上いたします。

一 本日署名されたインドと日本國との間の平和條約の第一條(b)に付された第二の但書にかんじて本使は、インド政府が前記の條約で日本國に最惠國待遇を與えるにかゝらず、コモンウェルス諸國および隣接國に將來なんらかの特恵または利益を與えることによつてインド政府が諸國および隣接國以外の國に同様の特恵または利益を與えることを要するときは、同一の特恵または利益を日本國にもおよぼすものであるとの了解の下に、コモンウェルス諸國および隣接國に將來特恵または利益を與える權利を留保するものであることを貴大臣に通報する光榮を有します。二 本使は、この書簡および前記の留保を確認される貴大臣の返簡が前記

條約にかんしてインド政府と日本國政府との間の協定となるべきことを提案する光榮を有します。

以上を申し進めるに際しまして本使は貴大臣に敬意を表します。

千九百五十二年六月九日

日本國駐在特命全權大使K・K・チエトウール

日本國外務大臣 岡崎勝男殿

書簡をもつて暫上いたします。

一 本大臣はつぎのように述べられた本日付の貴使の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。本日署名されたインドと日本國との間の平和條約の第二條(ト)に付された第二の但書にかんして、本使はインド政府が前記の條約で日本國に最惠國待遇を與えるにかゝわらず、コモンウェルス諸國および隣接國に將來なんらかの特恵または利益を與えることによつてインド政府がコモンウェルス諸國および隣接國以外の國に同様の特恵または利益を與えることを要するときは、同一の特恵または利益を日本國にもおよぼすものであるとの了解の下に、コモンウェルス諸國および隣接國に將來特恵または利益を與える權利を留保するものであることを貴大臣に通報する光榮を有します。

二 本大臣は日本國政府がインド政府の行つた留保に同意することならびにまた貴使の書簡およびこの書簡が前記の條約にかんして日本國政府とインド政府との間の協定となるべきことを確認する光榮を有します。

以上を申し進めるに際しまして本大臣は貴使に敬意を表します。

千九百五十二年六月九日

日本國駐在インド特命全權大使K・K・チエトウール殿

岡崎勝男

(追加資料)

集團示威運動等の秩序保持に關する

法律 (案)

(目的)

第一條 この法律は、集團示威運動、集團行進又は屋外集會が公衆の生命、身體、自由又は財産に對して直接の危險を及ぼすことなく行われるようにすることを目的とする。

(届出)

第二條 集團示威運動又は道路、公園その他の公共の場所における集團行進若しくは屋外集會を行おうとする場合には、あらかじめこれらを実施しようとする場所を管轄する公安委員會に届け出なければならない。但し、これらの集團示威運動、集團行進又は屋外集會が左の各號の一に該當するものである場合には、この限りでない。

一 冠婚葬祭その他これに類する行事で一般の慣例として行われるもの
二 公職選舉法(昭和二十五年法律第百號)による選舉運動として行われるもの
三 學生、生徒等の遠足又は修學旅行で示威を伴わないもの

四 もつぱら學術研究、體育、競技、娛樂、興行又は商業宣傳のみの目的で行われるもの
五 官公署がその職務として行うもの

六 前各號に掲げるものの外、公安委員會が届出を要しないとして指定するもの

(届出の手續)

第三條 前條の規定により届出を要する集團示威運動、集團行進又は屋外集會(以下「集團示威運動等」という。)を主催しようとする者(團體が主催しようとするときは、その代表者とする。以下「主催者」という。)

は、集團示威運動等を開始しようとする日時の七十二時間前までに、集團示威運動等を実施しようとする場所を管轄する各公安委員会に、その管理に属する各警察署（同一の公安委員会の管理に属する警察署が二以上あるときは、當該集團示威運動等を実施しようとする場所を管轄する警察署のうちそのいずれか一とする。）に對し、當該集團示威運動等に關し左の各號に掲げる事項を記載した届書各一通及びその複本各二通を提出しなければならない。この場合において、集團示威運動等を実施しようとする場所の使用について管理者の承認を要するものについてはその承認を得たことを證明する書類の寫を添附しなければならない。

一 當該集團示威運動等の名稱、種別及び目的

二 主催者の住居、氏名及び年齢（主催しようとする者が團體であるときは、その名稱及び主たる事務所の所在地並びにその團體の代表者の住居、氏名及び年齢）

三 この法律の規定による公安委員會の送達を受領すべき者（以下「送達受領者」という。）の住居、氏名及び年齢並びにこれらの送達を受領すべき場所（届書を提出する警察署の管轄区域内にあることを要する。）

四 當該集團示威運動等をその實施場所において統轄指揮すべき者（以下「統轄者」という。）の住居、氏名及び年齢

五 開始及び終了の日時

六 實施場所及びその略圖

七 參加團體の名稱及びその主たる事務所の所在地並びにその團體の代表者の住居、氏名及び年齢

八 參加豫定人員數及びその參加團體別内譯

2 第一項の届書の様式は總理府令で定める。

（届出の受理等）

第四條 公安委員會は、前條第一項の規定による届書の提出があつたときは、次條第一項の規定によりその補正を命ずる場合を除き、届出を受理

しなければならない。この場合においては、公安委員會は、届書の複本一通に届出を受理した旨を附記して、これを届書に記載されている集團示威運動等の開始日時の二十四時間までに送達受領者に送達しなければならない。但し、送達受領者の住居が不明であることその他やむを得ない事由に因り送達が著しく困難であると認められるときは、届書が提出された警察署の掲示板に届出を受理した旨を記載した書面を掲示して、送達に代えることができる。

2 主催者が前條第一項の規定により届け出た事項を變更しようとする場合には、あらかじめ、變更しようとする事項に關係のある公安委員會に於て、届書を提出した警察署に對し、變更承認申請書各一通及びその複本各二通を提出して當該公安委員會の承認を受けなければならない。この場合においては、公安委員會は、その變更が集團示威運動等の開始日時を繰り上げようとするものである場合及び公衆の生命、身體、自由又は財産に對して直接の危険を及ぼす處があると認められる場合を除き、承認を與えなければならない。

3 公安委員會は、前項後段の規定による承認をした場合には、變更承認申請書の複本一通に承認した旨を附記して送達しなければならない。第一項但書の規定は、この場合について準用する。

4 第二項の變更承認申請書の様式は、總理府令で定める。

（補正命令等）

第五條 公安委員會は、集團示威運動等の届出が左の各號の一に該當するときは、届書に記載されている集團示威運動等の開始日時の二十四時間前までに、その主催者に對し、時間を定めてその時間内に届出を補正することを命ずることができる。

一 第三條第一項に規定する要件の一部を具備しないとき。

二 當該集團示威運動等の主催者のうちに十六歳に満たない者又は禁治産者があるとき。

2 前項の規定により公安委員會が定めた時間内に届出の補正がされたと

きは、公安委員会は、届出を受理しなければならない。この場合においては、公安委員会は、届書の複本一通に届出を受理した旨を附記して、すみやかに送達受領者に送達しなければならない。

3 前條第一項但書の規定は、前項後段の規定による送達について準用する。

4 第一項の規定により公安委員会が定めた時間内に補正がされなかつたときは、届出がなかつたものとみなす。

5 公安委員会は、第三條第一項の届書又は前條第二項の變更承認申請書を受け取つた場合において必要があると認めるときは、その届出を受理し、若しくは補正を命じ、又は變更の承認をするにつき必要な範囲内において、當該集團示威運動等の主催者又は統轄者に對し出頭を求め、又は質問することができる。

6 公安委員会は、警察隊長若しくは警察長又は警察吏員を指定して、前項の規定による権限の行使を委任することができる。

(遵守命令等)

第六條 公安委員会は、集團示威運動等の届出を受理した場合において、公衆の生命、身體、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要があるとき、届出に記載されている集團示威運動等の開始日時、二十四時間前までに、當該集團示威運動等に關し左の各號に掲げる事項について遵守すべき事項を具體的に定め、當該集團示威運動等の主催者、統轄者及び参加者に對してこれを遵守すべきことを命ずることができる。

一 危険物の携帯の制限又は禁止に關する事項

二 道路に於ける、行進又はすわり込の禁止等交通の危険防止に關する事項

三 夜間又は學校、圖書館、病院その他これらに類する施設の周邊におけるけん、騒防止に關する事項

四 行進隊形、行進隊列の區分等當該集團示威運動等の混亂防止に關す

る事項

2 集團示威運動等の主催者は、前項の命令を受けた場合には、統轄者及び當該集團示威運動等に参加しようとする者にこれを周知させ、且つ、遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

3 公安委員会は、集團示威運動等の届出を受理した場合において、公衆の生命、身體、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ないと認めるときは、その危険を防止するため必要且つ相當な限度において、届書に記載されている集團示威運動等の開始日時の二十四時間前までに、當該集團示威運動等の開始若しくは終了の日時若しくは實施場所の變更を命じ、又は参加人員數の制限を命ずることができる。

(命令の送達)

第七條 第五條第一項又は前條第一項若しくは第三項の規定による公安委員会の命令は、これを書面に記載して送達受領者に送達するものとする。第四條第一項但書の規定は、この場合について準用する。

(警察職員の權限)

第八條 警察官又は警察吏員は、第二條の規定による届出をせず、若しくは第三條第一項の規定により届け出た事項若しくは第四條第二項の規定により公安委員会の承認を受けた事項に違反し、若しくは第六條第三項の規定による公安委員会の命令に違反して、行われ、若しくはまきに行われようとする集團示威運動等の主催者、統轄者若しくは参加者又は第六條第一項の規定により公安委員会の定めた遵守すべき事項に違反し、若しくはまきに違反しようとする主催者、統轄者若しくは参加者に對して、違反行為を是正し、又は防止するため、警告を發し、又はその行為を制止することができる。

2 警察隊長若しくは警察長又は當該集團示威運動等についてこれらの者の命を受けてその實施場所において警察官若しくは警察吏員を統轄して指揮する警察官若しくは警察吏員は、前項の規定による警告又は制止に

よつてもなお違反行爲を是正し、又は防止することができない場合において、公衆の生命、身體、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ないと認めるときは、當該集團示威運動等を解散させることができる。

(罰則)

第九條 第二條の規定による届出をしないで集團示威運動等を行つた者又はその集團示威運動等をその實施場所において指揮し、若しくは率先助勢した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 第三條第一項の規定により届け出た事項若しくは第四條第二項の規定により公安委員會の承認を受けた事項に違反し、若しくは第六條第三項の規定による公安委員會の命令に違反して集團示威運動等を行つた者又はその集團示威運動等をその實施場所において指揮し、若しくは率先助勢した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は三萬圓以下の罰金に處する。

3 左の各號の一に該當する者は二千五百圓以下の罰金に處する。

一 第二條の規定による届出をせず、若しくは第三條第一項の規定により届け出た事項若しくは第四條第二項の規定により公安委員會の承認を受けた事項に違反し、若しくは第六條第三項の規定による公安委員會の命令に違反して實施された集團示威運動等に情を知つて参加した者又は第六條第一項の規定により公安委員會の定めた遵守すべき事項に違反した者

二 虚偽の届書又は虚偽の變更承認申請書を提出した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。
2 この法律施行後に行われる集團示威運動等についてのこの法律による届出その他の手續は、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行前に施行されていた集團示威運動等の實施に關する條例（以下「舊條例」という。）は、その効力を失うものとする。
4 舊條例の規定に違反する行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

公衆の生命、身體、自由又は財産に對する危険を防止するため、集團示威運動等の實施について、届出の制度を確立するとともに、これらの危険を防止するためやむを得ない場合において公安委員會又は警察職員が必要な措置をとることができることとし、もつて集團示威運動等の秩序保持を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法の一部を改正する法律成立

本改正は復舊工事の促進を圖るため、市町村等に對しては一箇所の工事の對象を十萬圓に引下げるものが主要點である。

公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法の一部を改正する法律

昭二七、六、二	衆院議員提出
六、五	建設委員會付託
六、七	本會議可決
六、一〇	參院 送付
六、一一	建設委員會付託
六、一一	本會議可決

公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法(昭和二十六年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

第三條中「第四條」を「第四條及び第六條第一項」に改める。

第四條第二項中「負擔すべきものを含み」を「負擔すべきものを含むものとする。」に改め、「第二條第三項に規定する災害復舊事業の事業費のうち、災害にかかった施設を原形に復舊するものとした場合に要する金額をこえる金額(以下超過事業費という。)を含まないものとする。」を削る。

第四條第四項を削る。

第六條第一項第一號を次のように改める。

一 一箇所の工事の費用が、都道府縣又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第五百五十五條第二項の市(以下「指定市」という。)(都道府縣又は指定市が加入している地方公共團體の組合及び港務局であつて都道府縣又は指定市がその組織に加わつてゐるものを含む。)に係るものにあつては十五萬圓に、市(指定市を除く。以下同じ)町村(市町村の組合及び市町村のみで組織してゐる港務局を含む。以下同じ)に係るものにあつては十萬圓に滿たないもの

第八條第二項中「(超過事業費に相當する部分を除く。)」を削る。

第九條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、都道府縣知事をして、當該都道府縣の區域に存する市町村に對して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の權限を行はせることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降發生した災害に關し適用する。

2 公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法第四條の改正規定は、同法第三條各號に掲げる施設について地方公共團體(港灣法)昭和二十五年法律第二百十八號)に基く港務局を含む。)又はその機關が施行する災害復

舊事業であつて昭和二十六年中又は昭和二十五年以前に發生した災害に因るものうち、主務大臣による事業費の決定があつて國の負擔金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日現在において受けていなかったものについて、適用し、又は準用する。

義務教育費國庫負擔法案

衆議院において修正可決

修正の要點は

1 教職員給與費について

(修正案) 國は毎年度義務教育諸學校並びに都道府縣立盲學校、ろう學校の教職員給與費につきその實施支出額の二分の一を負擔する。

(原案) 國は毎年度義務教育諸學校の教職員給與費についてその總額の二分の一を下らない額を負擔する。

2 教材費について

(修正案) 兒童又は生徒數を基礎とし、一人當り政令で定めた額を國が負擔する。
(原案) 教材費の總額は教職員給與費の總額の百分の十を乗じた額とし、その總額の二分の一を下らない額を國が負擔する。

3 次の原案條項は削除された

(イ) 教職員給與費の算定方について

(ロ) 戰災復舊及び災害復舊費の國の負擔方について

(ハ) 義務教育諸學校の校舍の建設に係る地方債の特別方について

修正された義務教育費國庫負擔法案の全文

(この法律の目的)

第一條 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、國民のすべてに對しその妥當な規模と内容とを保障するため、國が必要なる經費を負擔することにより、教育の機會均等とその水準の維持向上とを圖ることを目的とする。

(教職員給與費の國庫負擔)

- 第二條 國は、毎年度、各都道府縣ごとに、公立の小學校、中學校並びに
育學校及び、育學校の小學部及び中學部（以下「義務教育諸學校」とい
う。）の義務教育に要する經費のうち、市（特別區を含む）町村立の義務
教育諸學校に係る市町村立學校職員給與負擔法（昭和二十三年法律第百
三十五號）第一條に掲げる職員の給料その他の給與（以下「教職員給與
費」という。）並びに都道府縣立の育學校及び、育學校に係る教職員給與
費について、その實支出額の二分の一を負擔する。
- 2 前項の各都道府縣ごとの國庫負擔額の最高限度は、政令で定めること
ができる。

(教材費の國庫負擔)

- 第三條 國は、毎年度、義務教育費の教材に要する經費の一部を負擔する。
- 2 前項の教材費は、義務教育諸學校の種類に應じ、児童又は生徒の數を
基礎として算出するものとし、義務教育諸學校の種類ごとの児童又は生
徒一人當りの教材費の國の負擔額その他その配分に關し必要な事項は、
政令で定める。

附 則

- 1 この法律の施行期日は、政令で定める。
- 2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九號）の一部を次のように改正す
る。

第十條中第一號を第二號とし、以下順次一號ずつ繰り下げ、同條に第
一號として次の一號を加える。

- 一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する經費

義務教育費國庫負擔法案に對する修正案に關す
る附帶決議

- 一 教職員給與費の國庫負擔額の最高限度を政令で定める場合には、その

限度の基礎は、原案の趣旨を尊重し、少くとも各都道府縣のその年度の
實績を下まわらないように定めること。

二 老朽危険校舎の起債については、速かに地方財政法第五條を改正して
原案の趣旨の實現を図ること。

三 本法案の施行期日は政令で定めることになつてゐるが、これを昭和二
十八年度から實施すること。

昭和二十七年年度における國家公務員に對する臨時手當の支給に關する法律

この法案は、國家公務員に對するいわゆる夏季手當法案である。
追記 本法案は六月十三日參院通過成立した。

二七、五、二七内閣提出第二四三號
五、三一 衆院人事委員會付託
衆院本會議可決
參院送付
衆院送付
同人事委員會付託

(臨時手當の支給)

第一條 國家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。)であつて昭和二十七年六月十五日に在職するもの(以下「職員」という。)に對しては、昭和二十七年年度に限り、臨時手當を支給する。

(臨時手當の額)

第二條 臨時手當の額は、職員の給與月額に、その者の昭和二十六年十二月十六日から昭和二十七年六月十五日までの間に在職期間に應じて、左の各號に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

2 前項の給與月額は、一般職の職員の給與に關する法律(昭和二十五年法律第九十五號)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、その者が昭和二十七年六月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給、扶養手當及び勤務地手當の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給與月額に準じて政令で定める額とする。

(在職期間の計算方法)

第三條 前條第一項に規定する在職期間の計算については、三十日をもつて一月とする。

(臨時手當の支給時期)

第四條 臨時手當は、昭和二十七年六月十六日に支給する。

(臨時手當の受領者の特例)

第五條 在外公館に勤務する外務公務員及び海上保安廳法(昭和二十三年法律第二十八號)第二章に規定する海上警備隊の職員の臨時手當の支給は、これらの職員が指定する者としてすることができる。

(臨時手當の支拂細目)

第六條 第二條第二項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手當の支給に關し必要な細目は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律(昭和二十七年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 在外職員に對しては、昭和二十七年年度に限り、昭和二十七年年度における國家公務員に對する臨時手當の支給に關する法律(昭和二十七年法律第 號)の規定に基いて臨時手當を支給する。

理 由

國家公務員に對して、昭和二十七年年度に限り、六月に臨時に手當を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雜 錄

地方行政疑義問答集

○公安委員會の管理權と市長の豫算執行權との關係について

(昭二六、一一、九 地自行政第三七八號)
北海道總務部長宛 行政課長回答

問一 市長が豫算の節約を圖る理由の下に警察の運営に直接影響のある勤務の種別(時間外勤務を命ずる業務種別を一方的に制限指示する。例、犯罪の捜査以外は時間外の勤務を命じてはいけない)を制限し、又は何々勤務以外については、勤務命令をしてはいけない等と指示することは公安委員會の管理權の侵害とならないか。

二 公安委員會並びに警察長としては、前記市長の指示にかかる時間外勤務種別以外においても警察運営上やむを得ざる時間外勤務を命ぜねばならない事態が多いが、第一線活動と相俟つての事務處理を要するものについても時間外勤務を命じ支出調書により豫算の範囲内において支出方を請求したるものに對し、市長において市長の制限以外の勤務種別であるから支拂ができぬという理由のもとに該支拂を拒否することができるか。

答一 市長が警察の運営に直接影響する勤務の種別を直接制限し又は公安委員會の勤務命令に制限を加える指令をすることはできないが、財政的見地から適宜調整措置を講ずることは差支えない。但し、既に豫算の範囲内でなした時間外勤務に對する支拂を拒否することはできない。なお公安委員會は、豫算の範囲内において勤務命令をなすべきものと解されるから念のため申し上げる。

二 一により承知されたい。

○自轉車鑑札下附手数料について

(昭二六、一一、九 地自行政第三八二號)
山梨縣總務部長宛 行政課長回答

問 自轉車鑑札手数料は、市税條例により、免稅自轉車の鑑札の取付け又は再取付けを受ける場合についてのみ三十圓を徴していたのであるが、本年三月條例改正により自轉車の鑑札の取付け又は再取付けを受ける者は手数料百圓を、鑑札の改正のため現に取付けてある鑑札を付替する場合の手数料として八十圓を徴することとなつたが、かくの如く條例により手数料を徴して差支えないか。

答 専ら地方公共團體自身の行政上の必要のためにする事務については手数料は徴收できない。

○一部事務所組合の設立について

(昭二六、一一、一五 地自行政第三八五號)
愛知縣總務部長宛 行政課長回答

問一 縣と市との一部事務組合を設ける場合、その組合の協同處理する事務については、地方自治法第二百八十四條の規定により、それぞれ執行機關が部分的に消滅するが、この間の事務承繼については、同法施行令第二百十八條の規定の反對解釋として同令五條第一項の規定により、この組合が縣及び市の事務の一部を當然引繼ぐこととなり、規則、告示等をもつて外部に對し何等の措置を要しない解されるが如何。

答 縣と市との一部事務組合を設けた場合におけるその共同處理する事務の承繼については、地方自治法第二百九十二條において都道府縣に關する規定が準用されるので同法施行令第五條第一項の規定により、一部事務組合が縣及び市よりその事務を承繼するものと解される。

問二 組合の共同處理する事務について、從來縣は特別會計を設立して經理してきたところ、組合の設立に伴い、この特別會計を廢止することとなるが、年度半ばにおいて特別會計を廢止しても、地方自治法第二百四十一條及び第二百四十二條の規定により決算を行うもので同法施行令第

五條第二項及び第三項の適用はないものと思うが如何。

答 お見込の通り。

○監査事務の疑義について

(昭二六、一一、一五 地自行發第三八六號)
(柄本縣總務部長宛 行政課長回答)

問一 農林水産業施設災害復舊事業國庫補助金は監査の対象となるか。

答 補助金の交付事務は、農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律施行令第六條の規定により團體に委任せられたものと解され、従つて、歳入歳出豫算を通じて監査することは差し支えないものと解する。

問二 繼續費の遞次繰越額を繼續年期中途の年次における更正豫算で減額することができるか。

答 できないものと解する。

○市會の議決を得た契約の内容變更に關する疑義について

(昭二六、一一、一五 地自行發第三九一號)
(京都市役所理材局長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第九十六條第一項第九號により市會の議決を得た契約に對し、その後契約内容の一部に變更を加えんとする場合、その變更が當初の主旨に反せず且つ著しいものでない限りは、市長の契約施行上の範圍内に屬するものとして市長において實施し得、市會の再議決を要せずと解してよろしいか。例えば建築請負工事契約において

一、工事の一部設計變更により、議決された請負契約金額は増額となるが、設計變更の程度が著しい變更又は重要部分に對する變更でない場合

二、竣工期日が遅延しても工事の目的達成上著しい支障が生じないと認められるような場合

答 議會の議決を経た事項の變更については、總て議會の議決を経なければならぬ。但し、輕易な事項については、地方自治法第八十條によ

り措置しておくことが適當であらう。

○地方自治法第二百六十條第一項の疑義について

(昭二六、一一、二八 地自行發第三九五號)
(埼玉縣總務部長宛 行政課長回答)

問 法第二百六十條第一項の規定によつて、市町村の區域内の町若しくは字の區域若しくはその名稱を變更しようとする場合、當該市町村が法第二百五十條第二項の規定による市以外の市である場合においても、その町若しくは字の名稱中に「何市何區何町何丁目」の如く「區」の文字を使用することは差し支えないか。

答 できないものと解する。

○町村收入役の職務の一部委任することの疑義について

(昭二六、一一、一五 地自行發第四〇〇號)
(山梨縣知事宛 行政課長回答)

問 町村において國庫より受ける平衡交付金の受領方を縣信用農業共同組合連合會長に委任し縣信連會長は支出官である縣出納長にその委任狀を提出し平衡交付金を同縣信連會長に支拂われない旨申出があつたが地方自治法第七十條の收入役の職務の一部である金錢の受領を同條第三項又は第七十一條第四項によつて定めた者以外の者に委任することは地方自治法違反と思料されるも民法第六四三條の委任と解して受理しても差し支えないか。

答 委任できない。

○固定資産評價員の懲戒について

(昭二六、一二、三 青森縣總務部長宛)
(行政課長電信回答)

問 固定資産評價員の懲戒については地方自治法施行規程第三十九條の規定は適用しない。

答 電照の件、お見込の通り。

○會期不繼續の原則の例外規定の疑義について

(昭二六、一二、三 地自行發第四〇二號)
青森縣議會事務局長宛 行政課長回答

問一 地方自治法第九條第六項の規定により「議會の議決により特に付議された事件」は、委員會が議會閉會中も審査することができ、會期不繼續の原則の例外規定として後會に改めて提案する必要があるとの實例であるが、この場合「特に付議された事件」に豫算が伴い、その豫算案が別個に提案されて議決されたとしたならば、議決された豫算と「特に付議された事件」との関係はどうなるか。

答 委員會は特に付議せられた限り、豫算とは關係なく當該事件を審議すればよい。なお、當該事件の審議の結果議決が、當該事件に關する豫算の内容と異なる場合は、當該豫算を更正する等適當な措置を講ずべきである。

問二 問一の場合において國會では、後會で更に提案しているというが眞か、若し提案しているとすれば、その法的根據如何。

答 國會の場合は、國會法第六十八條の規定により、常任委員會及び特別委員會が各議院の議決で特に付議された事件については、會期不繼續の原則が適用せられないので、再提案の問題は生じない。

○地方自治法の疑義について

(昭二六、一二、五 地自行發第四〇三號)
長崎縣總務部長宛 行政課長回答

問一 議會開會中會期の最終日(閉會寸前)に懲罰事犯が発生した場合會期に豫猶がないので次の方法中いずれによるが適當か。

- 1 會期の延長
- 2 その會期に懲罰を提案し、次會期に審議する。
- 3 會期不繼續の原則により (2) は不適當と解すべきか。
- 4 常任委員會として懲罰委員會の設置がある場合、これに閉會中附託繼續審議とし、次會期に懲罰を科することができるか。

答 一般には、懲罰は、その事犯の起つた會期中に處理すべきものであるから、設問の如き場合には 1、4 いずれかの方法による他はないと考える。

問二 法第一〇一條第二項により長は議會招集の告示を七日前(市の場合)にしなければならないが條例を以てこれと同時に議會に對し議案を送付しなければならないように制定できるか。

答 できない。

○地方議員の資格について

(昭二六、一二、一三 地自行發第四〇九號)
長野縣總務部長宛 行政課長回答

問 當市議會議員一般選舉について市民數名の者より右選舉無効の異議申立が當市選舉管理委員會へなされ市選舉管理委員會は右異議申立に對し何ら選舉無効の理由なしとしてこれを却下した。然るに、異議申立人はこの決定を不服として、縣選舉管理委員會に訴願を提起したところ、縣選舉管理委員會は全員當選無効の裁決をした。よつて當市議會議(三十名)中二十二名の者が右縣選舉の裁決を不服として高等裁判所に訴訟を提起した。右の場合、訴訟を提起した二十二名の議員資格は、地方自治法第一二八條により判決が確定するまでは當然その職を失わないと解するが訴訟を提起しない議員の資格についていささか疑義があるので御回答願いたい。

答 訴願の裁決及び訴訟の内容が明らかでないが、訴訟を提起しない議員の當選を無効とする裁決が確定しない限りその職を失わないものと解する。

○地方自治法中の疑義について

(昭二六、一二、一七 地自行發第四一〇號)
岡山縣議會事務局長宛 行政課長回答

問一 昭和二十三年九月四日廣島縣總務部長宛自治課長回答によれば「團體事務の場合においても地方自治法第二百十三條第一項の條例で基本的

事項を規定しているときは、その他の事項については規則をもつて規定して差し支えない。」とあるがここにいう基本的事項とは何をさすか具體的に御教示願いたい。

答 基本的事項とは一般的事項であり、營造物設置の基準、營造物の位置名稱、所管區域決定に關する事項等を意味するものである。

問二 なお、右實例にいう「法第二百十三條第一項の條例で基本的事項を規定しているときは、その他の事項については規則をもつて規定して……」中の規則は、條例施行手續としての規則と解すべきか。又は條例に代るべき規則と解すべきか。

答 施行規則、委任に基く規則及び本來長の權限に屬する事項に關する規則を含むものと解する。

○市外通學兒童の取扱いについて

(昭二六、一二、一八 地自行政發第四一五號)
(釧路縣總務部長宛 行政課長回答)

問 學校教育法施行規則第三十四條により入學した兒童については、兒童の居住する區域の市町村でその費用(通學在學費)を負擔しなければならぬか。その學校を管理する市町村又は市町村學校組合の負擔となるか、その理由。

答 後段お見込の通り。

(理由) 學校教育法第五條の規定により、學校の設置者は、その設置する學校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その學校の經費を負擔すべきであり、學校教育法施行規則第三十四條の規定はこの場合の法令に特別の定めのある場合には當らないから設問の場合はその學校を管理する市町村又は市町村學校組合の負擔すべきものと解する。

○議會の事業指定について

(昭二六、一二、一八 地自行政發第四一六號)
(北海道總務部長宛 行政課長回答)

問 市立病院及び市立公益質屋事業については、地方財政法第六條第二項

及び同施行令第一條の規定するところではないが、地方自治法第二百四十四條第二項により議會が事業指定をすることは差し支えないか。

答 お見込の通り。

○選舉管理委員の選舉について

(昭二六、一二、二二 地自行政發第四二五號)
(神戸市議會事務局局長宛 行政課長回答)

問 議會において選舉管理委員會委員四名を選挙する場合に、四名とも一回の投票により決定すべきものと思うが、一名あてを四回に分ち選舉しても差し支えないか。

答 全員一回の投票により決定すべきものであり、個々に投票を行うことはできない。

○地方自治法第五十三條の疑義について

(昭二六、一二、二二 地自行政發第四二六號)
(京都市議會事務局局長宛 行政課長回答)

問 市が株式を所有する會社に對しいわゆる株主權(殊に議決權)を行使するに當り市の代表者たる市長の意思により地方自治法第五十三條の規定によるその市の吏員に委任せずこれを一般人(市會議員を含む)に委任の上代理行使させることは株主權は私法上の權利であり法律上特別の制限規定のない限り差し支えないと考えるがどうか。

答 地方自治法第五十三條は、普通地方公共團體の長が公法上たると私法上たるを問はずその職務とされている事務につき任意代理させる場合は、當該普通地方公共團體の吏員でなければならぬことを規定するとともに當該普通地方公共團體の吏員以外の者に代理させることを禁じているものと解され、一方市の所有する株式につき株主權を行使することは地方自治法上市を代表する市長の權限に屬する事務と解すべきであるから、設問の如く一般人に代理させることはできないものと解する。

○縣の加入する一部事務組合について

(昭二六、一二、二五 地自行政發第四三一號)
(愛知縣總務部長宛 行政課長回答)

問一 地方自治法第二百九十二條にいわゆる都道府縣に關する規定とは地方自治法、同法施行令、同法施行規則中の規定だけを指すものか、又は他の法令の規定をも含むものか。

答 後段お見込の通り。

問二 他の法令の規定を含むものとするれば、

1、地方公務員法第七條第一項の規定が準用され人事委員會を置くべきか。

2、地方公務員法第三十六條第二項の規定により政治的行爲の制限される區域はこの組合の職員については如何に解すべきか。

3、恩給法附則（昭和二十二年四月二十五日法律第七十七號）第十條の規定により現在恩給法の規定を準用されている縣職員が、この組合の職員となつた場合にもその身分は繼續するものと解すべきか。

答 1、地方公務員法第七條第三項により、公平委員會を置くべきものと解する。

2、縣の區域と解する。

3、設問については目下恩給局と協議中であるからおつて回答する。

○議會運営上の疑義について

（昭二六、一二、二五 地自行發第四三四號）
（廣島縣總務部長宛 行政課長回答）

問 從來議會の活動には、法律上の行爲の外事實上の行爲が認められ行政實例も「議長不信任の件」を付議事件としての議員の臨時會招集請求を認め、該事件が審議される場合法第百十七條の除斥が議長に適用されるものとされているが、昭和二十六年五月三十日地自行發第一四一號行政實例によると「議員の辭職勧告の件」は、法第百十二條の議會の議決すべき事件に該當せず且つ「機關意思の決定」としても適當でないこととされ「議長不信任の件」についても同様議會の議決すべき事件に該當しない旨示されている。これら議會の事實上の行爲については次により取扱うものと解して差し支えないか。

(一) 法第百一條第一項の臨時會招集請求の場合の「付議事件」として認められる議會の事實上の行爲には、おのずから限度があり市長が事實の性格を客觀的に検討してその當否を認定する。従つて「議長不信任の件」について示された從來の行政實例は變更されていない。

(二) 議會開會中提出される議會の事實上の行爲に關する議案あるいは動議は、前號の趣旨に副つて議長が注意し、これに應じない場合は、付議する外なく、該事案が上程されるいは、動議が成立したときは該事案に關係のある議員は、法第百十七條により除斥される。

(三) (一)及び(二)の取扱いを妥當とすれば客觀的に適當と認められる議會の事實上の行爲を例示されたい。

答 (一) 前段 法百一條第一項にいう「付議すべき事件」とは、選舉、決定又は議決のいずれの形式をとるかを問はず、議會の意思決定に付すべき事件で議員に發案權が屬しているもの全部を意味し、いやくもこの「付議すべき事件」に該當する限り、市長において當否の認定をすることはできない。

後段 所問の實例は「議長不信任の件」又は「議員の辭職勧告の件」等の案件は、法第百十二條にいう「議會の議決すべき事件」即ち團體意思の決定には該當せず又機關意思の決定としても、議會がかかる決定となすのは不適當であるという意味であるから、前段の如く解しても、これと所問の行政實例とは矛盾するものではない。

(二) 前段 (一)により承知されたい。後段 お見込の通り。

(三) 前各號により承知されたい。

○地方自治法第二四四條の二の規定の疑義について

（昭二六、一二、二五 地自行發第四三五號）
（静岡縣總務部長宛 行政課長回答）

問一 地方自治法第二四四條の二の賠償についてある限度をもつて市長が専決できるような規定を設けることは差し支えないか。なお、その規定は條例で規定すべきであるか。

答 免責同意の議決については、お見込の通り。なお、條例で規定することとは差し支えない。

問二 同條によれば監査委員はただ單なる賠償責任の有無及び損害額等について監査するに止り、長の決定する當該行爲の適否については地方自治法第七十五條又は第百九十九條第三項の規定による直接請求又は議會の請求以外においては監査権はないか。

答 長の決定する行爲の適否について第二百四十四條の二の規定により監査することはできない。

問三 職員のパ賠償責任の對象は、現金又は物品に限られるものか。

答 お見込の通り。

○地方自治法の疑義について

(昭二六、一二、二五 地自行發第四三六號)
(三重縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第六十二條又は地方公務員法第九條第二項により議會の同意を得て選任する委任等の選任に當り、普通地方公共團體の長が議會の同意を得るべく提案した場合議會はこの案については討論を用いず同意又は不同意とのみの議決に止り人格に關する批判的意見の發表はなし得ないと解されるが如何。

答 地方自治法第三十二條の規定に違反しない限り、會議規則の定めるところにより討論することは、差し支えない。

○關係市町村の同意とあるの解釋について

(昭二六、一二、二五 地自行發第四四一號)
(愛知縣總務部長宛 行政課長回答)

問 建築基準法第二十二條「特定行政廳が防火地域及び準防火地域以外の市街地について關係市町村の同意を得て指定する地域内においては……」の關係市町村の同意については單に市町村の同意をもつて足り地方自治法第九十六條第一項第十三號に該當する議會の議決事項には含まれないと思われるが如何なりや。又かくの如く關係市町村の同意を得てと

ある場合に關しては總て長の同意のみにて差し支えないものか又は同意する問題の内容によつて議會の議決すべきものなるか、否か、いずれに判斷すべきものなるや。

答 前段 地方自治法第九十六條第一項第十三號には該當しない。

後段 地方自治法第六條第四項、第七條第四項、第二百十條第二項、第二百十一條第二項のような規定がなく、且つ、同法第九十六條第二項より當該市町村の議會の議決事項とされてない限り、市町村の長の同意のみで差し支えないものと解される。

○市營住宅の家賃について

(昭二六、一二、二五 地自行發第四四二號)
(鹿兒島縣總務部長宛 行政課長回答)

問 公營住宅法にいう家賃については、次のいずれと解すべきか。

(一) 營造物の使用料であり、從つて強制徴收をすることができ。
(二) 通常の私人間に行われる借家契約に基く家賃と性質を異にするものではなく、公法上の使用料と解すべきではない。

答 (一)お見込の通り。なお、昭和二十六年十一月三十日住發第五九八號各都道府縣知事あて建設省住宅局長、厚生省社會局長、地方自治廳次長通知「公營住宅家賃の強制徴收について」を参照されたい。

○使用料徴收の疑義について

(昭二六、一二、二五 地自行發第四四五號)
(愛知縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第二百二十條の規定によれば、村はその財産及び營造物の使用につき使用料を徴收できることになつてゐるが、使用料を徴收できる客體となる財産又は營造物のうち、公用財産の使用料を徴收することについて一般的解釋を願いたい。

答 法第二百二十條の規定は、法第十條第二項との關係において公共用財産及び營造物の使用について規定したものであつて公用財産の使用については適用がないものと解する。

○指紋條例の制定について

(昭二六、一二、二五) 地自行發第四四八號
宮城縣總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第十四條第二項の條例をもつて市町村に縣の事務を委任することができるか。

答 普通地方公共團體の長に對するあらたなる事務の委任は法第四百四十八條の規定により、法律又は法律の委任に基く政令に限定されており、縣の行政事務條例をもつて市町村長に縣の事務を委任することはできない。

問 地方自治法第五百十三條第二項の規定は、縣の行政事務條例によつて知事の權限とされている事務にも適用されるか。

答 お見込の通り。

問 法第五百十三條第二項は、普通地方公共團體の長が自己の意思によりその權限に屬する事務の一部をその管理に屬する行政廳又は市町村長に委任することを認めた規定であつて、縣の行政事務條例により一旦知事の權限とするともに、當該條例をもつて必ずその事務を市町村長に委任すべき旨義務付けることはできないものと思うがどうか。

答 お見込の通り。

問 別紙(略)の條例は、法第十四條第三項の規定に基く縣條例と解すべきか、縣は現に市町村が條例で行政事務として採り上げていない事務についても、法第十四條第三項の條例を設けることができるか。

答 前段 御照會の條例は、法第十四條第二項の規定に基くと認められる部分と同條第三項の規定に基くと認められる部分とを含むものである。

後段 お見込の通り。

○署名の疑義について

(昭二六、一二、二七) 地自行發第四五一號
三井知造宛 行政課長回答

問 市長の解職請求署名の審査に關する市選舉管理委員會の行爲のうち、左の點に疑問がある。

一、選舉管理委員會が有權者の署名簿を持參して署名者各自宅を訪問して實際調査に歩いていることは妥當ではない。

二、その署名が代筆であるや否やについて本人が署名したと主張するにもかかわらず強いてこれらに氏名をかかせてこれを持ち歸つてゐるのは妥當ではない。

三、リコールされている市長の部下が選管へ兼務の形式をとりこれらの調査に従事しているのは妥當ではない。

四、これらの者が直接署名を訪問して歩くことは行き過ぎの行爲と思うがどうか。

五、もし署名に疑問があれば呼び出して審査することが妥當と思うがどうか。

六、リコール署名簿は提出後二十日間にこれを審査して結論を出すべきであると思うがどうか。

答 一、四、五、六、お見込の通り。

二、設問の趣旨が明らかでないが、設問二の如き強制的な方法による審査はできない。

三、差し支えないものと解する。

○縣で發行する收入證紙の賣りさばきについて

(昭二六、一二、二七) 地自行發第四五二號
靜岡縣總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第二百二十二條の規定による手数料を縣で發行する收入證紙により徴収する場合その收入證紙の賣りさばきを次の機關をして行わせることは差し支えないか。

一、縣金庫

二、水産業協同組合、森林組合等の公共的團體

三、知事が指定する小賣人

答 一、はできない。

二、三、差し支えない。

○辯護士が町村長に就任した場合の疑義について

(昭二六、一二、二六 地自行政發第四五三號)
(千葉縣總務部長宛 行政課長回答)

問 改正前の辯護士法第三十條によれば「辯護士は、報酬ある公職を兼ねることができない」と規定してあるが、この場合、辯護士の登録を取り消さないで町村長に就任したとき(もちろん、辯護士の職務は行わない。)

町村長としての資格の有無如何。

答 町村長たる地位に影響はないものと解する。

○地方自治法第二百二十七條の規定による一時借入金について

(昭二六、一二、二五 地自行政發第四三九號)
(山形縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第二百二十七條第一項の規定により、地方公共團體がその議會の議決を経て一時借入金の最高限度額を定めた場合右限度額は、一定時における一時借入金の現在額の最高限度を示すものでなく、年度内における借入金の累計の最高限度を示すものと解してよい。

答 一時借入に関しては、借入の都度議會の議決を経べきものである。

設問の場合、議會の議決の内容が明らかでないが、前段を示すものと解される。

地方公共團體の組合關係

○町村の一部事務組合が行う融資事務の適否について

(昭二七、二、五 地自行政發第二六號)
(和歌山縣總務部長宛 行政課長回答)

問 一 組合が貸付金として歳出豫算に計上し一時融資することは、組合の性質上(組合の處理事務は恩給事務のみに限られる)なし得るものと考えられるが如何。

答 組合規約の規定にもよるが、原則として、組合の事業として行うことはできない。ただ、歳入歳出豫算に計上せず、積立資金の管理の方途として行うことは差支えない。

問 二 貸付に關する條例を設け、特別會計により組合資金(積立金)の一部を一時融資に充てることが、資金運営の一方途として適法であると考えが如何。

答 一、により承知されたい。

○一部事務組合の規約について

(昭二七、三、一三 地自行政發第六九號)
(宮城縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第二百八十四條により一部事務組合を設ける場合は關係地方公共團體の協議により規約を定め、知事の許可を受けることになつてゐるが

一、「その協議により規約を定め」について「規約案を關係議會において、議決し、これによつて地方公共團體の長が協議決定する」との解説があり右によると規約の最終決定権者は團體の長であつて長が協議の際規約の内容を變更できる如く解されるがどうか。

答 長は、議會の議決した規約について協議するのみであつて、規約の内容を變更することはできない。

問 二 知事が組合の設立を許可するに際し規約の内容を變更することの條件を附することはできると思われるがどうか。

答 條件が妥當なものである限り、お見込の通り。

問 三 知事は、組合の設立許可に際し、規約の内容を審査することはできるが、自らこれを變更することはできないと思われるがどうか

答 お見込の通り。

直接請求關係

○直接請求に關する疑義について

(昭二七、一、一四 地自行政發第六號)
(東京都選管委員長宛 行政課長回答)

問 署名の効力の異議申立に對する決定に對し、條例制定若しくは、改廢

請求代表以外の者から訴願が提起された場合、地方自治法第七十四條第一項の規定による請求は、最後（各特別區から）に署名簿の返付を受けた日から十日以内と解し差し支えないか。

答 お見込の通り。

○直接請求署名簿の審査について

（昭二七、二、一三）地自行發第四九號
長崎縣選管委員長宛 行政課長回答

問 署名簿の「署名年月日」は署名者の自書でなくても署名の効力には影響がないと思うが、昭和二十五年十二月十日自行發第三三三號による岐阜縣總務部長宛回答によれば、「署名簿の記載事項のうち、氏名は勿論署名年月日も自書でなければならぬが、それ以外の事項については請求代表者において記載して差支えないと思うがどうか」の問に對し「お見込の通り」とあるため、署名が有効であるためには、署名年月日も自署であることを要するようにも解されるがいずれであるか。

答 引用の行政例通り、署名年月日も勿論自署でなければならぬが、若し自署でない場合の効力については、氏名が自署であれば有効であるものと解する。

○直接請求の署名の効力について

（昭二七、二、二〇）地自行發第七七號
全選事務局長
京都市選管委員長宛 地方自治次長廳回答

問一 地方自治法施行令第九十二條第三項において、請求代表者は、同條第二項の規定により、署名及び印の収集の委任をしたときは、直ちに受任者の届出を市長及び受任者の属する區の選管になさねばならないとあるが、この「直ちに」は具體的には何日までを示すか。

答 「直ちに」とは、「能う限り速やかに」の意であつて、具體的に何日までと限定することはできないが、この場合においては、委任届が直接請求において有する意義よりして、「少くとも署名簿を選挙管理委員會に提出するまでの間において能う限り速かに」の意に解すべきである。

問二 昭和二十五年七月二十五日自行發第一五二號徳島市選舉管理委員會委員長宛行政課長回答の三に従い、署名簿を署名の證明のために區の選管に提出した後に請求代表者から受任者の届出があつたときは、その署名簿の署名の効力は無効と解して差支えないか。

答 無効ではない。

問三 令第九十二條第三項の規定に違反したときは、法第七十四條の第三項第一號の規定により、その署名簿の署名は、無効と解して差支えないか。

答 無効ではないが、選舉管理委員會は、委任届の提出がない間は、當該受任者の収集した署名の審査を拒否すべきである。

問四 令第九十二條第三項の規定により、請求代表者が署名及び印の収集を委任し、直ちに届け出たとしても、市長及び受任者の属する區の選管の兩者に届け出なければならぬが、この兩者に届け出のない場合即ち一方のみしか届け出ない場合においては、法第七十四條の第三項第一號に該當するものとして、當然無効となるものと解して差支えないか。

答 無効ではないが、兩者に届出がない間は、選舉管理委員會は、當該受任者の収集した署名の審査を拒否すべきである。

問五 四により當然無効と解すれば、この兩者に届け出のあつたこと又は一方のみしか届出ないことを如何なる機關が確認するか。

答 選舉管理委員會が確認するものと解する。

○監査請求に関する疑義について

（昭二七、三、二六）地自行發第八九號
京都市監査委員宛 行政課長回答

問一 地方自治法第七十五條第一項の規定による監査の請求があつたので請求に係る事項について監査を行い同條第三項の規定による通知、公表及び報告を行った處、請求代表者は監査委員の行つた通知、公表及び報告を不服であるとし、監査を行つた四名の監査委員中二名を被告として「昭和二十五年京都市各經濟豫算中の褒賞費、報償費、交際費、飲食

費につき一件毎に支出金額、支出年月日、支出の用途、支出先の住所氏名を原告に通知し、且つ、これを公表するとともに京都市議會及び京都市長に報告せよ。訴訟費用は被告等の負擔とする。」との判決を求める訴訟を地方裁判所に提起したが、請求代表者からこのような趣旨の出訴をなしうるものであるか。

答 出来ないものと解する。

問二 問一の訴は監査及びその結果の通知、公表、報告を共に行つた四名の監査委員中特に二名の者を被告として提起されたものであるが、この場合においても被告は京都市監査委員なる機關であると認識し、當然に他の監査委員もこの訴訟に参加できると考えてよいか。

答 一、により承知されたい。

問三 本件訴訟は地方自治法第九十六條第一項第十一號の「普通地方公共團體を當事者とする訴訟」に該當するものと解すべきか。

答 市を當事者とする訴訟ではないと解する。

執行機關關係

○収入役の競輪事務局長兼務等について

(昭二七、一、七 地自行發第一號)
熊本縣總務部長宛 行政課長回答

問一 収入役が競輪事務局長（無給とする。）を兼務することは、地方自治法第六十八條第四十一條に違反するものと解せられるか。

答 競輪事務局長の職務内容、勤務の態様等が明かでないので回答致しかねるが、同局長が地方公共團體の常勤の職員と認められる場合は、お見込の通り。

問二 他都市において、助役が總務部長等を兼務する例があるが、これに對する貴職の意見はどうか。

答 それが地方自治法第六十六條第二項において準用する同法第四十一

條にいう兼職であれば違法と解する。

○地方自治法の運用について

(昭二七、二、一一 地自行發第四一號)
北海道總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第四十九條第二號にいう「議案」の取扱方は、法の解釋上から見て次のいずれの方法によることが正しいか更にその法的根據。
1、理事者の原案（起草書）を議會事務局に廻し事務局で印刷製本の上議員に配付する。

2、理事者から原議によつて淨書したもの（一應これを議案と解釋）一通を議長に送付し、事務局で印刷、製本の上議員に配付する。

3、理事者が印刷製本し、直接議員に配付する。

4、理事者が印刷製本し、議會事務局を通じて議員に配付する。

答 地方公共團體の長が通常の公文書と同一の方法で議長に送付し、議長が定めるところにより印刷、製本その他の措置を講ずるのが通常の方法であると解される。

○地方自治法第七十七條に關する疑義について

(昭二七、二、一三 地自行發第五二號)
岡山縣總務部長宛 行政課長回答

問 別紙（略）の通り恩給費又は退職料について、當初豫算及び追加豫算を夫々議決されたのであるが、退職給與金については修正議決の結果不足を生じていても死亡給與金（同節説明により明らかに分離計上）を充當すれば不足しないことになる。この點について、退職給與金九四、三三六圓の減額修正は、地方自治法第七十七條第二項第一號の規定する「普通地方公共團體の義務に屬する經費」が減額されたものとして取扱つてもよいか。

答 職員に對し退職給與金を現實に支拂う義務が生じている場合はお見込の通りと解する。

○ 地方自治法上の疑義について

(昭二七、二、一九 地自行政第五七號)
岡山縣議會事務局長宛 行政課長回答

事例 本年二月二日、三日、四日開會の縣議會において別添(略)の提案された昭和二十六年岡山縣歳入歳出追加更正豫算の議決に當り歳出款「教育費」項「教育費」目「恩給及び退職料」節「恩給費又は退職料」(退職給與金)の追加更正豫算額一六、三四〇、〇五六圓中六、〇〇〇、〇〇〇圓を減額し、これを款「教育費」中の項「教育振興費」目「教育振興費」節「負擔金補助及び交付金(定時制高等學校助成費一、六〇〇〇、〇〇〇圓)」に充當すべく同額増額する修正を行つた。右の場合

問一 減額した退職給與金は別紙(略)岡山縣職員手當支給條例(昭和二十四年條例第六十一號)に基き本年三月末日までに退職を豫想される者に支給する豫定で計上したものであるが、議決日(二月四日)まで退職した者の支給に要する額が一千萬圓であつたとした場合は減額した六百萬圓については地方自治法第七十七條第二項第一號にいう「その他の普通地方公共團體の義務に屬する經費(以下義務費という)」ということとはできないと解してよい。

二 所謂「義務費」とは本縣條例による場合「退職」により確定していると解すべきで退職に基き同條例規則による請求、裁定を経て確定と解すべきではないと思うが如何。

答 一、二、昭和二十七年二月八日地自乙發第六二號岡山縣知事宛地方自治廳次長回答により承知されたい。

問三 同條により再議に付する場合の議案は當初付議された原案を指すものと解してよい。

答 修正議決された豫算である。

問四 同條により再議に付された場合の議決で前回の修正議決と異なる修正議決がなされた場合と雖も第三項後段の首長がこれが經費を支出する處置が取り得るか。又この場合これは更に再議の對照とすることはできない

いと解してよい。

答 前段、その議決が、なお、義務費を削除し又は減額するものがあるときは、お見込の通り。

後段 法第七十七條第三項の規定によりその經費及びこれに伴う收入を豫算に計上してその經費を支出しないで、更に再議に付することもできるものと解する。

問五 法第七十六條第一項の規定に再議に付した場合の議決について出席議員の三分の二以上の同意は得られなかつたが議會の議決が過半数を以て再議に付された議決と同じ議決となつたときこの議決は法第七十六條第二項の規定による最終的の確定とはならないが法第七十六條による一般的議決として今後において又再議の對象となり得るとは考えられるが一應議決としては成立するものと解してよい。

答 法第七十六條第二項に規定する議決について出席議員三分の二以上の者の同意がない限り再議に付された議決は成立しない。従つて、この場合法第七十六條の規定による議決をして成立するということはない。

問六 所謂義務費は修正し得ないといふことはできないが、このような修正を行つたことについての見解は如何。

答 義務費を削除又は減額したものであれば、妥當な措置とはいえないと解する。

○ 地方自治法上の疑義について

(昭二七、二、八 地自乙發第六二號)
岡山縣知事宛 地方自治廳次長回答

問一 退職給與金が、地方自治法第七十七條第二項第一號の「普通地方公共團體の義務に屬する經費」となるのは、退職しようとする者が退職願を提出したときか、長が退職を發令したときか、或は退職者が退職金の請求書を提出したときか。

答 任命権者が退職願を受理したときと解する。

問二 豫算案中議會において義務に屬する經費としてのそれを含む退職給

與金を減額し、これを他の義務に属せざる経費に充當増額して修正議決したので、地方自治法第七十七條第二項の規定に基き知事がこれを再議に付する場合。

(1) 再議に付するのは、修正議決された経費（以下「修正経費」という。）に關する部分のみでなく、當該豫算案全體であると解するが如何。

(2) 當該豫算案全體が再議に付された場合、議會の審議事項となるのは修正経費についてのみであつて、既に、原案通りの議決をした経費については、前と異なる議決をすることは出來ないと解するが如何。

答(1) 再議に付するのは、當該豫算案全體であるが再議の對象となるのは減額された義務費及びこれに伴う收入であつて、設問の場合においては、義務に屬する経費を充當して増額修正した部分を含むと解する。

(2) (1)により承知されたいが、議會が議決できるのは、再議に付された事項に限ると解する。

○非常勤の助役の設置について

(昭二七、三、二四 地自行政第八八號)
(群馬縣總務部長宛 行政課長回答)

問 法第六十一條第四項により、條例で非常勤の助役を置くことができるか。

答 法第六十一條に規定する助役の職務権限等からみて、助役を任意に非常勤の職とすることはできないものと解する。

條例及び規則關係

◎賣春行為の禁止を市條例に依り制定することの可否について

(昭二七、一、二七 地自行政第一三號)
(愛知縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第二條及び同法第十四條に基き次の如き内容の市條例を制定することは憲法上如何に解釋されるか。

(1) 現在の特殊飲食街（往時の遊廊）地域を特殊飲食店營業地域として指定しその指定地域においてのみ特殊飲食店營業を許可しその地域外においては特殊飲食營業を許可しない規定を設ける。

(2) 前項の指定地域（特飲街）を除き市中一般においての賣春行為を禁止しこれに罰則を設ける。

答(1) 市條例で、特殊飲食店（料理店、カフェー、キャバレー等の名義で營業しているもの）の營業の許可に關し規定することは、風俗營業取締法及び食品衛生法にてい觸するので、できないものと解する、なお公娼を認める如き條例は、昭和二十一年一月連合軍覺書に違反するものと解する。

(2) 特殊地域を除いて賣春行為を禁止しこれに罰則を設けることは、間接に公娼制度を認めることとなる限りに於いて、(1)の覺書に違反することとなると解される。

○條例で指紋の採取を強制することの可否について

(昭二七、一、三一 地自行政第一五號)
(全國自警連事務局長宛 行政課長回答)

問 自治體警察を設置している市町村が次のような内容を含む條例を制定することは違法であるか。

(一) 新制中學卒業業者に該當する生徒に指紋の採取に應ずることを義務付けること。

(二) 旅館の宿泊人に指紋採取に應ずることを義務付けること。

(三) 警察吏員の職務訪問等特別の必要がある場合指紋の採取に應ずることを義務付け、且つ、應じない者に對する罰則の規定を付すること。

答 設問の條例が如何なる目的のために制定されるのか必ずしも明らかでないが、若し犯罪捜査の便宜のために設けられるものであるとするならば、犯罪捜査のための指紋採取は既に刑事訴訟法第二百十八條の規定する處であるから、直接強制たると間接強制たるとを問はず、條例をもつて指紋の採取に應すべきことを義務付けることはできないと解される。若

し單なる身許の確認その他犯罪捜査以外の目的のために制定されるものであるとするならば、事柄の性質上右の指紋の採取に應ずる義務を課することが當該行政目的を達成するため、要不可欠であり、且つ、必要最少限度の由自權の制限であるかどうかについて、慎重な検討を加える必要があり、一般的には消極に解すべきものと考えられる。

○手数料徴収に對する異議申立について

(昭二七、二、八 地自發第三四號)
山梨縣總務部長宛 行政課長回答

問 市稅條例に基いて自轉車鑑札手数料を徴収したが、市稅條例改正條項に對する異議申立があつたので、左記について伺います。

1、法第二百二十四條中「違法」の解釋について。

異議申立は手数料に關するものであるので條例改廢の請求は、法第七十四條によつてできないことは勿論であるが、異議申立中「改正條項は無効なるにより改正條例の取消を求めるため申立をする」とあるが本件について先に自治廳にその見解を求めている途上にあるので議會の議決が法令に違反しているや否やの判決は未決定なるによつて異議の申立は受理できぬと解釋してよろしきや又は第二百二十四條第一項による「違法」に該當し取上ぐべきや。

2、申立書は一應市の受付を通り收受しているが、その申立の受理不受理の決定は、その後市長において行われるのが妥當と伺向するが文書の收受により法第二百二十四條第三項の異議の申立のあつたときに該當するや。

3、2の前段の場合、市において、本人の知り得た日より三十日以上を経過しているので法第二百二十四條により不受理と決定して差支えないか。

4、2の後段の場合、文書の收受により異議の申立があつたと解する場合、市長において異議申立の受理の決定權はなく法第二百二十四條第三項によつて議會に諮つて決定しなければならぬか。

5、異議申立を却下する場合においてその異議申立書を本人に返付せず單に不受理の旨通知するに足るか否や、又は却下する場合日限があるかどうか。

6、法定期限をすぎているので市において何等これに對する回答を發する必要はないと思われるがどうか。

7、法第二百五十六條第四項の容認すべき事實がないものと認めて不受理と決定すべき場合その決定權は市長にあるや議會にありや。

答1、異議の申立は、手数料の徴収の違法を理由として行うべきものであつて、設問のように條例の取消を求める異議の申立はできない。

2、市の受付を通り收受したものであつても、異議の申立についての法律上の要件を具備していないときは、市長において議會に諮つて却下の決定をすべきものと解する。

3、及び4、2により承知されたい。

5、設問の趣旨が明らかでないが法第二百二十四條第三項により異議申立を却下の決定についても、法第二百五十七條第一項及び第二項の適用がある。

6、及び7、2により承知されたい。

○金屬くず業條例制定についての疑義

(昭二七、二、八 地自發第三六號)
和歌山縣知事公室長宛 行政課長回答

問一 近時金屬類の價格の昂騰に伴い、金屬類の盜難が頻發し、社會保安上から重要な問題となつてゐる。これら金屬くずは何ら法的規制を受けることなく自由に取り引できるために、これに關する種々の犯罪が誘發される傾向にあるので、金屬くず業者を對象として、金屬くず取引面に法的規制を加えて犯罪を防止するため別紙要綱案(略)のような「金屬くず業條例」を制定したいと考えるが、この條例制定にあたつて、

一、この條例の所管機關(即ちこの條例に施行に關する事務を所掌する機關)は、知事とすべきか、公安委員會とすべきか。

答 公安委員会とすることが適當と解する。

問二 この條例の所管機關が公安委員会であるとした場合。

(一) 別紙(略)の山口縣條例第九條から第十二條までの規定は、條例をもつて警察官又は警察吏員に對して新に職權職務を付與することとなり、警察官等職務執行法に抵しよくし、違法であるという説があるが如何。違法でなければその理由。

(二) 違法でないとするれば、古物營業法と略々同一内容のものを條例で規定することは可能と考えられるが如何。

答(一) 條例で警察官又は警察吏員に職權職務を付與することが、直ちに警察官職務執行法に違反することにはならないと解するので警察官又は警察吏員は、警察法第二條第二項の事務の執行に必要な限りにおいてその條例を執行するよう、條例の制定に當つて考慮を拂うことが適當である。

(理由) 公安委員会の所掌する事務の執行は、警察官又は警察吏員であるので、該所掌事務の範圍内において規定することは違法でないと解する。又所問の條例は地方自治法第十四條第二項の規定によるものであり警察官等職務執行法の規定による「法令による」定と考えられるので同法に抵しよくするものとは解されない。

(二) お見込の通り。

問三 この條例の所管の如何を問はず、金屬くず業者については、許可制登録制及び届出制の三種が考えられるが、何れの方法によるのが適當なりや。なお、許可制及び登録制の場合においては、許可又は登録に際して、それぞれ手数料を徴收し得るも、届出制にした場合、届出済證の交付、再交付及び書換については、届出の性質上手数料を徴收することは如何と考えられるが如何。

答 前段 條例制定の目的に廟うよう、具體的事情によつて定めるべきである。

後段 届出済證の交付等は、行政上の必要のためにする事務と考えら

れる限り、手数料の徴收はできないものと解する。但し、この場合においても、再交付及び書換については、この限りでない。

問四 この條例の所管機關が知事であるとした場合、金屬くず業者に備え付けさせた帳簿を廢棄しようとするとき、又は當該帳簿をき損し、亡失し、若しくは盗み取られたときはそれぞれ當該營業所の所在地を管轄する市町村長の承認を受け又は當該市町村長に届出なければならぬと規定(古物營業法第十九條の規定と略々同一内容のもの)でただ所轄警察署長を所轄市町村長に置きかえたもの、することは、條例をもつて知事の權限に屬する事務の一部を市町村長に委任することとなり違法なりや、これを地方自治法第十四條第三項のいわゆる統制條例と解して適法と考えられないか。

答 一、により承知されたい。

○魚市場條例制定に伴う法的疑義について

(昭二七、二、一三 地方自治廳次長回答)

問一 本縣においては、魚市場の開設備は、市町村及び一部の法人に與えている現況であり、地方自治法第二條第三項第十號には該當してないので魚市場條例の制定に當つては同法第二條第三項第一號に基き制定して差支えないか。

答 開設權が主として市町村に與えられているにしても、條例の目的が地方公共團體たる市町村の事務のみを規制することにあるのではない以上、地方自治法第十四條第一項及び第二項に基く條例と解すべきである。

問二 條例中に開設許可手数料の徴收を規定した場合開設者が地方公共團體(市町村)であるときは手数料を徴收して差支えないか。

答 地方公共團體が私人と同様の地位において許可を受けるものである場合にはお見込の通りである。

問三 條例中に罰金、拘留その他の罰則を規定した場合、開設者たる地方公共團體(市町村)が條例に違反したときに罰則を適用できるか。

答 お見込の通りであるが、法人に對する罰則は金銭罰に限られる。なお

公衆衛生の見地からする營業規正に關しては、もつばら食品衛生法の規定するところであつて（食品衛生法施行規則第十九條第十一號により、魚介類市場營業も同法にいう營業に含まれる。）同法の占領するところのものに關しては、行政事務條例を制定することはできないから御注意ありたい。

○病害虫防除所設置條例について

（昭二七、二、二三 新潟縣知事室文書）
（廣報課長宛 行政課長同答（電信））

問 植物防疫法の一部を改正する法律が昨年六月十九日法律第二百四十三號で公布され、その第三十二條に都道府縣が病害虫防除所を設置し、その位置名稱等は條例で定めるとが規定されている。しかし、この一部改正の法律は政令で施行期日を定めることに規定されており、その政令はまだ制定されていない。この場合の一部改正の法律がまだ施行にならないのに、あらかじめ都道府縣が病害虫防除所設置條例を制定し、その施行期日は一部改正の法律が施行される日から施行されるとして縣議會に提案し、公布することができるとかどうかという問題で、これに對しては「法律が公布されても施行されなければ効果は生じない。したがつて一部改正の法律が施行されなければ、知事がこの條例を制定する權限を持たないので提案できない。」この點何分の御回答願いたい。

答 御照會の件、條例を制定できない。

議 會 關 係

○議會運営の疑義について

（昭二七、二、一 地自行發第一八號の一 大阪府下市議）
（會書長會々長 大阪市議會事務局長宛 行政課長同答）

問 一の議案をもつて數人を選任する同意を求められた場合、被選任者を

區分して一部に同意、一部に不同意とすることができるか。

答 お見込の通り。

○地方自治法の疑義について

（昭二七、二、六 地自行發第二九號）
（北海道廳務部長宛 行政課長同答）

問一 法第百一條第一項後段にいう「會議に付すべき事件」とは、「議員に發案權のある事件」に限られるものであつて、議員に發案權のない事件については、議會招集の請求をなし得ないものと解するが如何。

答 お見込の通り。

問二 市の事務及び出納の檢査、行政廳に對する意見書の提出、又は會議規則の制定等その發案權が議會に專屬する事項に對する發案は、議會の代表たる議長からすべきであつて、一般議員は發案することができないと思うが、一面一般議員においても自由に發案し得ると解する向もあり何れが正當なりや。

答 議員が發案すべきであつて、議長名による發案はできないものと解する。

問三 一旦議案が提出された以上、議會としては、原則として可決か然らざれば否決の二途よりないものと解するが如何。もしそうであるとすれば、次のような取扱いは違法かどうか、その法的根據。

(1) 議案として議會に上程された議案を提出者の意思により撤回すること。

(2) 議案の内容につき更に調査を要するため、一會期中に議決が困難な場合、これを「審議未了」（議案が後會に繼續しない原則から、結果においては自然消滅するものと思うが）として取扱うこと。

答 (1) 會議規則の定めるところによるべきであるが、原則としては、提案者の意思のみによつて撤回することはできないものと解する。

(2) 差支えない。

○議員の資格等について

(昭二七、二、一一 地自行發第四〇號)
(和歌山縣總務部長宛 行政課長回答)

問 數年以來自宅に現住し、その町村において業務を営み、住民税を納め主食配給等を受けている等別記(略)参考事項記載の事實ある議員が、家庭の事情により他町村に別居している妻子のもとに病氣療養のために滞在する場合、三カ月の居住制限を超えない限り選舉權を失うことはいと考えられるかどうか。

答 選舉權の要件たる住所は、居住の客觀的事實及び生活の本據とする旨の本人の主觀的意思により決定すべきものであつて病氣療養のため他市町村に滞在する事實のみにては直ちに住所を移轉したことにほならないから、滞在期間の如何により選舉權を失うものでないと解する。

○副議長が委員會に出席して發言し得る旨を委員會條例に規定することの可否

(昭二七、二、二〇 地自行發第五九號)
(熊本縣議會議長宛 行政課長回答)

問 法第五條の規定は、都道府縣議會會議規則準則(昭二三、一〇、一)各都道府縣總務部長宛行政課長通知)第二十七條の規定と見る向もあり、制限規定(議長に限る意味の)ではないと解されるので、當市議會としては副議長に常任委員を兼ねさせない方針との振合も考慮の上熊本市議會委員會條例中に「議長及び副議長は、常任委員會に出席し、發言することができ」との規定を設けている。これに對し今般議員側は右の規定は副議長に關する限り違法であるとの理由をもつて「及び議長」の字句削除の改正案が提出された、果して現行條例の規定は、違法であるか。

答 所問のような規定は設けることができない。

○地方自治法の疑義

(昭二七、三、一三 地自行發第八三號)
(山梨縣總務部長宛 行政課長回答)

問 議會に提出する請願に對し會議規則において紹介議員二名以上を必要とする旨規定することは法第二百二十四條の趣旨に反するか。

答 お見込の通り。

○地方自治法第三百三十八條の解釋について

(昭二七、三、一三 地自行發第八四號)
(兵庫縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第三百三十八條第四項によれば、町村議會には書記を置かなければならないことになつており、第五項には同書記の任免は議長固有の權限として認めており、更に第九項には身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除く外地方公務員法の定めるところによるとなつてゐる。然しながら町村の實情はそのほとんどが助役、その他町村吏員が議會書記を兼務しており、その任免等一切は町村長の權限に屬してゐるのである。この現情は明らかに地方自治法第三百三十八條に違反してゐると考へるのであるが適確なる指示を願ひたい。

答 所問の吏員が議會書記を兼務することは差支えないが、議會書記としての兼務の任免は、任命權者である議長がこれを行わなければならないものと解する。なお、助役は地方自治法第六十六條第二項において準用する同法第四百一十一條第二項の規定により議會の書記を兼ねることはできない。

解散及び解職請求

○自治體警察に關する一部事務組合の公安委員會の委員の解職請求について

(昭二七、三、一三 地自行發第七四號)
(熊本縣總務部長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第二百八十四條の規定による自治體警察に關する一部事務組合の公安委員會の委員に對する解職請求は、組合の規約に特別の定がない限り同法第二百九十二條の規定により同法第八十六條を準用して行

うことができるか。

答 組合の管理者及び議会の議員が直接選挙により選任され、且つ、兩者の選挙権の要件が同一の場合は、お見込の通り。

執行機関（監査委員）

○監査委員の事務を補助する書記の定数等について

（昭二七、一、七 地自行政第二二號）
（山梨縣監査委員宛 行政課長回答）

問一 地方自治法第二百條の規定による監査委員の事務を補助する書記の定数は、専任書記の定数と解して差支えないか。

答 定数條例の定め方如何によるが、原則としてはお見込の通りと解する

問二 縣吏員を兼任書記に任免する場合においては前段の定数にかかわらず知事の承認を得て適宜これを任命して差支えないか。

答 條例で兼任書記の定数をも含めて定めた場合には、條例の定に従うべきである。

教育・消防に関するもの

○教育豫算に關する疑義について

（昭二七、一、三一 地自行政第一六號）
（京都市議會事務局長宛 行政課長回答）

問 會議規則に「定例會の會期は招集の日から起算して七日とする」旨が規定されている場合は、招集の日に應招議員が定足數に達しなくても、それが會議規則で定められた會期中である限り、參集議員が定足數に達した時をもつて定例會を開きうるか。

答 議會の會期を會議規則で何日間と定めることは適當でないと考えるがそのような規定の有無にかかわらず、招集の日に招集に應じた議員が議員定數の過半數に達しなかつたときは、その定例會なり臨時會は流會に

なるものと解される。従つて設問の場合は、招集の翌日以後會議規則に定められた期間中に定足數の議員が參集しても、會議を開くことはできない。

○消防團員公務災害補償の實施の疑義について

（昭二七、二、八 地自行政第三五號）
（大分縣地方課長宛 行政課長回答）

問 消防組織法第十五條の四の規定によれば、非常勤消防團員が公務上の災害を受けた場合は、當該市町村がこれを補償しなければならぬことになつてゐるが、市町村が獨自で右の補償の責任を負担することは困難であるので、縣下の全消防團員をもつて組織する「大分縣消防協會」（近く財團法人とする豫定）と、各市町村が契約をし、一定の負擔金（掛金）を納入して、災害補償に關する一切の事務を右協會に委託することは差支えないか。

答 設問の如く災害補償に關する一切の事務を該協會に委託して行わせることはできないと解する。

○教育委員會法に關する解釋上の疑義について

（昭二七、三、一三 地自行政第六八號）
（静岡縣總務部長宛 行政課長回答）

問 教育委員會法第三十五條第四項の明文上急施を要するにあらざる事件を定例會開會前にあらかじめ告示しないで付議することが違法であることは明らかである。従つて、教育委員會が教育委員會法第六十一條に關する事件を告示しないで付議してこれを議決し、その議案の原案を地方公共團體の長に送付した場合、長はこれを受理しないこととすることができると考えるが如何。

答 お見込の通り。

財 務 關 係

○市町村に對する國庫金の支拂について

(昭二七、一、一〇 地自行發第四號)
(德島縣出納長宛 行政課長回答)

問 支出官が國庫から市町村へ交付する補助金(平衡交付金、災害復舊補助金等)を支拂うに當り、隔地にある債權者が市町村である場合において、支出官事務規定第十五條第二項の規定により、直接収入役に支拂い又は送金するのではなく、當該市町村の収入役の指定する銀行の預金又は貯金に振込の手續をしても差支えないか。

答 できないものと解する。

○地方自治法と部落財産統一整理條件について疑義

(昭二七、一、一八 地自行發第七號)
(福島縣總務部長宛 行政課長回答)

問一 統一整理條件(別紙略)第一條中、各部落の總面積の六割に相當する財産區をその緣故住民に將來永久に使用収益せしむるとあるが使用収益とはいかなる權限まで包含するか。慣習によれば、各部落緣故住民が集會等により立木賣却處分を決議し處分後代金を緣故住民が分配しているが、立木の處分は法第二百十三條の規定による町の條例に基き議會議決がなければならぬと思うが如何。

答 前段 民法上の「使用収益」と同意義であつて原則として處分を含まないと解する。

後段 條例にその旨の規定があればお見込の通り。なお、昭二四、八、五地自福第二號、貴縣總務部長宛行政課長回答を参照されたい。

問二 前項の収益地は町有財産なるも、町に對し何らの収入もない。よつてこれを各部落の緣故住民に無償譲渡せんとする場合は、法第二百十三條の規定による町條例によらなくともよいか、この場合議會において出席議員の過半数をもつて決すべきか。三分の二以上の同意をもつて決す

べきか。

答 前段 法第二百十三條の規定によつて定めた町條例の規定によつて處分すべきである。

後段 個々の處分については、當該條例の規定に基いて議會の普通議決又は特別議決により、或は町の選舉人の投票によつて具體的にその可決がその決定せられそれに基いて長が執行することになる。

問三 統一整理條件第八條によれば、條例の變更は各部落緣故者の同意がなければできないと定められているが、町において緣故者の同意を得ず議會の議決によつて變更した場合(法に抵觸せざる範圍)當該條件に對抗できるか。

答 法第二百九條第一項後段の規定により、售價の變更又は廢止は市町村の議會の議決によつて行うことができるが、できる限り統一條件の精神も尊重すべきである。なお、昭二四、五、一六貴縣總務部長宛自治課長回答を参照されたい。

○地方自治法第二百十二條及び第二百三十條の疑義について

(昭二七、一、二八 地自行發第一四號)
(新潟縣總務部長宛 行政課長回答)

問一、柔道は、地方自治法第二百十二條及び第二百三十條でいう公の支配に屬しない教育に該當するか。

二、然りとすると柔道會の經營する柔道場の擴張建築費に對し市費助成することは同法に違反する行爲となるか。

答一、柔道は法第二百十二條及び第二百三十條に規定する教育事業ではないが、柔道の教授は、學校教育又は社會教育の内容の一部となり得るものであり、その限りにおいては教育事業に該當する。

二、柔道會が公の支配に屬しない場合には、違反となる。

○市議會事務局における豫算の執行（經理事務）について

（昭二七、二、八 地自行發第三七號）
福岡縣總務部長宛 行政課長回答

問 市における議會費に計上せる豫算の執行については、別紙（略）熊本縣廳と貴廳との間に照覆された見解（昭和二三、八、一六自發第六三八號）も存し、從來その執行面において議會事務局を各課解と同様に取り扱い總て庶務課長を経て市長に經伺の上運営して來たのであるが、最近事務局側においては、この種豫算の執行（即ち物品の購入その他一切の經費の支出負擔行為）は議長これを專行し、市長は單に支出命令行為のみを行うをもつて足りるが如き見解を持し、双方見解の對立を來たしているのであるが、かくては市豫算の統制、支出命令等について全責任を有する市長の職責を全うするに由なく従つて財政の適正なる運営を期し難く存するので貴廳の理論的見解を御教示願いたい。

答 豫算の執行權は議長にはなく、所開引用の熊本縣總務部長宛、行政實例は、現在も變更されているものでないから、從來通り取扱われたい。

○憲法第八九條並びに地方自治法第三三〇條の解釋について

（昭二七、二、一三 地自行發第四三號）
兵庫縣總務部長宛 行政課長回答

問一 私立學校法第三條の規定によつて學校法人が設置する幼稚園が一般幼兒を對象として幼稚園事業を經營しその事業費（經常費）に對し市費補助を申請しているが、右經營は、法人が單獨これに當り何等市の支配に屬していないが、學校法人としては學校教育法及び私立學校法の規定により廣範圍に亘つて公の支配を受けているものと認められ、市費補助金支出の可否に關し、貴見承りたい。

答 公の支配に屬し、補助金を支出することができるとの解する。
問二 宗教團體（主にキリスト教會等）及び一私人が幼稚園を設置し一般

兒童を對象として幼稚園事業を經營（學校法人として許可を受けないもの）し、その事業費に對し市費補助を申請しているが、右經營は、宗教團體又は私人が單獨にこれに當り、何等公の支配を受けていないので、前者は憲法第八九條、前段、並びに地方自治法第二百三十條前段の規定に、後者は、同法同條後段の規定に、いずれも該當し、市費補助金を支出できないものと認められるかどうか。

答 學校教育法第二條の規定により設置された以外の幼稚園には、補助金を支出することはできないと解される。

○地方自治法第二百十七條について

（昭二七、二、一三 地自行發第四五號）
奈良縣總務部長宛 行政課長回答

問 道路法第三十九條の規定による負擔金の徴收について「大和高田市道路工事費受益者負擔規程」及び「道路工事費受益者負擔規程施行細則」を議會の議決を経て定めたが、この規程は、地方自治法第二百十七條により公聽會を開いて意見を聞き條例で定めるべきであると考えるので、その議決した規程及び施行細則は無効と思われるかどうか。もし無効であれば如何なる措置を講じて救済すべきか。

答 前段 道路法による負擔金の徴收は、管理者（市長）の權限であるから地方自治法第二百十七條の規定は適用されず、管理者の定める規則によるべきである。従つて所問の如き規程及び細則を議會がその議決により定めたものでなければ、無効と解される。

後段 別段の定めはないが無効であることを公表し、あらたに市長が規則を定めるべきである。

○地方自治法施行令第七十一條の解釋について

（昭二七、二、一三 地自行發第四七號）
和歌山縣監査委員宛 行政課長回答

問一 地方自治法施行令第七十一條中の「公金」とは特別徵集義務者の取り扱う税金も含まれるものであるか。

(二) 含まれるものとするれば入場税、遊興飲食税の特別徴収義務者は、當然に地方自治法施行令百七十一條の監査の対象になるものと解されるが如何。

(三) 監査できるとすればその監査範囲は

(イ) 特別徴収義務者が法令の規定にもとずいて正確に徴収しているかどうか。

(ロ) 徴収せられた税金の保管状況が適正であるかどうか。

(ハ) 特別徴収義務者に對する知事の賦課徴収が適正かどうか。

(ニ) 當該税金の徴収を立證する帳簿及び書類が適正なものであるかどうかの諸點に及ぶものと思われるかどうか。

答 (一) 所問の公金には、特別徴収義務者の取り扱う税金は含まれないものと解する。

(二) 及び (三)、(一) により承知された。

○ 縣稅の收納事務について

(昭二七、三、一三 地自行發第七五號)
(岐阜縣總務部長宛 行政課長回答)

問 本縣においては縣稅の收納事務を左記 (略) 金庫事務契約により金庫事務受託銀行以外の銀行にも取り扱わせてあるが、右銀行の行う縣稅に係る收納事務は金庫事務の一部と解されるかどうか。

答 お見込の通り。

○ 地方自治法第二百十二條及び第二百三十條の解釋に關する疑義

(昭二七、三、一三 地自行發第七八號)
(福岡縣總務部長宛 行政課長回答)

問 戰歿遺家族の相互扶助を目的とする遺族を以つて組織された遺族會が平和國家再建に寄與せんとする趣旨のもとに平和塔建設を計畫し、町においてこの種施設の必要を感じているので建設後はこれを町に寄附し町の管理に屬せしめる意圖のもとに、町有公園内に建設を認可すると

もに、補助金を支出することは地方自治法第二百十二條、第二百三十條の規定に抵觸するか。

答 抵觸しないものと解する。

○ 地方自治法第九十七條第二項の疑義について

(昭二七、三、一三 地自行發第八〇號)
(全國都道府縣議會議長會事務局長宛 行政課長回答)

問 議長に提出された追加豫算案に對し議員發議による修正案が出た場合その修正内容中に當初豫算 (才入) 中には計上されているが、右追加豫算案には全然含まれない豫算の目が設けてあることは適法かどうか。適當でないとするればその法的根據如何。

答 前段 發案權の侵害となり違法と解する。

後段 地方自治法第九十九條第二項の規定によるべきである。

その他法令關係

○ 固定資産評價員の懲罰

(昭二七、二、八 青森縣總務部長宛)
(行政課長電信回答)

問 市町村長は固定資産評價員を自由裁量によつて任免できるか、懲戒處分することはできない。

答 前段 選任については地方稅法の規定によるべきであり、罷免については、お見込の通り。後段 罷免の程度に至らない懲戒處分はできると解する。

○ 都府縣總合發審議會に關する疑義

(昭二七、二、二八 地自行發第六六號)
(長崎縣總務部長宛 行政課長回答)

問 一 國土總合開發法第九條第一項の規定に基き設置される都府縣總合開發審議會は、知事の純然たる補助機關 (附屬機關) と解して差し支えない

しか。

答 都府縣知事の諮問機關と解すべきである。

問二 右のとおりとすれば知事の補助機關としての職員とは全く別個に審議會の事務職員（行政委員會の事務職員の如し）を置くことは違法と解するかどうか。

答 諮問機關と解する限り所問の如き知事の補助機關と別個の職員を置くべきでないと解する。

問三 條例で「事務局の組織その他必要な事項は會長が知事と協議の上、審議會に諮つて定める」と規定することは、地方自治法第九十二條第二項の規定により議會で議決すべき事項として條例で定めない限り違法と解するかどうか。この場合前段の適法な手續をとつたとしても「會長が知事と協議の上云々」と規定することは適法でなく、「事務局の組織その他必要な事項」について會長の權限を委任する必要があるれば、「會長があらかじめ知事の承認を得て定める。」又は「會長があらかじめ知事の承認を得た上で審議會に諮つて定める」と規定するのが適當と解するかどうか。

答 前段、設問の條例は、國土總合開發法第九條第四項の規定により定めうるものであつて、設問の如き方法をとる必要はない。後段、設問の條例の具體的内容は、貴縣の實情によつて定められるべきである。

問四 右の場合、議會で議決すべき事項として條例で定めることは適法であつても妥當ではなく、従つて知事規則（この場合は訓令で足りると思ふ。）で規定するのが適當と解するかどうか。

答 三により承知された。



圖書室便り

○新購入圖書紹介

圖書名	著編者
南方熊楠全集 六	澁澤 敬三
第二次大戦回顧録 12	ウイストン・チャーチル
第三次世界大戦	南 陽 介
世界歴史辭典 九	下 中 彌三郎
人間の歴史 2	安 田 徳太郎
人間の生長	
あゝ朝鮮	アレクセイ・コージン
清澄に歸れる日連	中 里 介 山
赤い中國の横顔	リン・ランドマン
日本にいるアメリカ人	アモス・ランドマン
現代會計實務講座 一	高木 秀人 譯
財務諸表	太 田 哲三 外
豫算統制	古 川 榮二 外
企業會計法規	田 中 誠 二
別卷二	古 川 榮
管理會計の實務演習	
別卷三	渡 部 義雄 外
會計監査の實務演習	

別卷五

會計數理の實務演習

法律學大系、法學理論篇

終戦史録

新判例大系(公法編)Ⅱ

新平家物語 六

源氏物語 四

山窩は生きている

昭和の動亂 下

現代日本小説大系別冊 2

嵐というらむ

地に爪跡を残すもの 上

馬喰一代

千羽鶴

現代日本小説大系別冊 3

毛澤東の文藝講和

財界百人百話

我輩も猫である

風流悟道軒

社長ぐらし三十年

一等サラーマン

舊師、舊友

第3ぶらりひょうたん

讀書の伴侶

佐藤 信吉

日本評論新社

外務省

新日本法規株式會社

吉川 英治

谷崎 潤一郎

三角 寛

重光 葵

井伏 鱒二 外

獅子文六

佐々木 邦

中山 正男

川端 康成

椎名 麟三 外

鹿 地 亘

勝 川 昆之助

高 田 保

川 口 松太郎

浅 野 晃

藤 山 愛一郎

源 氏 鶏 太

大 内 兵 衛

高 田 保

弘 山 康

文 堂

受贈先

北海道 林務部

昭和二十五年國勢調査

一〇%抽出集計結

總理府統計局

果速報(その十二、十三)

北海道労働科学研究所

雪災現象の影響

昭和二十六年度北海道労働經濟の推移

本道賃金資料と現状分析

現代かなづかいの意義

話しことばの性格

話したことばの表現

國語問題をこう考える

外國郵便の七十五年

人事院年次報告

世界の動き

郵便統計要覽(二十四年度)

ベルマ國際同盟の現況

全國大學一覽

北海道乳兒動態統計

北海道における

味噌醬油醸造事業

木材工業圖集

北海道立工業試驗場報告

一一五一一九

獨立日本と世界の動き

平和日本の安全と使命

北海道自治 五月號

綜合經濟 同

ジエトロ 同

北海 警 友五、六月號

北海道労働經濟五月號

道税通信 十七號

農家の友 四月號

郵便時報 同

物價調査月報 三月號

農林時報 四月號

北海道立労働科学研究所

同

同

文 部 省

同

同

郵政省郵務局

人 事 院

外務省情報文化局

郵政省郵務局

文 部 省

同

北海道民生部、衛生部

北海道拓殖銀行調査部

北海道立工業試驗場

同

外務省情報文化局

外務省情報文化局

北海道自治協會

道綜合經濟研究所

海外市場調査會

札幌警察管區本部

北海警察友編集部

道立労働科學研究所

北海道總務部稅務課

北海道農業改良普及協會

郵 政 省

物 價 廳

電氣通信施設局

農 林 省

文 部 時 報 同	農 林 統 計 調 查 二、三月號	文 部 省
建 設 月 報 五月號	農 林 省	
岩 手 縣 議 會 時 報 四月號	建 設 省	
神 奈 川 縣 議 會 月 報 同	岩 手 縣 議 會 事 務 局	
栃 木 縣 議 會 月 報 同	神 奈 川 縣 議 會 事 務 局	
群 馬 縣 議 會 時 報 四、五月號	栃 木 縣 議 會 事 務 局	
	群 馬 縣 議 會 事 務 局	

昭和二十七年六月二十日發行

北海道議會時報

第四卷第六號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話 ② 一、八二〇番